

第3次 犬山市 障害者基本計画

第5期 犬山市障害福祉計画

第1期 犬山市障害児福祉計画

平成30年3月

犬山市

はじめに

障害者福祉の基本方針を定めた「第3次犬山市障害者基本計画」、具体的な施策やサービス量の目標を定める「第5期犬山市障害福祉計画」「第1期犬山市障害児福祉計画」が、一斉に30年スタート年度となります。

障害者・児をめぐる法律や社会情勢は、「第2次犬山市障害者基本計画」を策定した平成24年以降から、また大きく変化してきました。

平成26年1月に日本でも批准した国連の「障害者権利条約」で、すべての人権と基本的自由が普遍的に保障される社会を目指すことを明確にし、平成28年4月には「障害者差別解消法」が施行され、不当な差別の禁止や合理的配慮の提供などが規定されました。

その中で、犬山市では、すべての市民一人ひとりが優しさと支え合いの中で暮らしていくことのできる「誰もが地域であんきに暮らせるまち 犬山」の不変の基本理念のもと、福祉部門のみならず、医療や教育、労働等、関係機関が一体となって支援していくシステムづくりを一層進めていきます。

平成30年4月の「障害者総合支援法」の改正の方向性は、長期入院者の地域移行の促進、就労移行・就労定着事業の新設など、自立支援が大きな目的となっています。その実現のためには、障害があっても、将来に希望や生きがいをもって暮らしていけるような環境整備や、就労支援、スポーツ・文化活動、生涯学習への支援を継続的に効果的に行うことが必要です。

また、地域社会で障害を持つ人への理解を深め、物理的・心理的両面から、垣根を取り除いていく努力をしていかなければなりません。

平成30年4月には、障害者総合相談窓口として専門職員を複数配置した「基幹相談支援センター」を市役所1階に設置します。どんな障害をもつ人でも、乳幼児から高齢者まで、障害種別や年齢に関わらず、相談を受付け、必要な専門支援・サービス、地域の理解を深める働きかけもしながら、ワンストップの連携を進めていきます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、熱心にご審議を賜りました犬山市障害者計画推進委員会の田中委員長をはじめとする各委員の皆様、策定のヒアリングにご協力いただきました皆様、ご意見をお寄せいただきました皆様に対しまして、心から感謝申し上げます。



平成30年3月

犬山市長 山田 拓郎

犬山市に根ざした 障害者福祉の充実と発展を

犬山市の障害者福祉に関する諸計画が新たに策定されました。この間の障害者諸計画（「第2次障害者基本計画」平成24-29年度・「第4期障害福祉計画」平成27-29年度）に関わる重要な出来事を振り返り、今後に向けた課題について考えてみたいと思います。

平成26年1月、日本政府は国連の「障害者権利条約」を批准しました。そのために、「障害者虐待防止法」（平成23年）、「改正障害者基本法」（平成23年）、「障害者総合支援法」（平成24年）、「障害者差別解消法」（平成25年）を改正・制定し、国内法の整備を進めてきました。この条約は、障害者福祉の歴史に画期を記すもので、わが国の障害福祉の国際的国内的な土台が築かれました。

この条約の基本精神は、“Nothing about us without us”（私たち抜きに、私たちのことを決めないで!）ということに尽きます。また、この条約のキーワードを一つあげるとすれば、「合理的配慮」ということだと思います。

一方、今なお、私たちには悪夢としか思えないのは、平成28年7月26日未明、神奈川県相模原市の県立知的障害者施設「津久井やまゆり園」で、元施設職員の男（犯行当時26歳）が侵入し、所持していた刃物で入所者19人を刺殺し、入所者・職員計26人に重軽傷を負わせた大量殺人事件（「相模原障害者施設殺傷事件」）です。これは、第二次世界大戦後の日本で発生した殺人事件としては最悪の大量殺人事件として日本社会に衝撃を与えました。

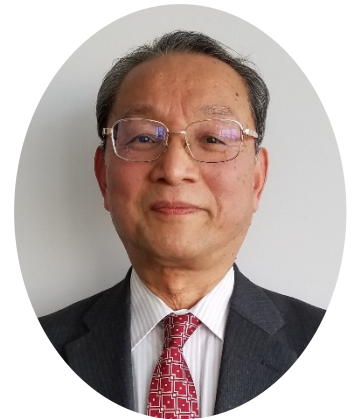
障害者・家族、関係者にとってさらにショックだったことは、国民の一部とはいえ、今なお障害者は社会には役立たない無用な人間であるという潜在化した考えが、このような事件として表面化したということでした。この悲惨な事件を通して、私たち障害者福祉に関わる者が学ばなければならない最も大切な事は、私たちの仕事はすべて、障害者の人間としての尊厳を守り生命を輝かせることに向けられているのだということです。

さて、2020年に東京オリンピック・パラリンピックが開催され、世界のグローバル化、AI化がさらに進行し、今後のわが国の社会・経済を大きく変えていこうとしています。それは、障害者福祉にも大きな影響を与えるでしょう。平成27年度に文部科学省に「障害者生涯学習支援推進室」が設置されました。これは、近い将来の社会的変化を見越して、障害者が生涯を通して学び続け人間的成長を図ることを支援していこうとするものです。

最後になりましたが、事務局のみなさんのご努力と犬山を愛してやまない委員のみなさんの多大なお力添えによって、犬山市の新たな障害者諸計画が無事策定できましたことに心より感謝申し上げます。

平成30年3月

犬山市障害者計画推進委員会委員長
田中良三



目次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 障害者の定義	4

第2章 障害のある人を取り巻く現状

1 障害のある人の状況	5
2 障害児の療育・教育、特別支援学校の状況	16
3 雇用・就業の状況	21
4 障害者数の推計	23

第3章 基本的な視点

1 基本理念	27
2 重点課題	28
3 施策の体系	30

第4章 分野別施策の展開方向と今後の取組み

1 啓発・広報	31
2 相談・情報	37
3 生活支援	44
4 生活環境	50
5 保健・医療	55
6 教育・育成	58
7 雇用・就業	64

第5章 障害福祉サービスなどの数値目標

1 サービスの見込量とサービス確保の方策	69
2 地域生活支援事業の実施に関する事項	87
3 児童福祉法に基づく見込量と確保の方策	98

第6章 計画の点検・評価

1 計画の推進体制	101
-----------------	-----

2 計画の点検・評価.....	102
-----------------	-----

資料編

1 計画策定の経過.....	103
2 犬山市障害者計画推進委員会規則.....	104
3 犬山市障害者計画推進委員会委員名簿.....	106
4 犬山市障害者施策推進検討会委員名簿.....	107
5 アンケート調査の概要.....	108
6 障害者団体ヒアリングの概要.....	109
7 用語の解説.....	118



第 1 章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

国においては、平成18年（2006年）に国際連合^(※)が採択した「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約^(※)」という。）の批准に向けた国内法の整備や制度の改革を進めてきました。

平成23年（2011年）に改正した「障害者基本法^(※)」では、障害のある人の定義を見直すとともに、合理的配慮^(※)の概念が盛り込まれ、平成24年（2012年）には、従来の障害者自立支援法^(※)を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律^(※)」（以下「障害者総合支援法」という。）に改正し、難病^(※)患者を障害福祉の対象に含めるなど制度改正を推進してきました。さらに、平成25年（2013年）には、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律^(※)」（以下「障害者差別解消法」という。）が制定されました。この間、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律^(※)」（以下「障害者虐待防止法」という。）、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律^(※)」（以下「障害者優先調達推進法」という。）、「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」などが制定されています。

これら一連の法整備などを経て、平成26年（2014年）1月に「障害者権利条約」が批准されました。条約の批准により、障害のある人の権利の実現に向けた取組みが一層強化され、人権尊重についての国際協力が推進されることとなりました。

愛知県では、平成28年（2016年）に「あいち健康福祉ビジョン2020」が策定され、障害者施策を含めた福祉施策が推進されています。

本市においては、平成24年（2012年）に「第2次犬山市障害者基本計画・第3期犬山市障害福祉計画」、平成27年（2015年）に「第4期犬山市障害福祉計画」を策定し、「誰もが地域であんきに暮らせるまち 犬山」の基本理念のもと、市民協働で幅広い分野にわたる障害者福祉施策を推進してきました。

これまでの取組みの成果や国の障害者制度改革に向けた新たな動き、そして本市の将来のあるべき姿を視野に入れ、障害のある人の自立や社会参加に向けた施策の一層の推進を図るため、前計画の基本理念を継承し、今後の本市の障害者施策の基本的方針を定める「第3次犬山市障害者基本計画」と、その生活支援に関する実施計画「第5期犬山市障害福祉計画」及び「第1期犬山市障害児福祉計画」を策定するものです。

1 障害者制度の変遷

年	国の主な流れ	内容
H15 (2003)	支援費制度の導入 (平成15年4月1日)	従来の措置制度から転換し、障害のある人の自己決定によるサービスの利用が可能となる
H18 (2006)	障害者自立支援法施行 (平成18年4月1日)	障害者自立支援法に基づくサービス提供主体を市町村に一元化などの移行開始、利用者負担を応益負担へ変更
	教育基本法改正・施行 (平成18年12月22日)	障害のある人が十分な教育を受けられるよう必要な支援を講ずる旨を規定
H19 (2007)	障害者権利条約署名 (平成19年9月28日)	障害者の権利に関する条約(障害のある人の権利の実現のための措置等について定める条約)の批准に向けた取組みを開始
H23 (2011)	改正障害者基本法施行 (平成23年8月5日)	障害者制度改革の推進により、目的規定や障害者の定義、基本的施策に関する内容などを大幅に見直し
H24 (2012)	改正障害者自立支援法及び改正児童福祉法 ^(※) 施行 (平成24年4月1日)	利用者負担について応能負担を原則とし、障害者の範囲の見直し、相談支援体制の強化、障害児支援施設の一元化、障害児通所支援の創設
	障害者虐待防止法施行 (平成24年10月1日)	障害者に対する虐待の禁止や国などの責務、養護者に対する支援に関する施策などを規定
H25 (2013)	障害者優先調達推進法施行 (平成25年4月1日)	国や地方公共団体、独立行政法人などが物品やサービスを調達する際、障害者就労施設などから優先的・積極的に調達することを規定
	障害者総合支援法施行 (平成25年4月1日)	障害福祉サービスの充実など日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、障害者の範囲の拡大、障害のある人への支援の拡大を推進
H26 (2014)	障害者権利条約批准 (平成26年1月20日)	条約の批准により、障害のある人の権利の実現に向けた取組みと人権尊重の国際協力を一層推進
H28 (2016)	改正障害者雇用促進法 ^(※) 施行 (平成28年4月1日)	雇用における差別の禁止、合理的配慮の提供義務、苦情処理・紛争解決援助などを規定
	障害者差別解消法施行 (平成28年4月1日)	障害を理由とする差別の解消を推進することを目的に、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供などを規定
H30 (2018)	改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法施行 (平成30年4月1日)	障害のある人が望む地域生活の支援や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応、サービスの質の確保・向上のための環境整備等を規定

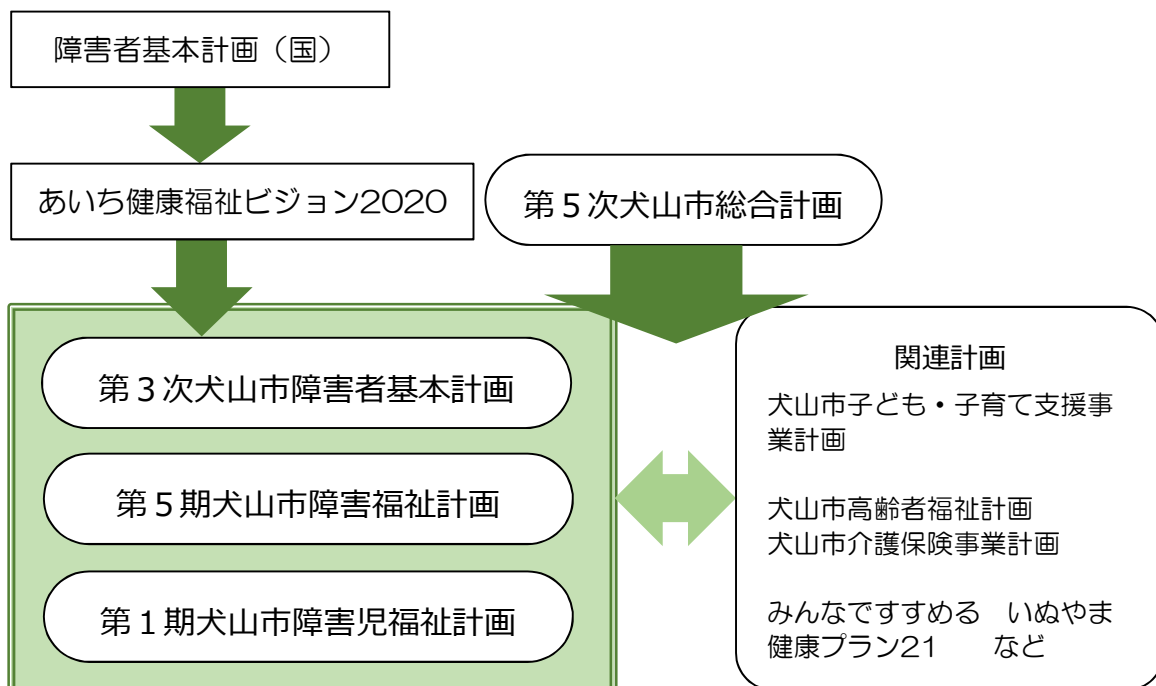
2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法に基づく「第3次犬山市障害者基本計画」と、障害者総合支援法に基づく「第5期犬山市障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「第1期犬山市障害児福祉計画」を一体的に策定したものです。

「第3次犬山市障害者基本計画」は本市の障害者施策の基本方向、「第5期犬山市障害福祉計画」及び「第1期犬山市障害児福祉計画」は障害福祉サービス、相談支援及び地域支援事業、児童福祉法に基づくサービス量の見込みと確保に関する実施計画を策定しています。

また、本計画は国の「障害者基本計画^(※)」、愛知県の「あいち健康福祉ビジョン2020」、市の上位計画である「第5次犬山市総合計画」や関連計画などとの調整を図り、策定しています。

項目	障害者基本計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (昭和45年法律第84号)	障害者総合支援法 (平成17年法律第123号)	児童福祉法 (昭和22年法律第164号)
性格	障害者施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画 (基本計画的)	障害福祉サービス、地域生活支援事業の見込量と提供体制を確保するための計画 (実施計画的)	児童福祉法に基づくサービスの見込量と提供体制を確保するための計画 (実施計画的)
位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 障害者基本法に基づく市町村障害者計画 第5次犬山市総合計画の関連計画 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画 第5次犬山市総合計画の関連計画 愛知県障害福祉計画と関連する計画 	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画 第5次犬山市総合計画の関連計画



3 計画の期間

「第3次犬山市障害者基本計画」は、平成30年度(2018年度)から平成35年度(2023年度)までの6年間を計画期間とし、「第5期犬山市障害福祉計画」及び「第1期犬山市障害児福祉計画」は、平成30年度(2018年度)から平成32年度(2020年度)までの3年間を計画期間とします。

ただし、国及び県の動向や社会情勢の変化に対応するため、必要がある場合は計画期間内においても見直しを行います。

年度		24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)	35 (2023)
国	障害者基本計画	→						→					
県	あいち健康福祉ビジョン	→					→						
市	犬山市総合計画	→ 5次(23年度~)											
	犬山市障害者基本計画	→ 2次						→ 3次					
	犬山市障害福祉計画	→ 3期		→ 4期			→ 5期						
	犬山市障害児福祉計画								→ 1期				

4 障害者の定義

本計画において、「障害者」「障害のある人」とは「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害^(※)を含む。)その他心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者及び難病患者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者」をいいます。

また、これらのうち満18歳に満たない者を「障害児」「障害のある児童」といいます。



第 2 章 障害のある人を取り巻く現状

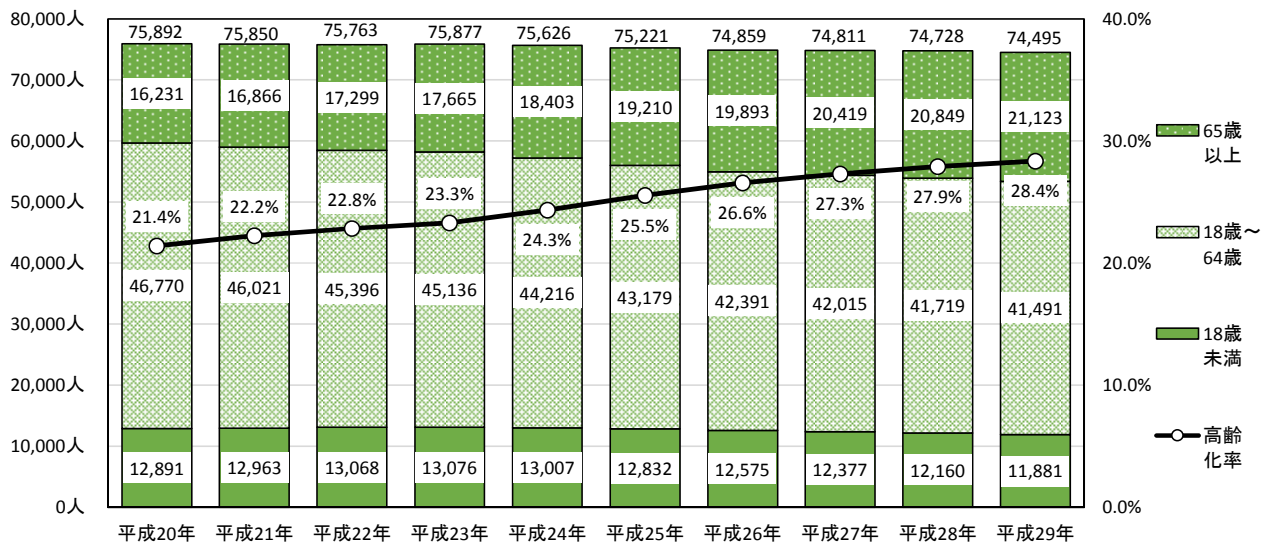
1 障害のある人の状況

1 総人口の推移

本市の総人口は全体的に減少を続けており、平成29年には74,495人、30,756世帯となりました。年齢別では、65歳以上は年々増加傾向となっており、平成29年10月時点の高齢化率は28.4%です。一方、18～64歳は年々減少傾向になっています。

■図表2-1 総人口の推移

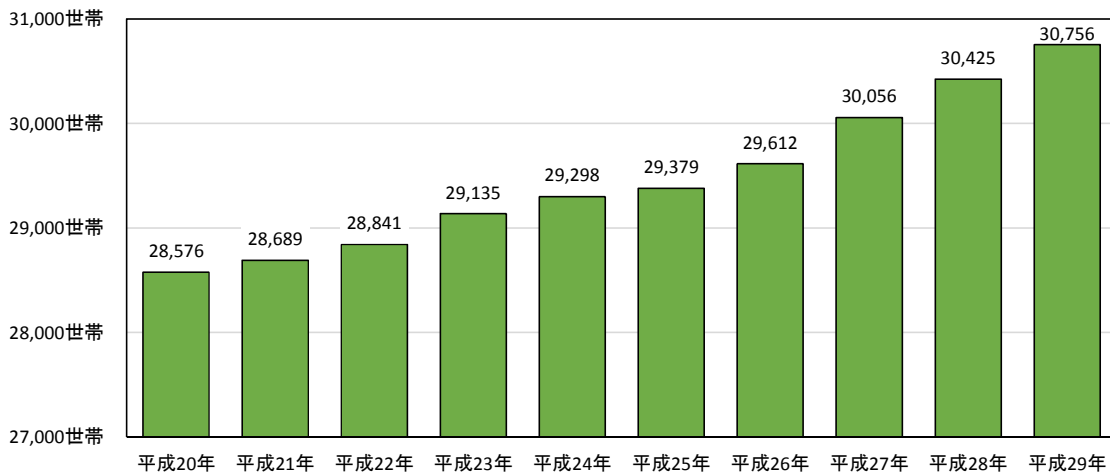
単位：人、%



資料：市民課（各年10月1日現在）

■図表2-2 世帯数の推移

単位：世帯



資料：市民課（各年10月1日現在）

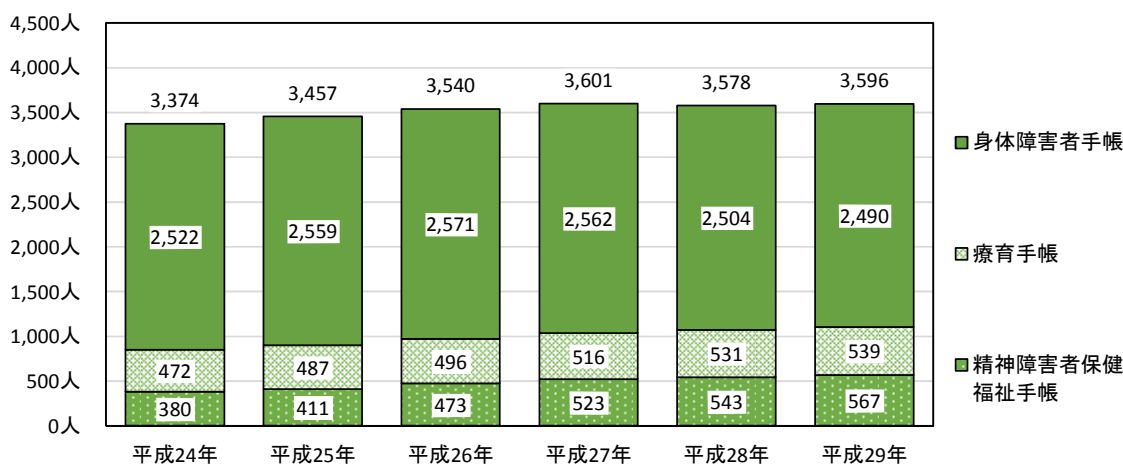
2 障害者手帳所持者の状況

(1) 障害者手帳所持者の推移

平成29年4月現在、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人は3,596人となっています。平成24年以降、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。

■図表2-3 障害別手帳所持者数の推移

単位：人



(各年4月1日現在)

■図表2-4 年齢階層別にみた障害者手帳所持者の推移

単位：人

区分		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
身体障害者手帳所持者	18歳未満	47	48	50	53	56	51
	18歳～64歳	763	731	710	660	628	604
	65歳以上	1,712	1,780	1,811	1,849	1,820	1,835
	合計	2,522	2,559	2,571	2,562	2,504	2,490
療育手帳所持者	18歳未満	112	119	119	128	143	140
	18歳～64歳	360	368	377	348	343	351
	65歳以上	40	45	40	40	45	48
	合計	472	487	496	516	531	539
精神障害者保健福祉手帳所持者	18歳未満	-	-	-	16	21	25
	18歳～64歳	-	-	-	399	415	431
	65歳以上	-	-	-	108	107	111
	合計	380	411	473	523	543	567

(各年4月1日現在)

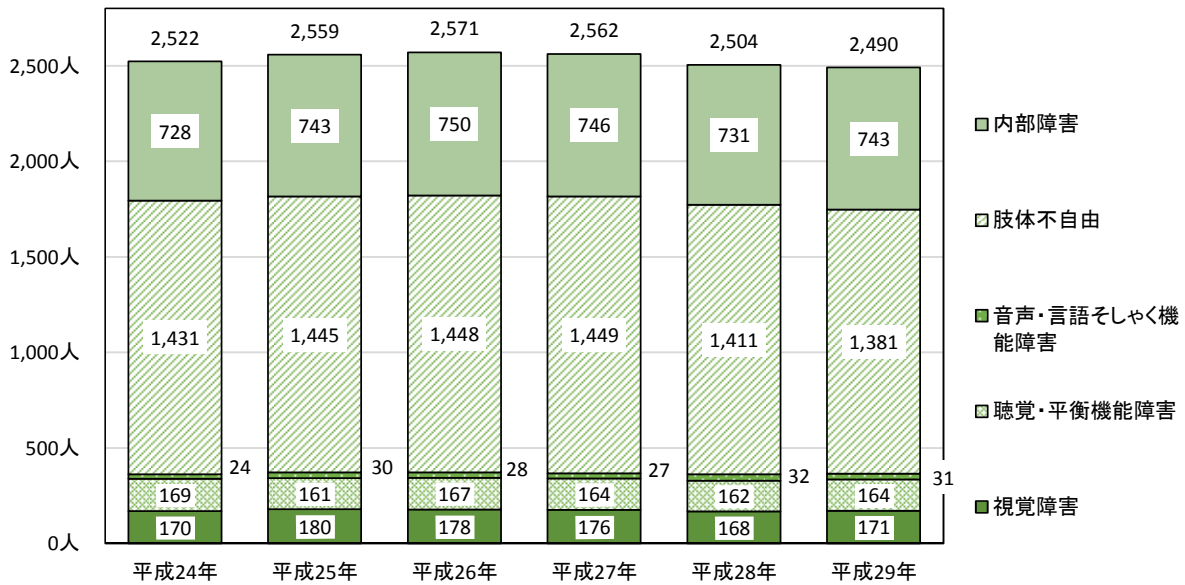
※平成24年、平成25年、平成26年における療育手帳所持者の18～64歳以下と65歳以上の内訳及び精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢の内訳は不明

(2) 身体障害者手帳所持者

平成29年4月現在、身体障害者手帳所持者の障害種類別では、視覚障害は171人、聴覚・平衡機能障害は164人、音声・言語そしゃく障害は31人、肢体不自由は1,381人、内部障害^(※)は743人となっています。障害種類別では、肢体不自由が55.5%と最も多く、等級別では、1級が27.3%と最も多くなっています。

■図表2-5 障害種類別身体障害者手帳所持者の推移

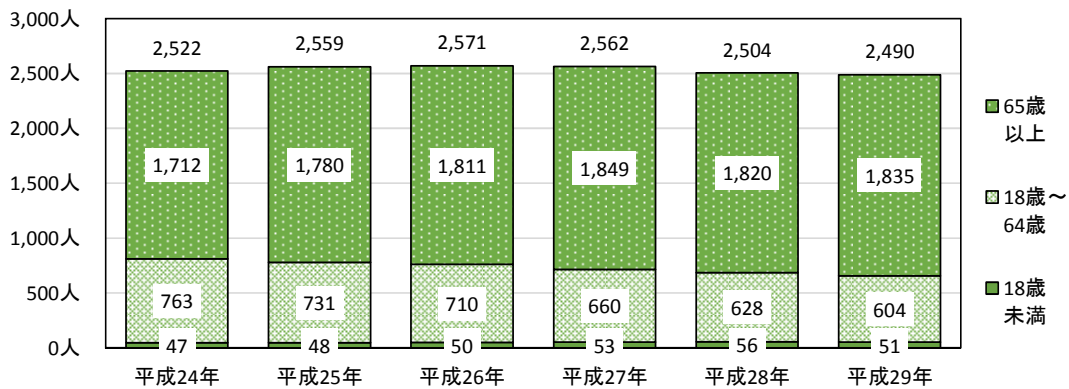
単位：人



(各年4月1日現在)

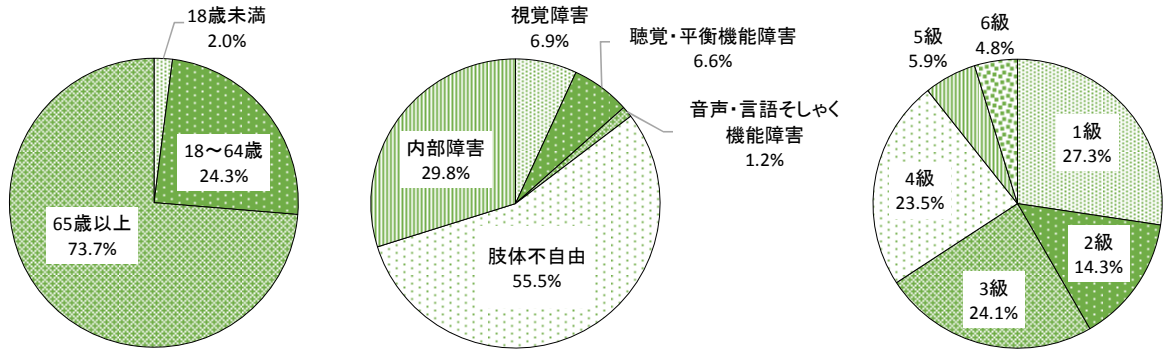
■図表2-6 年齢階層別身体障害者手帳所持者の推移

単位：人



(各年4月1日現在)

■図表 2-7 年齢階層別、障害種類別、障害程度別身体障害者手帳所持者の構成比



(平成 29 年 4 月 1 日現在)

■図表 2-8 障害種類別にみた身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

区分		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
視覚障害	障害者	168	179	177	174	166	169
	障害児	2	1	1	2	2	2
	合計	170	180	178	176	168	171
聴覚・平衡機能障害	障害者	155	149	152	151	149	152
	障害児	14	12	15	13	13	12
	合計	169	161	167	164	162	164
音声・言語そしゃく機能障害	障害者	24	29	28	27	32	31
	障害児	0	1	0	0	0	0
	合計	24	30	28	27	32	31
肢体不自由	障害者	1,406	1,416	1,421	1,417	1,378	1,351
	障害児	25	29	27	32	33	30
	合計	1,431	1,445	1,448	1,449	1,411	1,381
内部障害	障害者	722	738	743	740	723	736
	障害児	6	5	7	6	8	7
	合計	728	743	750	746	731	743

(各年 4 月 1 日現在)

■図表 2-9 等級別にみた身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

区分		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
1級	障害者	652	671	682	669	653	663
	障害児	15	14	16	18	18	18
	合計	667	685	698	687	671	681
2級	障害者	393	381	373	364	342	341
	障害児	13	15	17	19	20	15
	合計	406	396	390	383	362	356
3級	障害者	625	630	646	641	620	592
	障害児	12	11	10	8	9	9
	合計	637	641	656	649	629	601
4級	障害者	570	588	583	586	572	585
	障害児	1	3	2	2	2	1
	合計	571	591	585	588	574	586
5級	障害者	131	137	135	149	155	145
	障害児	0	0	0	1	1	1
	合計	131	137	135	150	156	146
6級	障害者	104	104	102	100	106	113
	障害児	6	5	5	5	6	7
	合計	110	109	107	105	112	120

(各年4月1日現在)

障害種類別での等級別では、内部障害の1級が404人で最も多くなっています。
 障害種類別・年齢・性別では、肢体不自由で65歳以上の女性が603人で最も多くなっています。

■図表2-10 障害種類別・等級別にみた身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

区分		視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害	計
1級	障害者	47	14	3	199	400	663
	障害児	0	0	0	14	4	18
	合計	47	14	3	213	404	681
2級	障害者	53	33	2	244	9	341
	障害児	0	5	0	10	0	15
	合計	53	38	2	254	9	356
3級	障害者	15	23	15	390	149	592
	障害児	0	1	0	5	3	9
	合計	15	24	15	395	152	601
4級	障害者	14	23	11	359	178	585
	障害児	0	1	0	0	0	1
	合計	14	24	11	359	178	586
5級	障害者	28	0	0	117	0	145
	障害児	1	0	0	0	0	1
	合計	29	0	0	117	0	146
6級	障害者	12	59	0	42	0	113
	障害児	1	5	0	1	0	7
	合計	13	64	0	43	0	120

(平成29年4月1日現在)

■図表2-11 障害種類別・年齢別・性別でみた身体障害者手帳所持者数

単位：人

区分	18歳未満			18～64歳			65歳以上			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
視覚障害	1	1	2	24	17	41	48	80	128	73	98	171
聴覚・平衡機能障害	5	7	12	15	17	32	45	75	120	65	99	164
音声・言語そしゃく機能障害	0	0	0	7	2	9	15	7	22	22	9	31
肢体不自由	14	16	30	195	173	368	380	603	983	589	792	1,381
内部障害	5	2	7	108	46	154	347	235	582	460	283	743
計	25	26	51	349	255	604	835	1,000	1,835	1,209	1,281	2,490

(平成29年4月1日現在)

(3) 療育手帳所持者

平成29年4月現在、療育手帳所持者の障害程度別では、A判定は216人、B判定は134人、C判定は189人となっています。平成24年以降では、平成29年のA判定が216人で最も多くなっています。年齢階層別では、平成27年以降、65歳以上で増加傾向となっています。

■図表2-12 障害程度別にみた療育手帳所持者数の推移

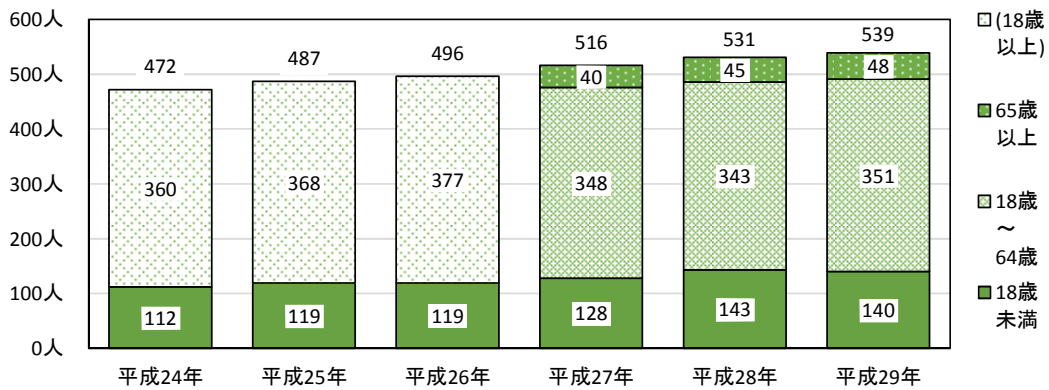
単位：人

区分		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
A判定	障害者	157	160	161	166	168	171
	障害児	38	36	36	38	44	45
	合計	195	196	197	204	212	216
B判定	障害者	105	109	113	110	112	118
	障害児	20	20	23	29	28	16
	合計	125	129	136	139	140	134
C判定	障害者	98	99	103	112	108	110
	障害児	54	63	60	61	71	79
	合計	152	162	163	173	179	189

(各年4月1日現在)

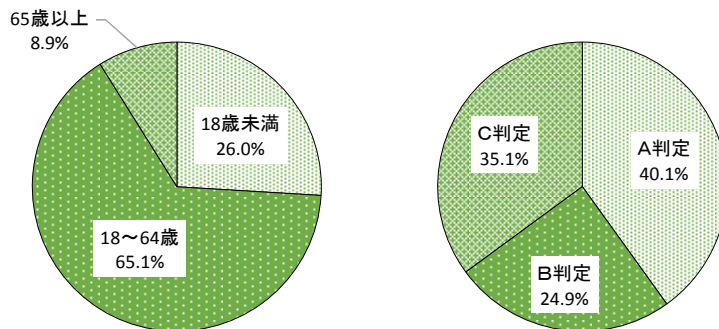
■図表2-13 年齢階層別療育手帳所持者の推移

単位：人



(各年4月1日現在)

■図表2-14 年齢階層別、等級別療育手帳所持者の構成比



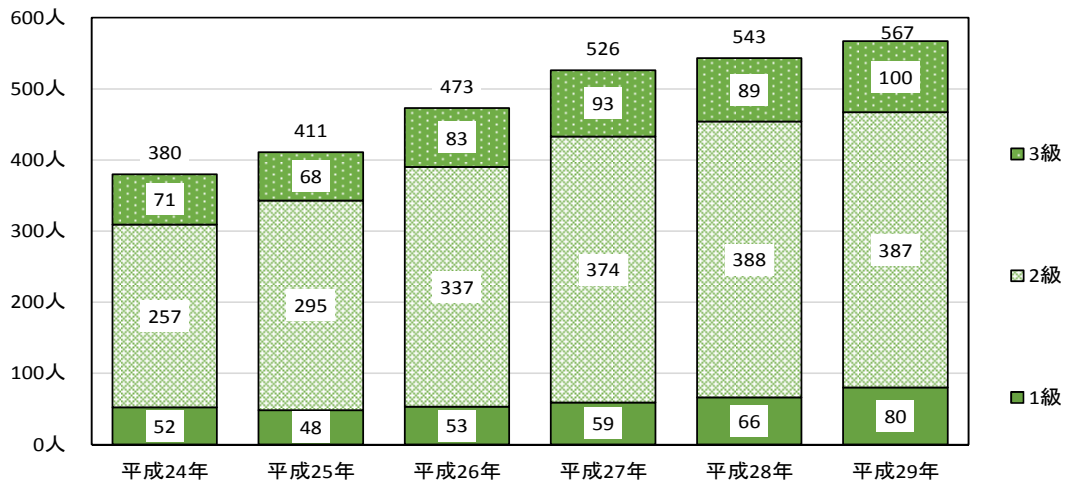
(平成29年4月1日現在)

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者

平成29年4月現在、精神障害者保健福祉手帳所持者の障害等級別では、1級は80人、2級は387人、3級は100人となっています。平成24年以降は、2級が387人で最も多くなっています。年齢階層別では、いずれの年代も増加傾向となっています。

■図表2-15 障害等級別にみた精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

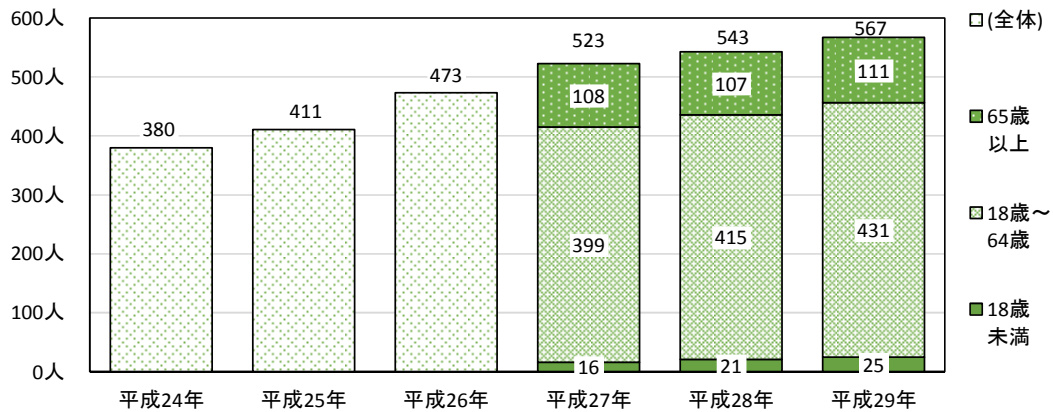
単位：人



(各年4月1日現在)

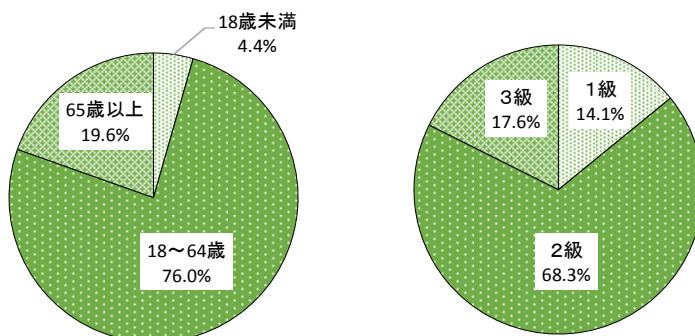
■図表2-16 年齢階層別精神障害保健福祉手帳所持者の推移

単位：人



(各年4月1日現在)

■図表2-17 年齢階層別、等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の構成比



(平成29年4月1日現在)

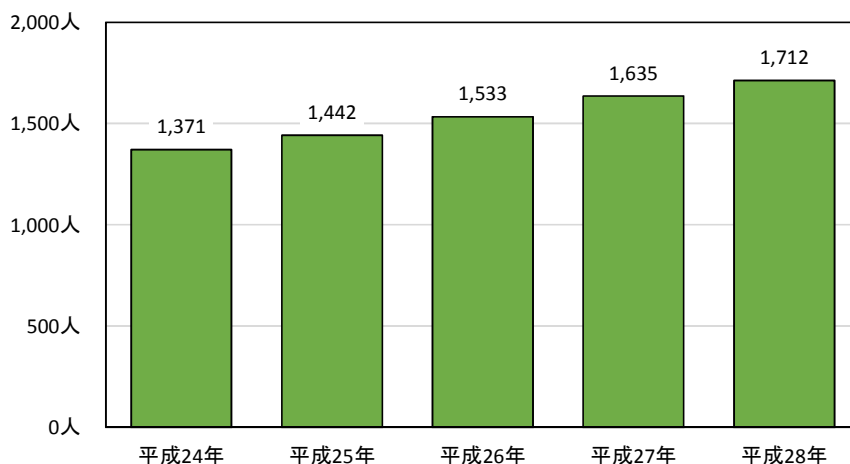
3 精神疾患・自立支援医療の受給状況

平成28年12月現在、精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療・医療保護入院届・警察官などの通報により愛知県江南保健所で把握している本市の精神疾患患者数の平成24年と平成28年の比較では、1,371人から341人増の1,712人となっています。

自立支援医療（精神通院）受給者も年々増加傾向にあります。

■図表 2 - 18 精神疾患患者数の推移

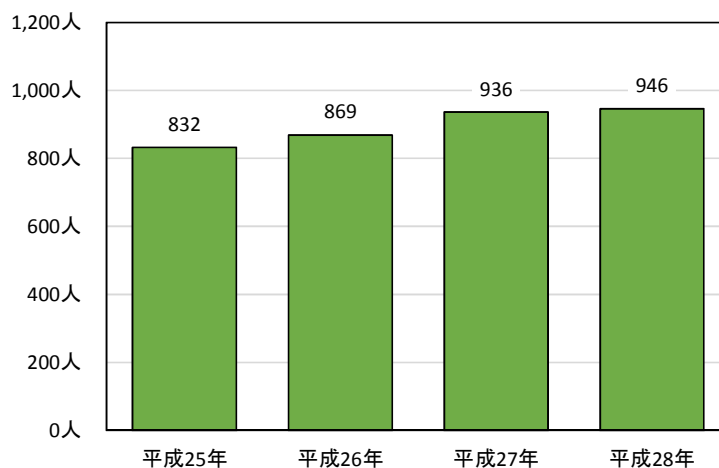
単位：人



資料：愛知県江南保健所（各年 12 月 31 日現在）

■図表 2 - 19 自立支援医療（精神通院）受給者の推移

単位：人



資料：愛知県江南保健所（各年 12 月 31 日現在）

※精神疾患別受給者はデータなし

(1) 発達障害者

発達障害者支援法^(※)では、発達障害とは、「自閉症^(※)、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害^(※)、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。

犬山市教育委員会が、市内すべての小・中学校を対象に平成29年9月1日現在で調査した「通常の学級における特別な支援の必要な児童生徒数」^(注)によると、小・中学校の通常の学級において、知的発達に遅れはないものの、学習面や行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒は約6%（小学校298人、中学校72人、計370人）の割合で在籍しているという結果が出ています。

また、本市において、犬山市障害者扶助料を受給している人で、障害者手帳所持者を除いた自閉症やアスペルガー症候群などの診断を受けた人は、平成29年3月31日現在で123人となっています。

(注) 本調査は、担任教師による回答に基づくもので、LDの専門家チームや医師などの診断によるものではないため、本調査の結果は、LD・ADHD・高機能自閉症の割合を示すものではない点に留意する必要があります。

■図表2-20 障害者扶助料を受けていて、自閉症状群と診断された者の数（手帳所持者を除く） 単位：人

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
自閉症状群と診断された者	110	114	118	123

(各年3月31日現在)

(2) 高次脳機能障害者

交通事故や病気などにより脳に損傷を受け、その後遺症として記憶、注意、社会的行動といった認知機能（高次脳機能）が低下した状態を高次脳機能障害といいます。平成19年度に東京都福祉保健局障害者施策推進部が実施した高次脳機能障害者実態調査によると、東京都内の高次脳機能障害者数は49,508人、人口10万人あたり385人と推定され、これをそのまま本市の人口に当てはめると、平成28年4月時点で287人の高次脳機能障害者がいると推定されます。

4 難病患者の状況

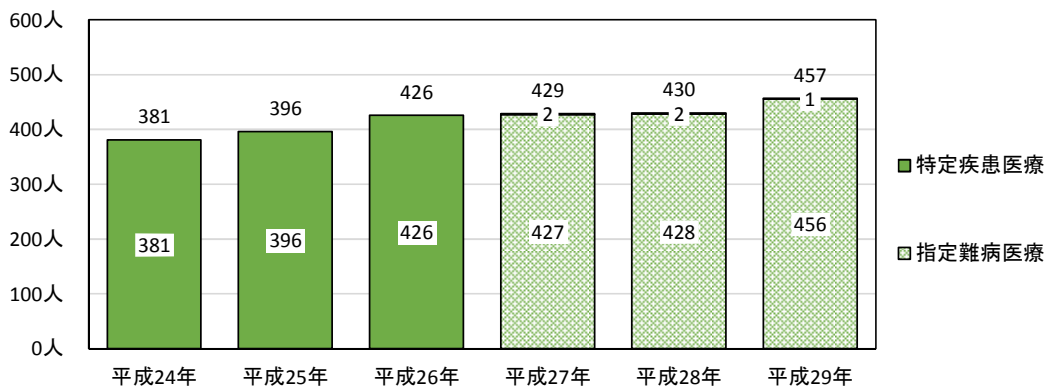
原因が不明で治療方法が確立していない疾病を難病と呼んでいます。長期の療養を必要とするため、指定を受けた疾病について、医療費が助成されます。

本市の特定医療費受給者証（指定難病・特定疾患）の所持者数の平成24年と平成29年の比較では、381人から76人増の457人となっています。

なお、指定難病の対象疾病数は、平成27年1月に110疾病が指定され、その後の追加指定により、平成29年4月からは330疾病へ拡大されました。

■図表2－21 特定医療費受給者証所持者数の推移

単位：人



資料：愛知県江南保健所（各年4月1日現在）

2 障害児の療育・教育、特別支援学校の状況

1 就学前の療育の状況

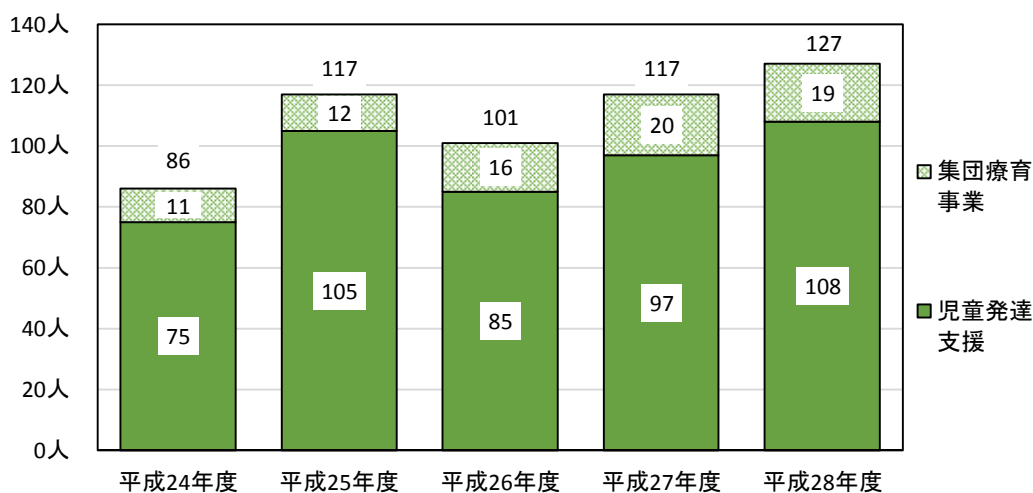
本市では、平成28年度末現在、こすもす園の登録者数は児童発達支援で108人、集団療育事業で19人となっています。

また、こすもす園以外の児童発達支援事業利用者数は平成29年9月現在、51人となっています。

(注) こすもす園では、児童福祉法に基づく児童発達支援対象児童には「犬山市児童発達支援事業実施施設こすもす園」として児童発達支援を、それ以外の児童には「犬山市心身障害児通園施設こすもす園」として、集団療育事業を実施しています。

■図表2-22 こすもす園の登録者数の推移

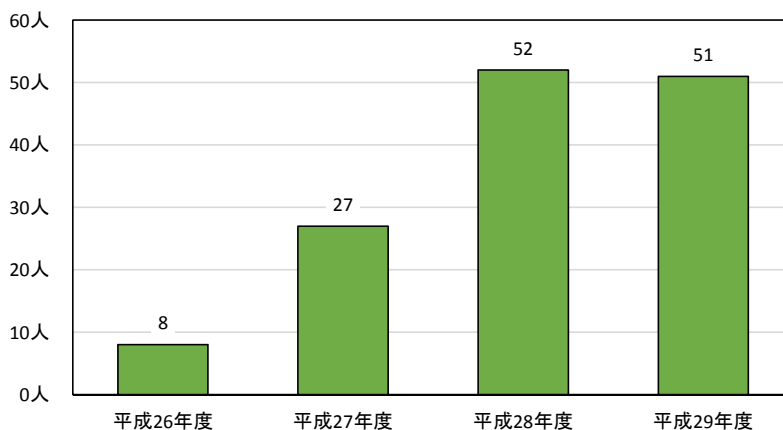
単位：人



資料：子ども未来課（各年度末現在）

■図表2-23 こすもす園以外の児童発達支援事業利用者数の推移

単位：人



資料：福祉課（各年度末現在、平成29年度は9月実績）

※こすもす園併用利用者を含む。

2 障害児保育の状況

本市では、子ども未来園（本市の公立保育園）での通常保育のなかで、集団保育が可能な障害児について、個々の子どもの発達や障害の状態を把握し、適切な環境のもとで他の子ども（健常児）との生活を通して両者がともに健全な発達が図られるよう、統合保育を実施しています。

子ども未来園における統合保育対象園児数は、平成24年度から平成29年度は31人から40人で推移しています。

■図表2-24 子ども未来園における統合保育対象園児数の推移

単位：人

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
統合保育対象園児	39	33	32	31	40	38

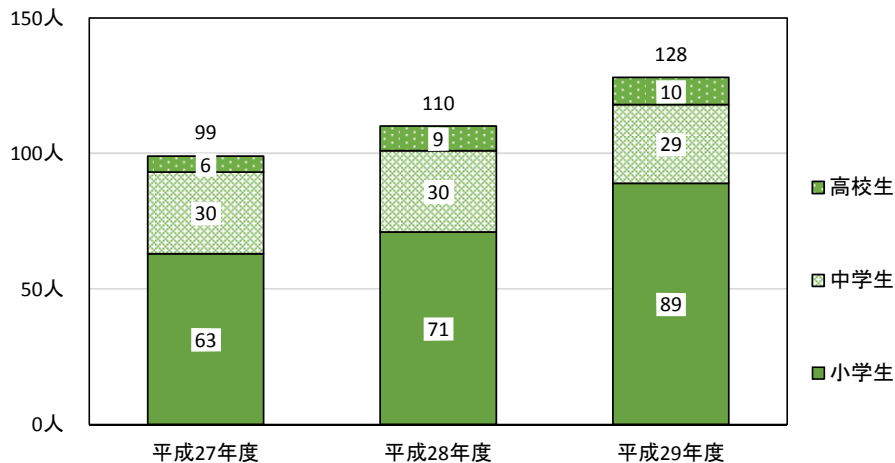
資料：子ども未来課

3 放課後等デイサービスの状況

放課後等デイサービスの利用状況は、平成27年と平成29年の比較では、利用者が99人から29人増の128人となっています。平成29年5月現在、小学生が89人と最も多く、次いで、中学生が29人、高校生が10人となっています。

■図表2-25 放課後等デイサービスの利用状況

単位：人



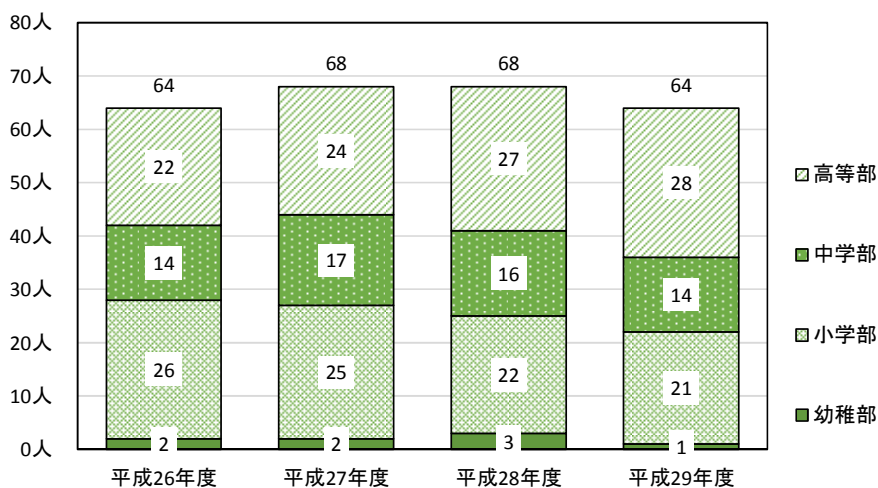
資料：福祉課（各年度末現在、平成29年度は9月実績）

4 特別支援学校の状況

特別支援学校在学者数は、高等部が28人と最も多く、次いで、小学部が21人、中学部が14人、幼稚部が1人となっています。学校別では、各学校の在学者数は横ばいとなっています。

■図表 2 - 26 特別支援学校在学者数の推移

単位：人



資料：愛知県教育委員会（各年5月1日現在）

■図表2-27 学校別にみた特別支援学校在学者数の推移

単位：人

区分	学校名		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
聾学校	一宮聾学校	幼稚部	2	2	1	0
		小学部	7	6	5	3
		中学部	3	4	4	5
		高等部	1	1	3	2
		計	13	13	13	10
(知的 障害 学校)	一宮東特別支援学校	小学部	12	12	11	10
		中学部	6	8	8	7
		高等部	13	15	16	19
		計	31	35	35	36
	春日台特別支援学校	幼稚部	0	0	1	1
		小学部	0	0	0	0
		中学部	0	1	0	0
		高等部	0	1	0	0
		計	0	2	1	1
	春日井高等特別支援学校	高等部	3	3	3	1
	半田特別支援学校 桃花校舎(大府市)	高等部	0	0	0	1
	(肢体不 自由 学校)	一宮特別支援学校	幼稚部	0	0	1
小牧特別支援学校		小学部	7	6	6	8
		中学部	4	4	4	2
		高等部	5	4	5	5
		計	16	14	15	15
特別 (病 弱)学校	大府特別支援学校	小学部	0	1	0	0
		中学部	1	0	0	0
		高等部	0	0	0	0
		計	1	1	0	0
幼稚部計			2	2	3	1
小学部計			26	25	22	21
中学部計			14	17	16	14
高等部計			22	24	27	28
合 計			64	68	68	64

資料：愛知県教育委員会（各年5月1日現在）

第2章

5 特別支援学級の状況

本市では、平成29年5月現在、特別支援学級を設置する学校数は、市立の小中学校においては、小学校8校、中学校4校となっています。また、市立小学校の在学者数は90人、市立中学校の在学者数は28人となっています。障害種別では、情緒障害の小学校在学者が45人で最も多くなっています。

■図表2-28 特別支援学級を設置する学校数及び在学者数

単位：人

区分	小学校		中学校		計	
	学校数	在学者数	学校数	在学者数	学校数	在学者数
市立	8	90	4	28	12	118

資料：学校教育課（平成29年5月1日現在）

■図表2-29 障害種別にみた学級数と在学者数

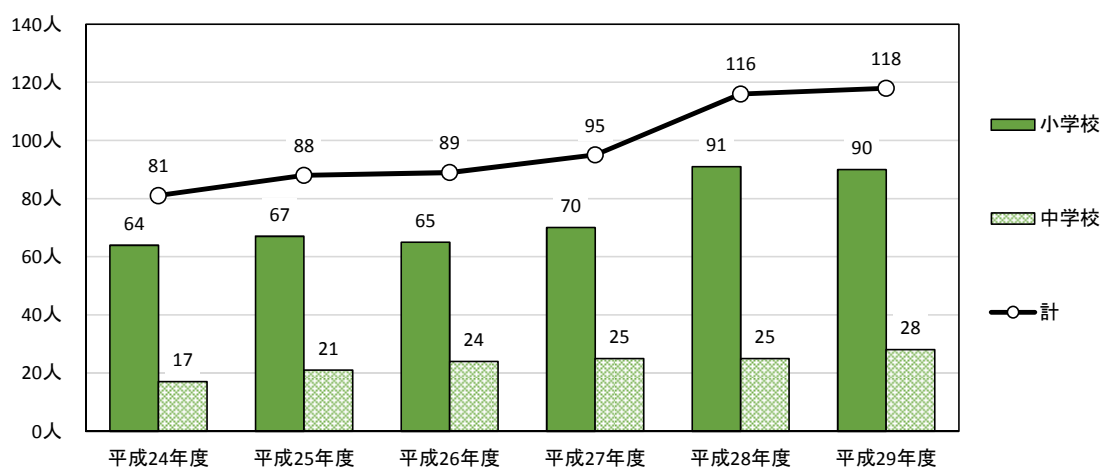
単位：人

区分	小学校		中学校		計	
	学級数	在学者数	学級数	在学者数	学級数	在学者数
知的障害	9	40	4	13	13	53
肢体不自由	0	0	0	0	0	0
病弱・身体虚弱	2	5	1	3	3	8
弱視	0	0	0	0	0	0
難聴	0	0	0	0	0	0
言語障害	0	0	0	0	0	0
情緒障害	9	45	4	12	13	57
計	20	90	9	28	29	118

資料：学校教育課（平成29年5月1日現在）

■図表2-30 小・中学校における特別支援学級在学者数の推移

単位：人



資料：学校教育課（各年5月1日現在）

3 雇用・就業の状況

平成30年4月からは、法定雇用率（現行2.0%）が引き上げられ、企業全体で障害のある人の雇用を促進するため、民間企業は、その常時雇用している労働者数の2.2%以上の障害のある人を雇用しなければなりません（障害者雇用率制度）。

また、これを満たさない企業からは障害者雇用納付金を徴収し、それを財源として、障害のある人を多く雇用している企業に障害者雇用調整金や報奨金、各種助成金を支給したり、障害のある人を雇い入れるために作業施設整備や職場介助者配置を実施する事業主などに対して助成金を支給しています（障害者雇用納付金制度）。

犬山公共職業安定所（ハローワーク犬山）管内^{（注）}の民間企業における障害者雇用状況は、実雇用率は1.69%、雇用率達成企業の割合は50.0%となっています。

（注）犬山公共職業安定所の管轄区域は、犬山市、江南市、岩倉市、丹羽郡扶桑町、丹羽郡大口町です。

■図表2-31 一般企業における障害者雇用状況 単位：%

区分	犬山公共職業安定所管内		愛知県		全国	
	実雇用率	達成企業の割合	実雇用率	達成企業の割合	実雇用率	達成企業の割合
56人～99人	1.15	48.6	1.34	44.4	1.55	45.7
100人～299人	1.59	57.1	1.61	49.8	1.74	52.2
300人～499人	1.15	8.3	1.71	42.2	1.82	44.8
500人～999人	2.14	80.0	1.84	45.7	1.93	48.1
1,000人以上	2.01	75.0	2.13	65.6	2.12	58.9
計	1.69	50.0	1.85	47.2	1.92	48.8

資料：犬山公共職業安定所（平成28年6月1日現在）

犬山公共職業安定所管内の障害のある人への職業紹介状況は、平成28年度の新規求職申込数が身体障害者が120人、知的障害者が58人、精神障害者が237人の計415人となっています。

■図表2-32 障害者の職業紹介状況（犬山公共職業安定所管内） 単位：人

区分	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	身体	知的	精神	身体	知的	精神	身体	知的	精神	身体	知的	精神	身体	知的	精神
新規求職申込者	144	51	131	128	47	156	146	54	220	136	57	226	120	58	237
就職件数	51	30	69	51	18	69	56	25	105	58	29	108	37	26	114
新規登録者数	68	13	69	66	13	71	70	18	109	61	19	106	57	16	120
有効求職数	159	34	94	140	37	114	140	35	131	141	41	156	133	35	163
就業中の者	464	309	167	471	323	188	501	346	254	527	362	327	529	375	396
保留中の者	33	15	28	81	12	42	64	20	48	52	12	41	38	7	43

※犬山公共職業安定所管轄区域全体の統計であり、本市のみの統計ではありません。

資料：犬山公共職業安定所（各年度末現在）

犬山公共職業安定所管内の障害のある人の登録者数は、身体障害者が700人、知的障害者が417人、精神障害者が602人の計1,719人となっています。また、就業者数は、身体障害者が529人、知的障害者が375人、精神障害者が396人の計1,300人となっています。

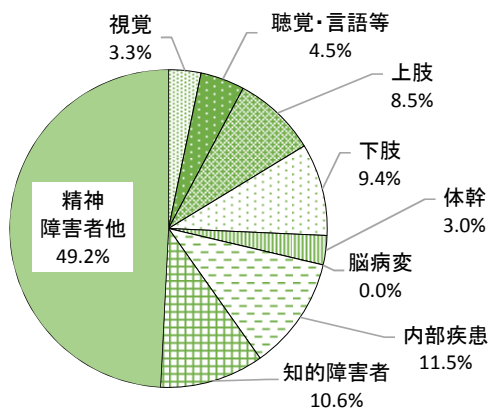
■図表2-33 障害者の登録状況（犬山公共職業安定所管内）

区分	障害別	登録者数		有効求職数		就業者		保留中	
		(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
身体障害者	視覚	49	2.9	11	3.3	37	2.8	1	1.1
	聴覚・言語等	89	5.2	15	4.5	72	5.5	2	2.3
	上肢	129	7.5	28	8.5	95	7.3	6	6.8
	下肢	165	9.6	31	9.4	123	9.5	11	12.5
	体幹	68	4.0	10	3.0	56	4.3	2	2.3
	脳病変	10	0.6	0	0.0	10	0.8	0	0.0
	内部疾患	190	11.1	38	11.5	136	10.5	16	18.2
小計	700	40.7	133	40.2	529	40.7	38	43.2	
	知的障害者	417	24.3	35	10.6	375	28.8	7	8.0
	精神障害者他	602	35.0	163	49.2	396	30.5	43	48.9
	合計	1,719	100.0	331	100.0	1,300	100.0	88	100.0

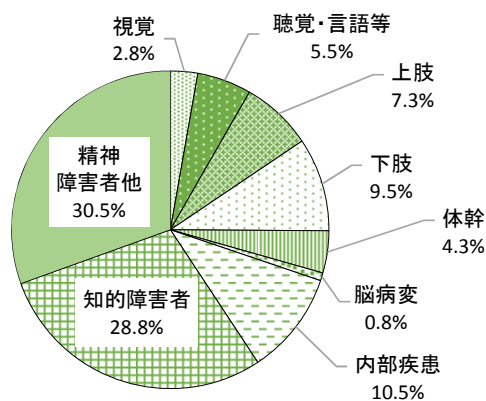
※犬山公共職業安定所管轄区域全体の統計であり、本市のみの統計ではありません。

資料：犬山公共職業安定所（平成29年3月31日現在）

■図表2-34 障害別有効求職数の構成比



■図表2-35 障害別就業者の人の構成比



4 障害者数の推計

1 総人口の推計

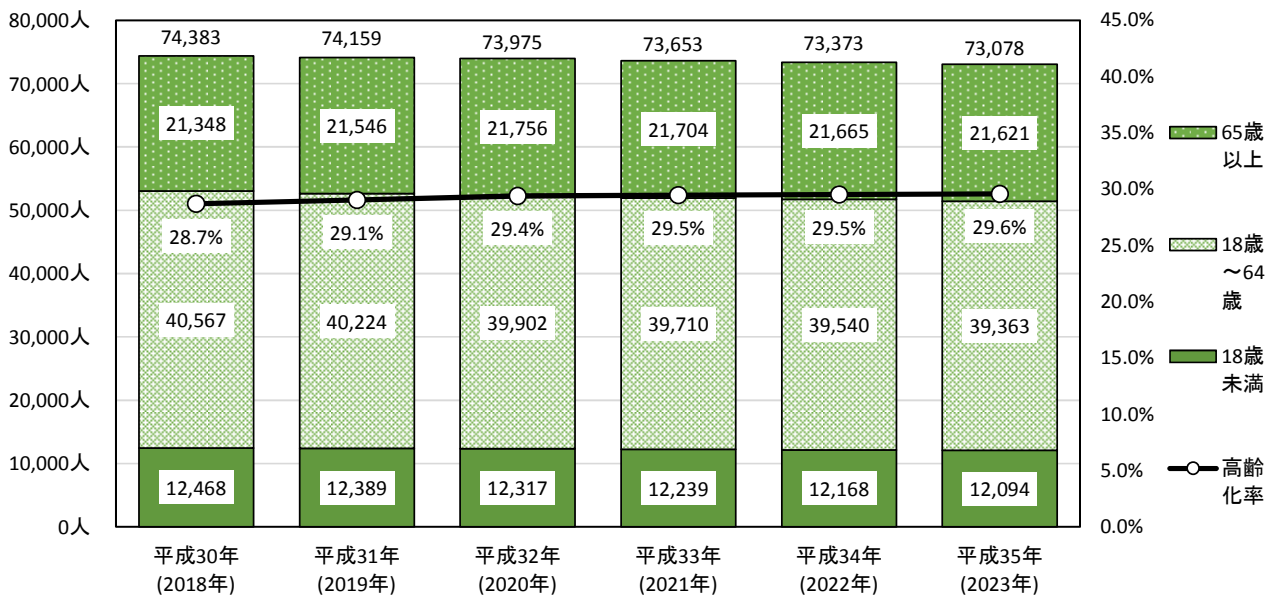
総人口は、国勢調査による基礎人口に、住民基本台帳人口による移動率や出生率・出生性比、生残率を適用したコーホート要因法^(※)により推計しました。

本市の将来人口は緩やかに減少し、平成35年（2023年）には73,078人となると推計され、また、高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）は徐々に上昇が見込まれます。

■図表2－36 年齢階層別総人口の推計

単位：人

区分	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	平成32年 (2020年)	平成33年 (2021年)	平成34年 (2022年)	平成35年 (2023年)
18歳未満	12,468	12,389	12,317	12,239	12,168	12,094
18～64歳	40,567	40,224	39,902	39,710	39,540	39,363
65歳以上	21,348	21,546	21,756	21,704	21,665	21,621
計	74,383	74,159	73,975	73,653	73,373	73,078
高齢化率	28.7%	29.1%	29.4%	29.5%	29.5%	29.6%



資料：企画広報課（各年10月1日現在）

2 障害者数の推計

総人口の推計を踏まえ、障害者数及び出現率をもとに、本市の障害者数を推計しました。

(1) 身体障害者手帳所持者の推計

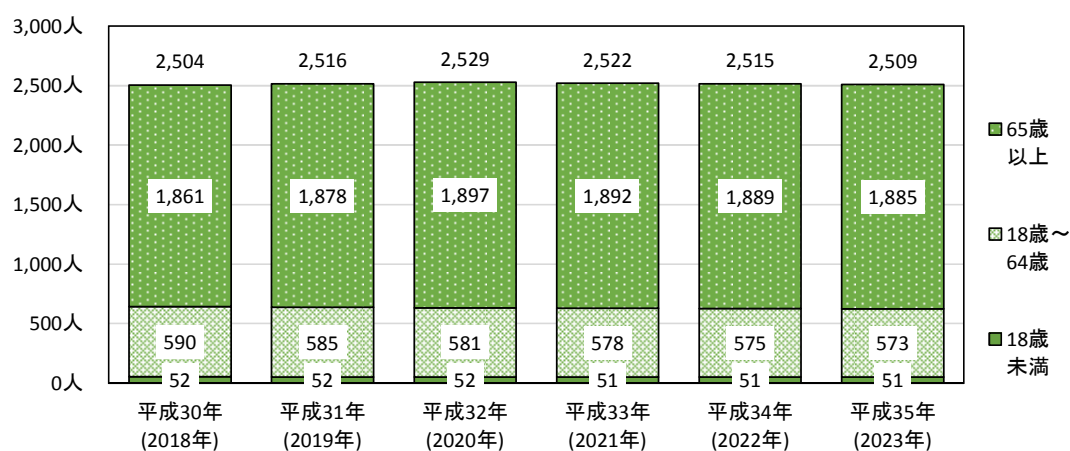
本市の身体障害者手帳所持者数は、平成32年（2020年）を境に減少傾向となり、平成35年（2023年）には2,509人となると見込まれます。

■図表2-37 年齢階層別身体障害者手帳所持者の推計

単位：人

区分	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	平成32年 (2020年)	平成33年 (2021年)	平成34年 (2022年)	平成35年 (2023年)
18歳未満	52	52	52	51	51	51
18歳～64歳	590	585	581	578	575	573
65歳以上	1,861	1,878	1,897	1,892	1,889	1,885
計	2,504	2,516	2,529	2,522	2,515	2,509

(各年10月1日現在)



※平成28年（2016年）と平成29年（2017年）の身体障害者手帳所持者（各年10月1日現在）の年齢階層別の2か年の平均出現率を算出し、各年の総人口推計値に乗じて算出。

(2) 療育手帳所持者数の推計

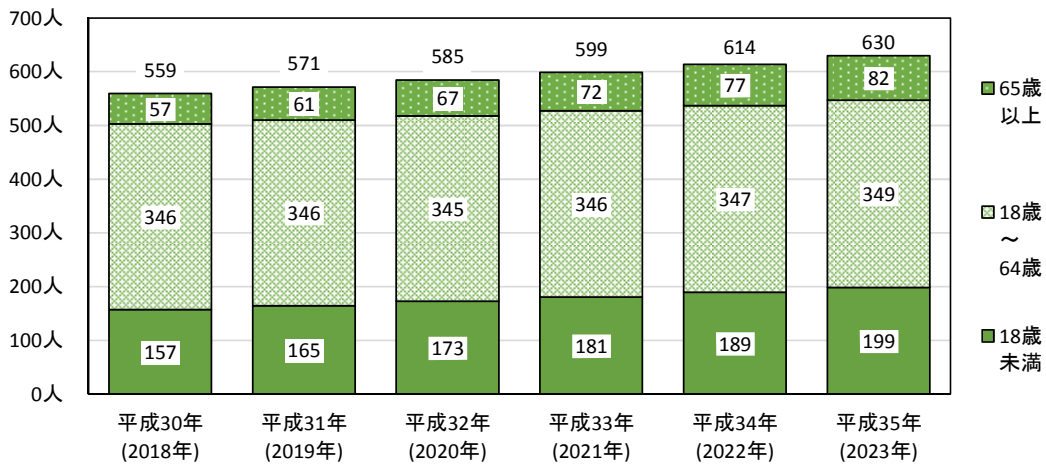
本市の療育手帳所持者数は増加し、平成35年（2023年）には630人となると見込まれます。

■図表2－38 年齢階層別療育手帳所持者の推計

単位：人

区分	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	平成32年 (2020年)	平成33年 (2021年)	平成34年 (2022年)	平成35年 (2023年)
18歳未満	157	165	173	181	189	199
18歳～64歳	346	346	345	346	347	349
65歳以上	57	61	67	72	77	82
計	559	571	585	599	614	630

(各年10月1日現在)



※平成27年（2015年）から平成29年（2017年）までの療育手帳所持者の年齢階層別の3か年の平均出現率を算出し、各年の総人口推計値に乗じて算出。

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推計

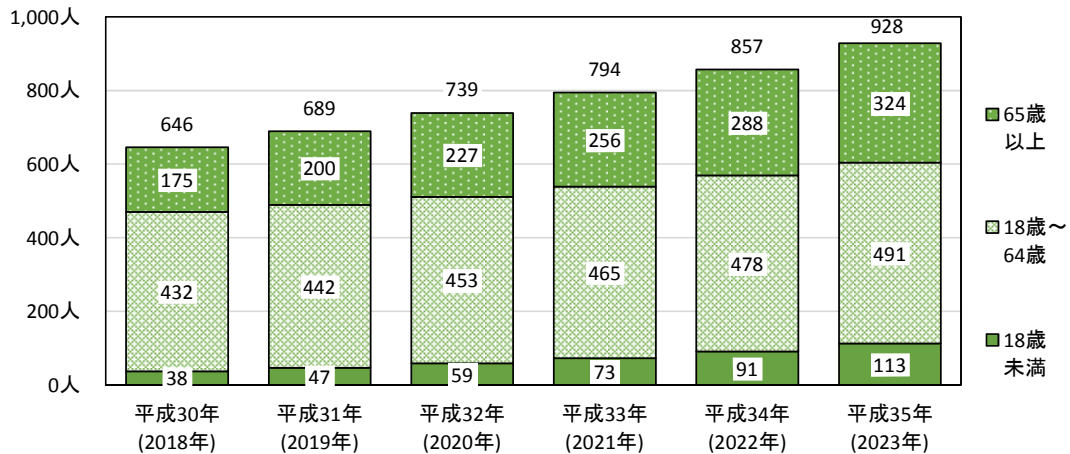
本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加し、平成35年（2023年）には928人となると見込まれます。

■図表2－39 年齢階層別精神障害者保健福祉手帳所持者の推計

単位：人

区分	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	平成32年 (2020年)	平成33年 (2021年)	平成34年 (2022年)	平成35年 (2023年)
18歳未満	38	47	59	73	91	113
18歳～64歳	432	442	453	465	478	491
65歳以上	175	200	227	256	288	324
計	646	689	739	794	857	928

(各年10月1日現在)



※平成27年（2015年）から平成29年（2017年）までの精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢階層別の3か年の平均出現率を算出し、各年の総人口推計値に乗じて算出。

第 3 章 基本的な視点

1 基本理念

犬山市障害者基本計画では、障害者基本法に規定されるように、すべての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、誰もが障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を構築していく必要があります。

そのため、誰もが住みなれた地域や家庭で共に生活ができるような社会を築いていくという「ノーマライゼーション^(※)」の理念と、障害のある人の持つ能力を最大限に発揮させ全人間的な復権をめざすという「リハビリテーション」の理念の2つを踏まえ、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う「共生社会」の実現をめざしてきました。

今後も、「共生社会」の実現をめざしながら、障害のある人が夢や希望を持って活躍できる社会を実現するために、これら2つの理念を踏まえ「すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から擁護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という「インクルーシブな共生社会（ソーシャル・インクルージョン^(※)）」の理念を進めていきます。

本計画においては、前計画の基本理念を引き継ぎ、地域での助け合いと公的な支援を両輪とした、誰もが穏やかに暮らしていける地域社会の構築をめざし、キャッチフレーズを「誰もが地域であんきに暮らせるまち 犬山」とします。

誰もが地域であんきに暮らせるまち 犬山

2 重点課題

1 住み慣れた地域における自立生活への支援

- 住まいは、地域で暮らし続けるための重要な基盤であり、社会参加への出発点です。障害のある人が地域で生活する場として、グループホームなどの整備の充実を図っていくことが必要です。
- 地域のなかで障害のある人や障害に対する理解を深めるとともに、住まいの確保に積極的に取り組み、多様な住まいの場が確保できるよう努めることが求められます。
- 自立生活への支援は、障害の状況や特性に応じ、保健・医療・福祉、生活環境、就労など多岐の分野に分かれ、また、多様な担い手によって提供されています。障害のある人が、ライフステージの各段階において、本人が希望する暮らし方の実現に向けた支援を受けるためには、サービスの担い手が分野間の調整を互に行い、迅速かつ適切なサービスの提供につなげていくことが重要です。
- 障害者施策の推進にあたっては、すべてのライフステージに応じて切れ目のない支援の推進という視点に立って取り組むことが必要です。

2 障害児福祉の推進

- 障害のある子どもたちが社会の一員として主体性を発揮し、生きがいのある生活を送れるように、それぞれの障害の特性やニーズに応じた適切な療育や教育を行うことが必要です。また、障害の有無に関係なく、子どもたちが地域でともに学び育つことができる環境は、その子の将来の生活を豊かにするだけでなく、障害を理解し、共生の理念を育むためにも重要です。
- 今後、障害のある子どもたちの増加が見込まれるなかで、その子どもたちが、身近な地域で安心して生活できるように、一人ひとりの障害に応じたサービスの提供体制の整備や支援体制の充実を図る必要があります。

3 より豊かな就労への支援

- 障害のある人にとって「就労する」ことは、経済的に自立した生活を送るだけでなく、「自己実現の場」「社会貢献の場」として重要な意義を持っています。
- 働く意欲のある障害のある人に対しては、その適性と能力に応じた就労の機会や場を確保できるよう努めることが求められるほか、就労後、働き続けられるよう見守り（就労後のフォロー）ができる体制の整備が必要です。

4 災害時における支援体制の確立

- 災害時に単独で避難したり、近隣に助けを求めたりすることが困難である障害のある人は少なくないと考えられます。このような人たちを適切に支援するための避難行動要支援者情報の把握や避難支援のためのネットワークの構築、地域コミュニティにおける支えあいの地域づくりを進めていく必要があります。
- 災害時に、地域と連携し、迅速に避難行動要支援者の支援が行えるよう、福祉避難所の環境整備や避難行動要支援者支援制度^(※)の周知を図る必要があります。

5 個々の生活状況に合ったきめ細やかな相談支援体制の確立

- 障害のある人が福祉サービスなどの支援を円滑に利用するためには、障害のある人やその家族、介助者などが抱える様々な不安や悩みの相談を受け入れ、適切なサービスにつなぐことができる相談支援体制の充実が重要です。
- 相談支援事業所などの相談窓口の周知をはじめ、総合的な相談支援に対応できる体制づくり、情報の充実、相談窓口や必要な情報へのアクセスの向上など、利用しやすい相談・情報提供体制の充実を図ることが必要です。

6 生涯学習（教育、スポーツ、文化を含む）の振興

- 障害のある子どもが、学齢期に充実した特別支援教育を受けるのみならず、就学前や卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるようにすることが重要です。
- 近年、生活に楽しさを求めたり、自ら積極的に社会参加をしたりする生きがいがいづくりへのニーズが高まっています。今後は生涯学習などを通じ、それぞれのライフスタイルにあった生活の豊かさが求められるよう支援を強化していく必要があります。
- 障害の種別にかかわらず、すべての障害のある人の社会参加に向け、障害のある人と健常者が共にスポーツに親しむことのできる環境づくりを推進し、各種大会やスポーツ教室の開催、障害者スポーツの振興が求められています。

3 施策の体系

基本理念、重点課題を踏まえ、以下の分野別の展開方向に沿って、市民や障害のある人を支える団体などと協働しながら、地域における障害のある人の福祉を確かなものとしします。

	分野	施策の展開方向	重点課題
1	啓発・広報	(1) 市民・ボランティアによる地域福祉活動の推進	
		(2) 福祉教育の推進	
		(3) 障害者理解の推進	
2	相談・情報	(1) 相談支援体制の推進	⑤相談支援体制の確立
		(2) 権利擁護 ^(※) の推進	⑤相談支援体制の確立
		(3) 情報提供の推進	
		(4) 意思疎通支援	
3	生活支援	(1) ニーズに合った福祉サービスの提供	①自立生活への支援
		(2) 経済的支援	
		(3) 障害者団体への支援	
4	生活環境	(1) バリアフリー化の推進	
		(2) 防犯・交通安全対策	
		(3) 防災対策・災害時支援	④災害時支援体制の確立
5	保健・医療	(1) 健康づくりによる予防・早期発見	
		(2) 障害に対する適切な医療の実施	
6	教育・育成	(1) 専門機関での療育・教育の実施	②障害児福祉の推進 ⑥生涯学習の振興
		(2) 福祉人材の育成・確保	
		(3) 一貫した教育支援	②障害児福祉の推進 ⑥生涯学習の振興
		(4) 生涯学習の振興	⑥生涯学習の振興
7	雇用・就業	(1) 就労移行支援	③就労への支援
		(2) 働く場の確保と就労継続支援	③就労への支援
		(3) 就労定着支援	③就労への支援

第 4 章

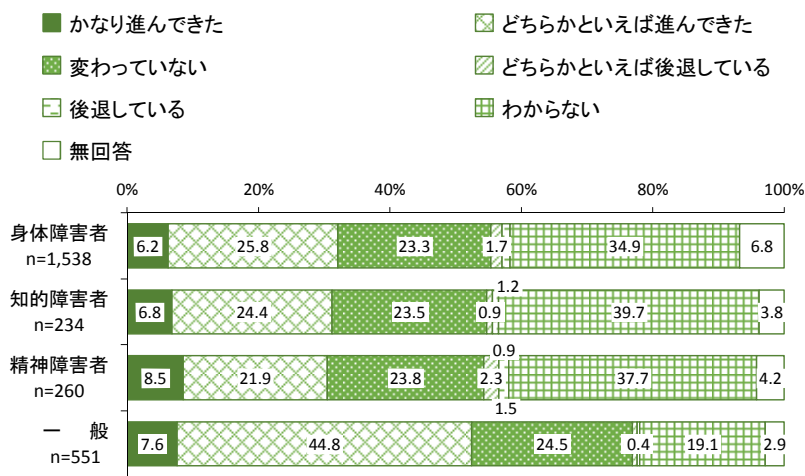
分野別施策の展開方向と今後の取組み

1 啓発・広報

現状

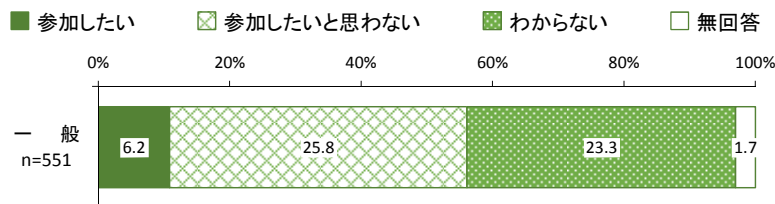
- ・アンケート調査^(※)によると、地域社会での障害者に対する配慮について、障害のある人では、障害の種類にかかわらず進んできたと思う割合が3割以上となっています。一方、障害のない人では、進んできたと思う割合が5割以上と障害のある人とない人での認識の差があります。
- ・市民向けアンケート調査によると、障害者に関わるボランティア活動への参加意向は1割以下を示しています。

■図表4-1 地域社会での障害者に対する配慮



平成29年3月「犬山市障害支援に関するアンケート調査結果報告書（障害者・一般）」より

■図表4-2 障害者に関わるボランティア活動への参加意向



平成29年3月「犬山市障害支援に関するアンケート調査結果報告書（一般）」より

課題

障害のある人が地域で安心して暮らしていくためには、障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現に向け、意識面を含め、障害のある人の社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くため、アクセシビリティ^(※)向上の環境整備が求められています。

それには、障害や障害のある人に対する理解を深め、障害に対する偏見や差別意識を社会から払拭することが何よりも重要です。

そして、地域において障害のある人とない人が実際に接し、関わり合う機会を通して、合理的な配慮や必要な支援が行われるよう一層の啓発・広報が求められます。

1 市民・ボランティアによる地域福祉活動の推進

施策の方向

地域活動を支援することにより、市民相互の助け合いや交流の場を広げ、共に支え合う地域社会づくりを推進します。

また、地域において障害のある人と関わることにより、障害に対する社会全体の理解を深めます。

施策の方向		内容	取り組む事業など
市民活動・ボランティア活動の推進	継続	市民活動やボランティア活動、地域でのコミュニティ活動を支援し、活動を通して地域で生活する障害のある人と関わることにより、市民の障害への理解の促進や地域における協力体制の構築を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> • ボランティア活動支援事業の支援 犬山市社会福祉協議会の実施するボランティア活動支援事業に対し補助を行い、ボランティアセンターの活動を支援 【福祉課】 • 市民活動支援事業 • コミュニティ支援事業 【地域安全課】
ボランティアの養成・確保	継続	地域福祉の担い手として期待される福祉ボランティアを確保するため、福祉ボランティアの養成講座を開催します。	<ul style="list-style-type: none"> • ボランティア活動支援事業の支援 手話、要約筆記や視覚障害者支援ボランティアなどの養成講座を開催 【福祉課】

2 福祉教育の推進

施策の方向

障害や障害のある人に対する理解を深め、社会福祉や活動への関心を高めるため、体験を通して学習する福祉教育を推進します。

また、幼少期から日常的に健常児と障害児がふれあう機会を設け、互いの成長を支援するとともに障害に対する理解を促します。

施策の方向		内容	取り組む事業など
福祉体験や講演の実施	継続	<p>小学校・中学校・高等学校における福祉実践教室などの実施を支援し、車いすや点字体験、障害のある人の講演などを通じて、児童生徒の地域福祉への理解促進を図ります。</p> <p>また、大学生の社会福祉現場研修について、障害への理解促進や介護、福祉の担い手育成のため、障害者支援施設などの関係機関と連携し、積極的に受け入れます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動支援事業の支援 犬山市社会福祉協議会の実施するボランティア活動支援事業に対し補助を行い、小中学校夏休み福祉体験講座、福祉実践教室の実施を支援 高等学校における障害者理解の取組み推進 社会福祉現場研修などの受け入れ 【福祉課】
日常生活のなかでの障害への理解の促進	継続	<p>子ども未来園や児童クラブにおいて、支援を受けることにより集団生活に適應できる障害児を受け入れ、あそびや生活を通し、健常児と障害児が関わり、育ちを支援するとともに、障害に対する理解を促します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 子ども未来園における統合保育の実施 児童クラブ障害児担当職員の配置 【子ども未来課】

3 障害者理解の推進

施策の方向

障害のある人が地域において安心して生活できるよう、市民の多く集まるイベントにおいて、障害者団体や障害者施設のブースを設置し、障害のある人や障害に対する社会一般の理解を深めます。

また、広報紙や市ホームページ、市内の広報板を通じて、より多くの市民に正しい知識を普及します。

施策の方向		内容	取り組む事業など
行事における啓発	継続	市民の集まるイベントなどにおいて、障害者施設や障害者団体のブースを設け、障害者施設製品などの販売を行うとともに、障害への理解を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・秋桜健康福祉まつり 【健康推進課】 ・ボランティアのつどい 【福祉課】 ・産業振興祭 【産業課】
広報紙、広報板による啓発	継続	広報犬山・愛知北エフエム放送・市ホームページ・広報板などを用いて、障害と障害のある人に関する正しい知識やノーマライゼーション理念の普及を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・広報・広聴事業 ・広報板管理事業 犬山駅に設置された掲示板にポスターを掲示、また、各町内会に設置されている広報板の修繕など維持・管理を実施 【福祉課・企画広報課】
市職員の障害に関する理解促進	継続	<p>障害のある人などに適切な対応ができるよう、市職員を対象に福祉体験研修を実施し、障害のある人や高齢者の生活体験を通じて障害への理解促進を図ります。</p> <p>職員対応要領を策定し、窓口対応などでの適切な接遇を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修の実施 ・職員対応要領に基づく窓口などでの接遇向上 【総務課】
専門研修の積極的な活用	継続	発達障害などの専門的な研修を積極的に活用し、職員の障害に対する理解を深めるとともに専門性の向上を図ります。また、各研修の情報を市内の障害者施設に提供し、サービス従事者の研修参加を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・各専門研修への積極的参加 【福祉課・健康推進課・子ども未来課・学校教育課】 ・各専門研修の情報提供 【福祉課】

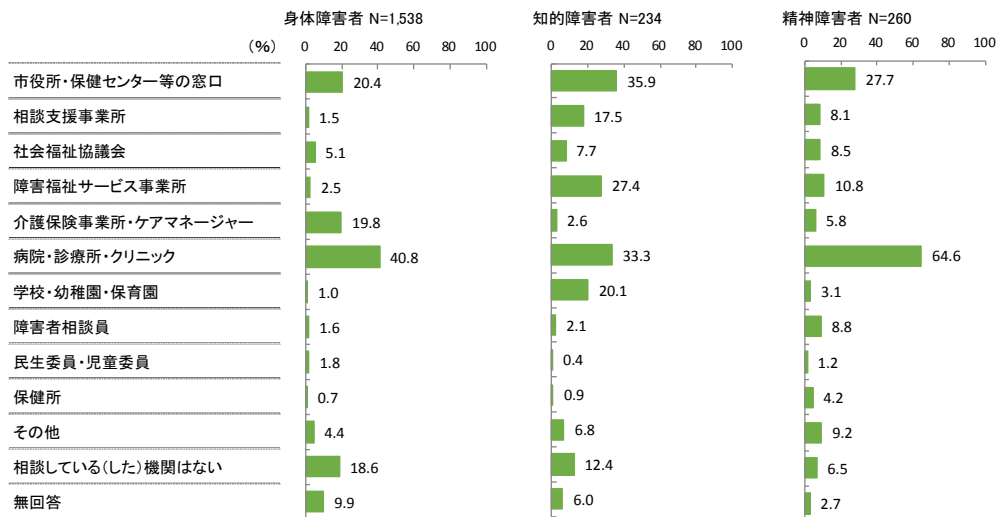
施策の方向		内容	取り組む事業など
障害を理由とする差別の解消の推進	新規	市民などに対し、障害のある人への合理的配慮などについて、理解を深めるための啓発を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報による啓発 ・ 各種講座の開催 <p style="text-align: right;">【福祉課】</p>
選挙における配慮	継続	不在者投票・代理投票・点字投票や音声版公報の作成、投票所の整備などにより、障害のある人の投票における配慮をします。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不在者投票・代理投票・点字投票 ・ 音声版選挙公報の作成 ・ 投票所のバリアフリー化 ・ 投票時のコミュニティバス無料化 <p style="text-align: right;">【総務課】</p>

2 相談・情報

現状

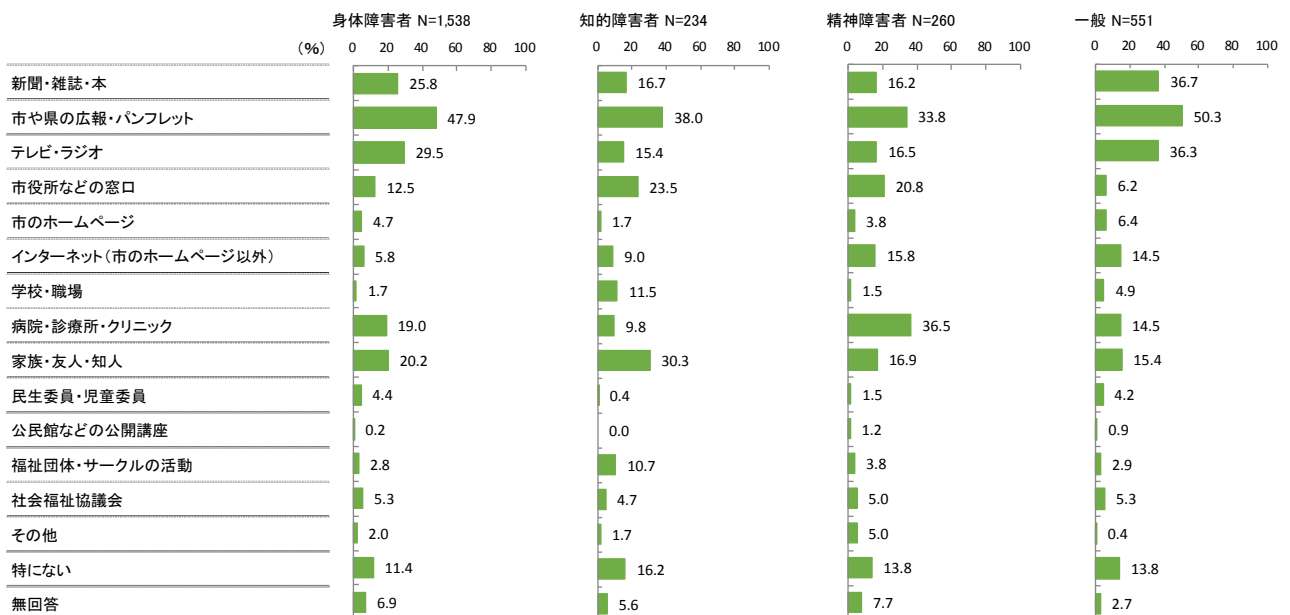
- ・ 障害者向けアンケート調査によると、相談機関について、身体障害者、精神障害者で病院などの医療機関、知的障害者で市役所・保健センターなどの窓口で高い割合を示しています。
- ・ 市民向けアンケート調査によると、情報の入手先は、障害の有無にかかわらず、市や県の広報などで高い割合を示しています。また、知的障害者では友人・知人から、精神障害者では医療機関から入手する割合も高くなっています。

■ 図表 4-3 困った時に相談する機関（複数回答）



平成 29 年 3 月「犬山市障害支援に関するアンケート調査結果報告書（障害者）」より

■ 図表 4-4 福祉サービスに関する情報の入手先（複数回答）



平成 29 年 3 月「犬山市障害支援に関するアンケート調査結果報告書（障害者・一般）」より

第4章
相談
・
情報

課題

障害のある人が地域で安心して暮らしていくためには、困ったときにいつでも気軽に相談できる、専門知識のある相談員が必要です。

福祉ニーズの多様化・複雑化から、世帯のなかでも高齢・障害・児童など分野を超えた課題があり、絡み合う様々な課題に対して複合的に相談できる体制や関係機関が協働する体制づくりが求められています。

そのため、相談員の資質向上や担い手の育成なども必要です。

また、障害のある人が参加しやすい社会にするためには、アクセシビリティに配慮したICT^(※)を始めとする新たな技術の利活用や意思疎通手段の確保とわかりやすい情報提供、様々な情報収集手段の提供、個々の障害特性に応じた情報提供の推進が求められます。

1 相談支援体制の推進

施策の方向

各相談窓口が連携し、継続した計画的な支援を実施するため、関係機関が連携した相談支援体制を推進します。

また、障害のある人自身のニーズや適性に合った支援を実施するため、各相談の活用を図ります。

施策の方向		内容	取り組む事業など
相談の連携	継続	身近な相談の窓口として、民生委員児童委員による地域住民の実態把握や相談から、市・社会福祉協議会・地域包括支援センター・保健師・医療機関などとの連携を密にします。	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員児童委員活動の支援 【福祉課】 各相談窓口の連携 【福祉課・長寿社会課・健康推進課・子ども未来課】
専門相談窓口の充実	拡充 重点	基幹相談支援センター、身体・知的障害者相談員、精神保健福祉士、相談支援専門員、医師、保健師など、様々な分野の専門員による相談を行い、発達障害を含む様々な障害のある人に合った情報提供、助言、その他障害福祉サービスの利用などに必要な支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 基幹相談支援センターの設置 身体、知的障害者相談員による相談 計画相談支援 【福祉課】 子ども未来センターによる子どもの発達支援相談 【子ども未来課】 子育て世代包括支援センター（すくすく♥いぬまる） こころの悩み相談 精神相談、家庭訪問 【健康推進課】
個別の支援計画の作成	拡充	障害福祉サービス利用者や個別支援が必要な児童生徒に対し、支援内容などの情報を共有し、進学・進級・就職後も同じ視点で適切な支援を行うことができるよう計画書を作成し、継続的に活用していきます。	<ul style="list-style-type: none"> 計画相談支援 【福祉課】 個別の教育支援計画書「あゆみ」の活用 【子ども未来課・学校教育課】

施策の方向		内容	取り組む事業など
自立支援協議会の活用	拡充	障害のある人を含む保健・医療・福祉関係者やサービス事業者などで構成される「犬山市障害者自立支援協議会 ^(※) 」において、地域の課題の情報を共有し、関係機関との連携を図り協議をするため、自立支援協議会を活用します。	<ul style="list-style-type: none"> ・犬山市障害者自立支援協議会の活用 【福祉課】 ・医療的ケア児の協議の場の設置を検討 ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を検討 【福祉課・健康推進課・子ども未来課・学校教育課】

2 権利擁護の推進

施策の方向

障害のある人に対する虐待や差別の防止に向けて、サービス提供事業者や相談支援事業者など関係機関と連携を図るとともに、成年後見制度^(※)などを活用し、障害のある人が適切に個人の財産を管理できるように支援します。

施策の方向		内容	取り組む事業など
権利擁護の推進	拡充 重点	障害のある人に対する虐待や差別の防止に向けて、サービス提供事業者や相談支援事業者など関係機関と連携を図るとともに、「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」を活用し、障害のある人が適切に個人の財産を管理できるように支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 基幹相談支援センターにおける相談 【福祉課】 成年後見制度利用支援事業 日常生活自立支援事業 【長寿社会課・福祉課】
障害者虐待の防止	新規	虐待防止に関する意識の醸成、障害のある人や養護者の支援にあたり、保健・医療・福祉関係者が連携し、虐待の防止及び早期発見をします。	<ul style="list-style-type: none"> 虐待の早期発見 虐待防止の研修・啓発 虐待を受けた障害のある人の保護及び自立の支援 【福祉課・長寿社会課・健康推進課・子ども未来課・学校教育課】

3 情報提供の推進

施策の方向

行政機関が実施する施策について、市ホームページなどで、アクセシビリティの向上に努め、障害のある人に配慮した情報提供をします。

施策の方向		内容	取り組む事業など
わかりやすい 広報	継続	広報犬山やアクセシビリティへ配慮した市ホームページなどにより、障害のある人に必要な情報をわかりやすく掲載し、情報を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動支援事業の支援 【福祉課】 広報紙作成事業 広報・広聴事業 【企画広報課・福祉課】
音声による情報提供	継続	「声の広報」の普及、愛知北エフエム放送での広報犬山の読み上げなどにより、音声による情報提供などを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動支援事業の支援 【福祉課・企画広報課】
観光案内板の整備	継続	文字の大きさや色、絵や図の挿入、多言語表記などの工夫を行い、高齢者や障害のある人、外国人にもわかりやすい統一した案内看板を効率的に設置します。	<ul style="list-style-type: none"> 観光案内板整備事業 【観光交流課】
情報提供の推進	継続	図書館において、身体に障害があり来館することが困難な人への郵送貸出、視聴覚障害者などの読書が困難な人への視聴覚資料貸出など、障害のある人への情報提供を継続して実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 図書館資料の貸出 視聴覚資機材の整備・充実 サピエ視聴覚障害者情報総合ネットワークの活用 【文化スポーツ課】
	新規	制度改正などの情報を障害のある人や障害者団体、事業所などに積極的に発信します。	<ul style="list-style-type: none"> 積極的な情報発信 【福祉課】
	新規	障害のある子の親同士の、情報交換や交流ができる機会を把握し、広報します。	<ul style="list-style-type: none"> 情報交換の場や機会の設置・把握・広報 【福祉課】
	継続	広報犬山や市ホームページを活用して、難病患者に対して情報を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> 難病患者への情報提供 【福祉課・健康推進課】

4 意思疎通支援

施策の方向

意思疎通に支援を必要とする障害のある人に、必要に応じ支援を実施します。

また、手話通訳者、要約筆記者などの養成を推進するとともに、通訳者などを派遣します。

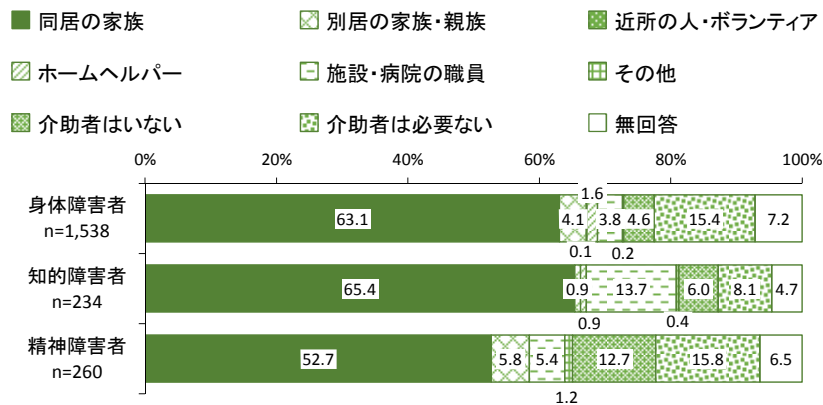
施策の方向		内容	取り組む事業など
手話通訳者の設置	継続	手話通訳者を市役所に設置し、聴覚障害のある人の手続きや相談などを支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 意思疎通支援事業 【福祉課】
手話通訳者・要約筆記者の派遣	継続	手話通訳・要約筆記者などを必要に応じて派遣します。	<ul style="list-style-type: none"> 意思疎通支援事業 【福祉課】
手話通訳者・要約筆記者の養成	継続	手話通訳・要約筆記者のボランティア養成講座を開催します。	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動支援事業支援 【福祉課】
同行援護の活用	継続	重度の視覚障害者に移動の支援や視覚情報の提供及び代筆をします。	<ul style="list-style-type: none"> 同行援護 【福祉課】
緊急時の支援	継続	聴覚又は言語などに障害のある人からの緊急通報を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 緊急通報システム NET119の利用促進 携帯電話、スマートフォン、自宅のFAXにより119番通報が可能 【消防署】
ICTを活用した意思疎通支援	新規	聴覚や視覚に障害のある人に、アプリなどを活用した意思疎通支援の方法を周知します。	<ul style="list-style-type: none"> 積極的な情報発信 【福祉課】

3 生活支援

現 状

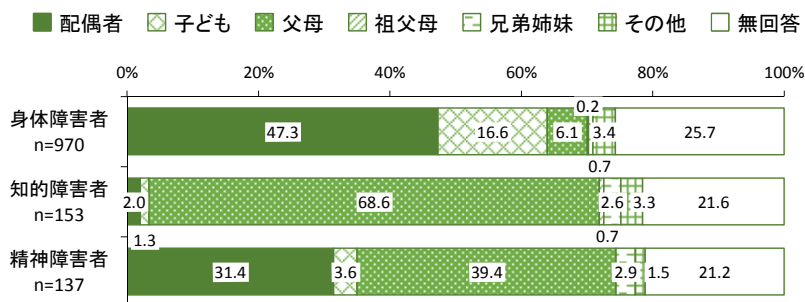
- ・ 障害者支援に関するアンケート調査（障害者）によると、主な介助者は、障害の種類にかかわらず同居の家族が半数以上と高くなっています。また、知的障害者については施設・病院の職員の割合も高く、精神障害者については介助者がいない人も多くなっています。
- ・ 同居の家族のなかでも、知的障害者は父母の割合が約7割と高くなっています。

■ 図表 4 - 5 主な介助者



平成 29 年 3 月「犬山市障害支援に関するアンケート調査結果報告書（障害者）」より

■ 図表 4 - 6 主な介助者（同居家族）



平成 29 年 3 月「犬山市障害支援に関するアンケート調査結果報告書（障害者）」より

課題

障害のある人の多くは、日常生活全般において家族などの支援を中心とした生活をしており、そういった身近な支援者の高齢化や負担の増加などが背景となり、将来への不安につながっているとと言えます。

障害のある人が自立した生活を営むために、日常生活の支援や一人暮らしを希望する人への自立生活の支援、親なき後の住まいの確保、また、医療を必要とする重度障害者・児の身近な日中活動の場や学びの場などの一人ひとりのニーズに合ったきめ細かい支援とライフステージに応じて切れ目のない支援が求められています。

さらに、障害のある人で、独居や高齢者、家族構成、住居や経済問題などの複合的に困難な状況に置かれた人に配慮したきめ細かい支援が求められています。

多様なサービス事業が法定化され、民間事業者なども参入し、サービス提供体制は充実されてきましたが、サービスの質の維持と安定したサービス提供体制の推進が必要となっています。

1 ニーズに合った福祉サービスの提供

施策の方向

地域において、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一人ひとりのニーズに合ったきめ細かい支援とライフステージに応じて切れ目のない支援を提供します。

また、障害のある女性や子供、高齢者などの複合的に困難な状況に置かれた障害のある人に配慮したきめ細かい配慮に努めていきます。

施策の方向		内容	取り組む事業など
障害福祉サービス・相談支援・地域生活支援事業・障害児通所支援の利用促進	継続 重点	一人ひとりの障害や環境、希望に応じ、自宅での支援や施設での支援など、様々な福祉サービスを組み合わせ、個々にあった適切なサービスの利用を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービス 相談支援 地域生活支援事業 障害児通所支援 <p style="text-align: right;">【福祉課】</p>
福祉用具の利用促進	拡充	福祉用具の購入、貸与、修理に係る費用を支給し、福祉用具の利用促進を図ります。 また、障害者・児の要望や新たな用具の開発に応じて、助成対象用具の種目・耐用年数・助成額などを研究します。	<ul style="list-style-type: none"> 補装具費支給制度 補装具の貸与 成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合などにおける貸与制度 日常生活用具給付等事業 <p style="text-align: right;">【福祉課】</p>
重度障害者への支援	継続	在宅の重度障害者に日中支援の場を提供し、重度障害者とその家族を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 犬山市心身障害者更生施設いぶきの管理運営 <p style="text-align: right;">【福祉課】</p>
日中活動の場の提供	継続	日中活動の場を提供し、機能訓練や創作活動を行います。 また、創作的活動や社会との交流の促進を図るとともに、専門的な相談支援事業も実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 犬山市地域活動支援センター^(※)ふれんどの運営 精神障害者地域活動支援センター（希楽里）委託事業 <p style="text-align: right;">【福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 犬山市児童発達支援事業実施施設犬山市心身障害児通園施設こすもす園の運営 <p style="text-align: right;">【子ども未来課】</p>

施策の方向		内容	取り組む事業など
住まいの確保	継続 重点	<p>障害のある人が地域で生活する場としてグループホームの整備について、関連事業者に積極的に働きかけます。</p> <p>また、心身障害者世帯を対象とした福祉向住宅の情報を提供、紹介します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> グループホームの整備促進 【福祉課】 障害者向け公営住宅の情報提供 【都市計画課】
日常生活の支援	継続 重点	<p>在宅の重度の肢体不自由障害者や重度の身体及び知的障害を重複している人の清潔の保持に必要な支援を提供します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 障害者訪問入浴サービス事業 重症心身障害者（児）訪問理髪サービス事業 【福祉課】
移動手段の支援	継続 重点	<p>障害のある人や高齢者などの交通弱者を含む、市民の生活を支える重要な足として、コミュニティバスを運行します。</p> <p>また、移動に係る費用や身体障害者が自分で運転する自動車を改造するための費用などの助成を実施し、積極的な外出を支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティバス運行事業 【地域安全課】 障害者タクシー料金助成事業 重度障害者を対象にタクシー券を交付し、タクシー基本料金を助成 自動車改造助成事業 自動車運転免許取得助成事業 【福祉課】
地域生活の維持及び継続の支援	新規	<p>グループホームなどから一人暮らしを希望する知的や精神障害者の地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応により支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自立生活援助事業 【福祉課】

2 経済的支援

施策の方向

経済的自立と生活の安定を図るため、障害の程度に応じ障害者扶助料などの手当を支給するとともに、税金や保育料などを負担軽減します。

施策の方向		内容	取り組む事業など
手当の支給	継続	障害の程度に応じ、障害者扶助料などを支給します。	<ul style="list-style-type: none"> 障害者扶助料支給事業 在日外国人重度心身障害者福祉手当支給事業 <p style="text-align: right;">【福祉課】</p>
税・保育料・指定ごみ袋の負担軽減	継続	障害のある人の経済的負担を軽減するため、障害程度などに応じ、市民税や軽自動車税などの税金や保育料、指定ごみ袋の負担軽減をします。	<ul style="list-style-type: none"> 市民税の控除・減免 軽自動車税の減免 <p style="text-align: right;">【税務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育料の軽減 <p style="text-align: right;">【子ども未来課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定ごみ袋の減免 障害のある人で常時紙おむつが必要な人に、指定ごみ袋（中袋）を1月あたり5枚配布 <p style="text-align: right;">【環境課】</p>
特別支援教育就学奨励費の支給	継続	障害のある児童生徒が特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級などで学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、特別支援教育就学奨励費を支給します。	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育就学奨励費の支給 特別支援学級などに在籍している児童生徒の保護者に、家庭の経済状況などに応じ、学用品など購入費や学校給食費などを支給 <p style="text-align: right;">【学校教育課】</p>
高齢障害者の介護保険サービスの利用者負担の軽減	新規	65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用していた一定の高齢障害者に対し、介護保険サービスの利用者負担を、障害福祉制度により軽減（償還）支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 一定の高齢障害者の介護保険サービスの利用者負担の軽減 <p style="text-align: right;">【福祉課】</p>

3 障害者団体への支援

施策の方向

市内の各障害者団体に対し、福祉会館などの公共施設や福祉バスを貸出し、活発な団体活動を支援します。

また、各障害者団体に補助金を交付するとともに、各種イベントの実施を委託することにより、社会参加の推進を図ります。

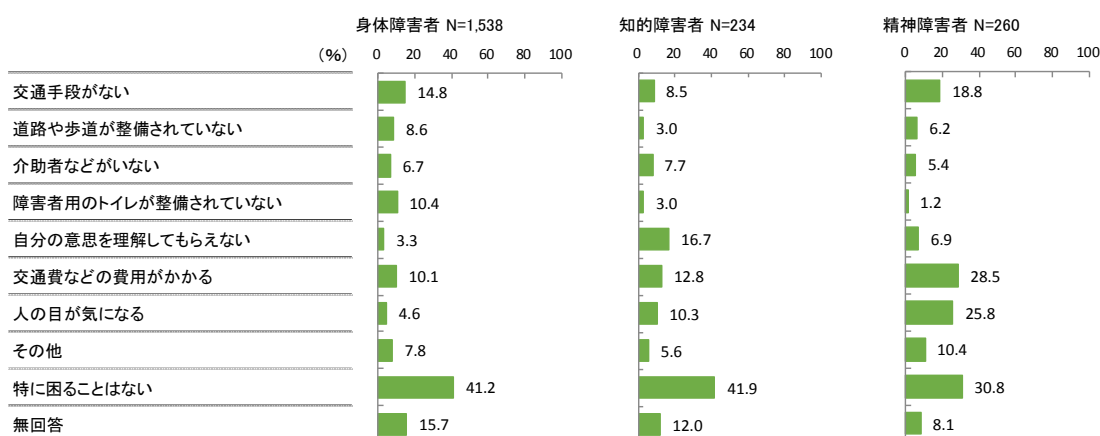
施策の方向		内容	取り組む事業など
公共施設などの利用支援	継続	公共施設や福祉バスを障害者団体を含む各団体などに貸出し、団体活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 福祉バスの運行事業 福祉会館管理事業 <p style="text-align: right;">【福祉課】</p>
活動資金の助成	継続	市内の障害者団体に補助金を交付し、活動の活性化を図るとともに、障害者運動会などのイベントの実施を委託し、障害のある人の社会参加を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 障害者団体への補助金交付 犬山市身体障害者福祉協会・犬山市心身障害児(者)父母の会・精神障がい者家族会犬山しらゆり会 障害者福祉推進事業委託 <p style="text-align: right;">【福祉課】</p>

4 生活環境

現 状

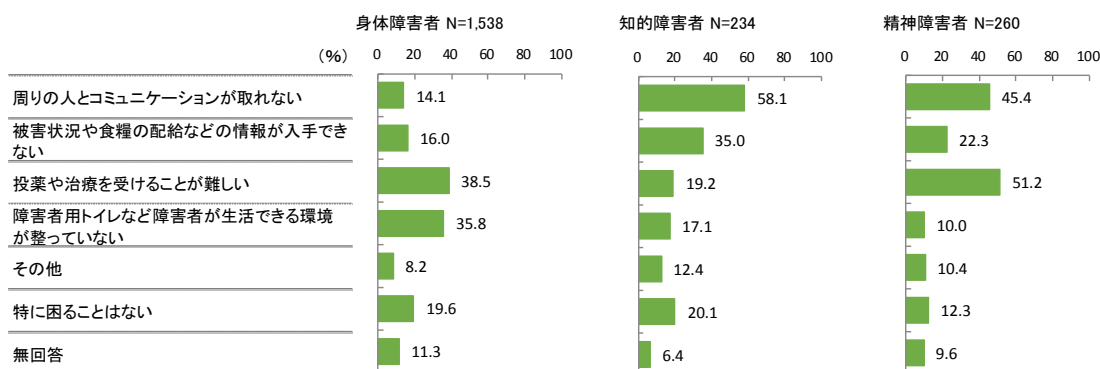
- ・ 障害者支援に関するアンケート調査（障害者）によると、外出時に困ることは、身体障害者では交通手段や障害者用トイレがないこと、知的障害では意思の疎通が難しいこと、精神障害者では交通費がかかることや人の目が気になるなどとなっています。
- ・ 災害が発生した際に避難所で困ることは、身体障害者では医療行為やトイレ環境など、知的障害者、精神障害者ではコミュニケーションを取れないことなどとなっています。

■ 図表 4 - 7 外出時に困ること（複数回答）



平成 29 年 3 月「犬山市障害支援に関するアンケート調査結果報告書（障害者）」より

■ 図表 4 - 8 避難所で困ること（複数回答）



平成 29 年 3 月「犬山市障害支援に関するアンケート調査結果報告書（障害者）」より

課題

障害のある人や高齢者を含め、すべての人が安全に安心して生活し、社会参加していくためには、住宅・建築物・公共交通機関・歩行空間など、主要駅から周辺施設までの生活空間のバリアフリー化、バスや自動車など身近な交通手段が必要です。

また、障害のある人のみの世帯などでも安心して生活ができるように、防災・防犯対策を推進するとともに、いつ発生するかわからない災害に対応できるよう、災害時の支援体制づくりを進めていくことが必要です。

1 バリアフリー化の推進

施策の方向

障害のある人や高齢者を含め、すべての人が安全に安心して生活し、社会参加できるよう、道路などの維持管理やバリアフリー化を進めます。

また、誰もが快適に利用でき、親しめる環境を整備するため、公共交通機関や公園、広場の整備、公共施設のバリアフリー化を推進します。

さらに、観光公衆トイレなどについても、誰もが利用しやすいようユニバーサルデザイン^(※)に配慮して整備します。

施策の方向		内容	取り組む事業など
道路・歩行空間のバリアフリー化	継続	誰もが安心して外出できるよう、道路や歩道の整備・維持管理・改修を進めるとともに、バリアフリー整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 道路整備にあわせたバリアフリー化の推進 【整備課】 道路の維持管理・改修・パトロール 【土木管理課】 都市計画に関する各種調査・各種計画の策定・立案・決定など 【都市計画課】 美しいまちづくり事業 【歴史まちづくり課】
公共交通機関や公園・広場の環境整備	継続	障害のある人や高齢者を含む、すべての人が公共交通機関を利用した移動が円滑にできるような環境を整備します。また、市民が多く集まる広場や公園などを安全で快適に利用できるように整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 駅前広場維持管理 【土木管理課】 駅周辺地区の活性化事業にあわせたバリアフリー化の推進 【整備課】 都市公園・児童遊園・ちびっこ広場の維持管理 【土木管理課】
建築物のバリアフリー化の推進	継続	人にやさしいまちづくりの理念に基づき、障害の有無に関わらず様々な人が利用する公共的な建物や駐車場などのバリアフリー化を進めていきます。	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設などのバリアフリー整備 【都市計画課】 観光公衆トイレ整備事業 【観光交流課】 楽田小学校改築事業 【学校教育課】 犬山駅前広場トイレ一部洋式化 【土木管理課】

2 防犯・交通安全対策

施策の方向

防犯活動に自主的に取り組む団体などを支援し、地域のなかで障害のある人を見守る体制づくりを進めていきます。

また、障害特性などに配慮した交通安全対策を推進します。

施策の方向		内容	取り組む事業など
防犯対策の推進	継続	警察や防犯活動に取り組む自主防犯組織などと連携し、安全に安心して暮らせるまちづくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 防犯対策 【地域安全課】
交通安全対策の推進	継続	障害のある人にも安全な交通環境を確保するため、関係機関と連携し、障害の特性に配慮した横断歩道などの交通安全施設を整備します。	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全対策 視覚障害者用音響式信号機の整備支援 【地域安全課】

3 防災対策・災害時支援

施策の方向

災害時に被害を最小限に抑え、障害のある人が安全に避難できるよう、防災訓練の実施や地域での支援体制づくりを進めます。

また、高齢者や障害のある人などの避難行動要支援者のために特別な配慮がなされた福祉避難所の環境整備を進めます。

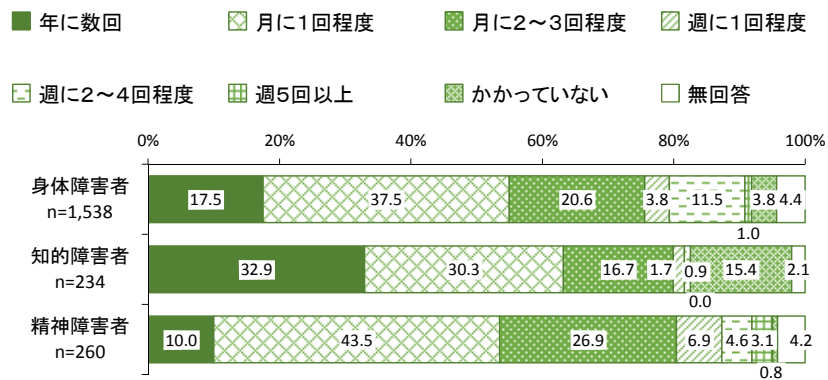
施策の方向		内容	取り組む事業など
防災対策の推進	継続	障害のある人を含めた市民参加による防災訓練の実施や、自主防災組織や防災ボランティア組織などの地域における関係団体と連携することにより、防災に対する自助・共助の意識啓発に努めるとともに、地域における防災体制の充実・強化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・防災対策事業 ・自主防災組織などの育成事業 ・防災体制の充実 <p style="text-align: right;">【地域安全課】</p>
災害時の避難支援	継続 重点	災害時に、高齢者や障害のある人などに対して、地域のなかで情報の伝達や避難などの手助けをするしくみづくりを個別支援計画をもとに進めます。また、制度の周知を継続して実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者支援制度 <p>災害時、家族の支援が受けられず自力で避難することが困難な高齢者や障害のある人を地域で支援する制度</p> <p style="text-align: right;">【福祉課・長寿社会課・地域安全課】</p>
福祉避難所の設置・運営	継続 重点	高齢者や障害のある人・妊産婦・乳幼児・病弱者など、一般的な避難所では生活に支障をきたす避難行動要支援者のために、特別な配慮がなされた福祉避難所の具体的な運営について、物品・環境の整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所の設置・運営 <p style="text-align: right;">【福祉課・長寿社会課・地域安全課】</p>

5 保健・医療

現 状

- ・ 障害者支援に関するアンケート調査（障害者）によると、障害の種類にかかわらず半数以上の方が月に1回以上は医療機関にかかっています。

■図表4-9 医療機関にかかる頻度



平成29年3月「犬山市障害者支援に関するアンケート調査結果報告書（障害者）」より

課 題

障害のある人の生活の質を高め、安心して健康な暮らしを守るためには、日頃から健康管理に努めるとともに、個々の障害特性に応じて、適切な保健・医療サービスが提供される必要があります。

障害の原因となる疾病の予防や早期発見・早期治療に努めるため、関係機関との連携を強化するとともに、医療的ケアを必要とする障害者・児の社会参加に必要な体制の整備が求められます。

1 健康づくりによる予防・早期発見

施策の方向

健康診査などの実施により、障害の原因となる疾病を早期発見・予防するとともに、適切な治療や療育につなげるなど、必要な支援を行います。

また、乳幼児期においては、発達障害を早期に発見し適切な支援を行うため、関係機関との連携を図ります。

施策の方向		内容	取り組む事業など
健康診査・健康相談による早期発見	継続	乳幼児期・青年期・高齢期など各時期において、健康診査又は医師や保健師・看護師などによる健康相談を実施し、障害や障害の原因となる疾病の早期発見に努め、適切な対応につなげます。	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康診査事業 ・子育て相談 ・予防接種 <p style="text-align: right;">【健康推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康診査事業 <p style="text-align: right;">【健康推進課・保険年金課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達相談事業 <p style="text-align: right;">未就園児に関する発達や子育て不安に対する相談</p> <p style="text-align: right;">【健康推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学時健康診断事業 <p style="text-align: right;">【学校教育課】</p>
健康づくりによる予防	継続	市民の健康づくりを支援することにより、障害の発生を予防します。	<ul style="list-style-type: none"> ・親子教室 ・家庭訪問 <p style="text-align: right;">【健康推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成人保健事業（特に糖尿病重症化予防事業） <p style="text-align: right;">【健康推進課・保険年金課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民健康館さら・さくらの運営管理 <p style="text-align: right;">【健康推進課】</p>

2 障害に対する適切な医療の実施

施策の方向

障害のある人が適切な医療を継続的に受けることができるように、医療費助成を実施するとともに、国に補助制度の創設を要望します。

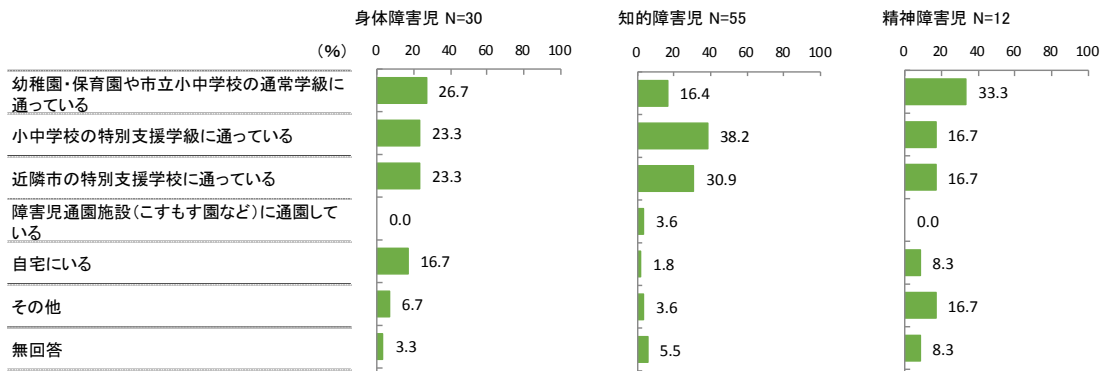
施策の方向		内容	取り組む事業など
医療費の助成	継続	障害に対する適切な医療を継続して受けることができるように、医療費の助成を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援医療費の給付 【福祉課】 障害者医療費の給付 心身障害者の福祉の増進を図るため、心身障害者の医療費自己負担分を助成 精神障害者医療費の給付 精神障害者の福祉の増進を図るため、精神障害者の医療費自己負担分を助成 後期高齢者福祉医療費の給付 障害のある高齢者の健康の保持増進を図るため、医療費自己負担分を給付 【保険年金課】

6 教育・育成

現 状

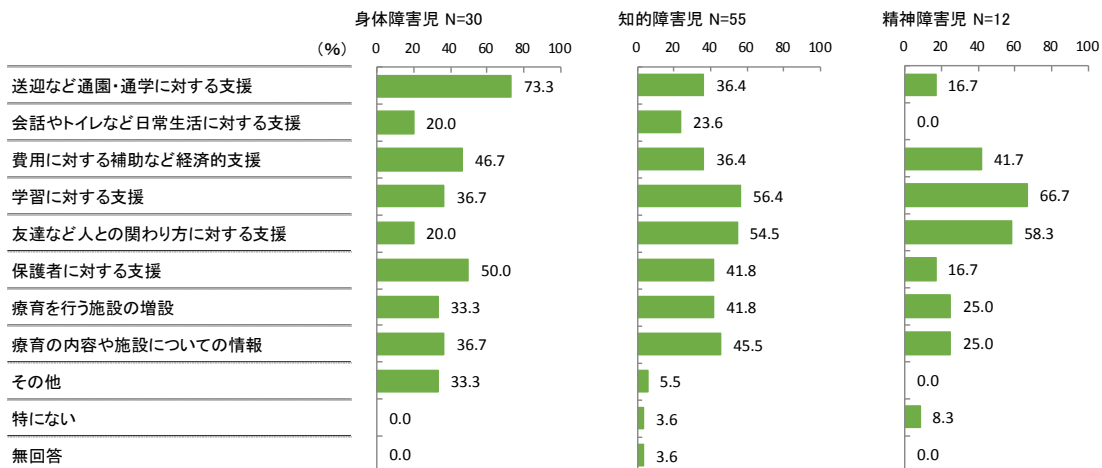
- ・ 障害者支援に関するアンケート調査（障害者）によると、身体障害児は7割以上、知的障害児は約9割、精神障害児は6割以上が通園・通学しています。
- ・ 療育や支援で充実してほしいことは、身体障害児で送迎などが7割以上で最も高く、知的障害児、精神障害児については、学習支援や人との関わり方の支援の割合が高くなっています。

■図表 4－10 平日の日中の過ごし方



平成 29 年 3 月「犬山市障害支援に関するアンケート調査結果報告書（障害者）」より

■図表 4－11 障害児に対する充実させてほしい支援



平成 29 年 3 月「犬山市障害支援に関するアンケート調査結果報告書（障害者）」より

課題

発達障害などの特別な教育的配慮を必要とする子どもを含め、障害のある子どもたち一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばし、社会参加するために、個々の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うことが重要となります。

療育・教育に携わる保育士や教師・支援員など障害のある子どもを支援する人材をはじめ福祉人材の育成、確保を推進していく必要があります。

また、乳幼児期から進学・就職を含めライフステージに即した計画的・継続的な支援ができるよう、教育・福祉・保健・医療・労働の各関係機関の連携をさらに進めるとともに、学校卒業後も生涯を通じて教育や文化・スポーツなどの様々な機会に親しむことができるよう社会参加と自立に向けた継続した支援が求められます。

1 専門機関での療育・教育の実施

施策の方向

就学前の療育機関である児童発達支援事業所において障害のある子どもや特別な支援を要する子どもに対し、適切な指導と発達支援を行います。

また、就学後には特別支援教育の充実を図り、障害を持つ児童・生徒の自立を支援します。

施策の方向		内容	取り組む事業など
早期療育の実施	継続 重点	心身の発達に何らかの援助が必要な就学前の乳児・幼児の特性を踏まえ、保護者とともに一人ひとりに対応した支援を行います。また、子ども未来園との交流事業を実施するとともに、幼稚園との連携を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 犬山市児童発達支援事業実施施設犬山市心身障害児通園施設こすもす園の運営 【子ども未来課】 児童発達支援事業 【福祉課】
特別支援教育の実施	継続 重点	各小中学校や県立の特別支援学校、犬山市小中学校特別支援学級連絡協議会、犬山市教育研究会特別支援委員会など、特別支援教育に関わる関係機関と連携を密にし、障害を持つ児童生徒の自立を図るため、特別支援教育を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 犬山市特別支援教育連絡協議会の運営 市内の特別支援学級の児童生徒が交流する「かがやきピクニック」の開催 近隣の特別支援学級の児童生徒、特別支援学校との交流会の開催 【学校教育課】
青少年支援教育の実施	継続	青少年センターを核とした困難を抱える子ども、若者の支援事業を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の設置及び研修会・講演会の開催 【文化スポーツ課】
障害児の発達支援	新規 重点	重度の障害などにより外出することが著しく困難な子どもに、居宅を訪問して発達支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 居宅訪問型児童発達支援事業 【福祉課】
	拡充	幼稚園や小学校などを訪問し、集団生活に適應するために必要となる専門的な支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 保育所等訪問支援 【福祉課】
障害児のサービス提供体制の構築	新規 重点	児童発達支援センターを中心に、地域の支援体制を構築します。	<ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援センターの設置 【福祉課】

2 福祉人材の育成・確保

施策の方向

療育に直接携わる保育士や保健師をはじめ、障害のある子どもに関わる機関の職員が専門的な研修を受けることにより、障害への理解を深め、適切な指導・助言をしていくための指導力の向上を図ります。

また、障害福祉に関わる職員などに研修を開催し、資質向上や人材育成を図ります。

施策の方向		内容	取り組む事業など
療育関係職員の専門性の向上	継続	療育に携わる職員が、県などが実施する専門的な研修に参加することにより、障害に対する理解をより深めるとともに、専門性の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 各専門研修への積極的参加 【福祉課・健康推進課・子ども未来課・学校教育課】
福祉人材の育成	新規	障害福祉に関わる機関の職員や相談支援専門員の資質向上や人材育成のため、基幹相談支援センターを中心に、研修を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 犬山市障害者自立支援協議会の活用 各専門研修の情報提供 【福祉課】
福祉人材の確保	新規	市民に福祉事業所への理解を通し、福祉職への興味から福祉人材の確保を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 犬山市障害者自立支援協議会の活用 【福祉課】

3 一貫した教育支援

施策の方向

乳幼児期から学齢期、就職まで一貫した適切な支援ができるように、相談支援体制を構築します。

施策の方向		内容	取り組む事業など
個別の支援計画の作成	継続 重点	サービス利用者や個別支援が必要な障害のある子どもに対し、一人ひとりの実態や教育的な支援目標、内容などの情報を共有し、進学、進級、就職しても同じ視点で適切な支援を行うことができるよう計画書を作成し、継続的に活用します。	<ul style="list-style-type: none"> 障害児相談支援 【福祉課】 個別の教育支援計画書「あゆみ」の活用 【子ども未来課】
一貫した支援体制の整備	継続 重点	ライフステージの移行に一貫した支援をするために必要な体制について、関係機関で検討し、整備します。	<ul style="list-style-type: none"> 犬山市障害者自立支援協議会の活用 【福祉課・健康推進課・子ども未来課・学校教育課・産業課】
相談の連携	継続 重点	障害のある人や家族を継続して支援できるように、基幹相談支援センター・障害児相談支援事業所・子ども未来園・学校・保健・医療機関などとの連携を密にします。	<ul style="list-style-type: none"> 各相談窓口の連携 【福祉課・健康推進課・子ども未来課・学校教育課】

4 生涯学習の振興

施策の方向

障害の種別にかかわらず、すべての障害のある人の社会参加が求められていることから、スポーツに親しむ環境づくりを推進し、各種大会やスポーツ教室などを開催します。

また、生涯学習や文化活動に誰でも参加できるように、障害のある人に配慮した活動環境の整備を進めます。

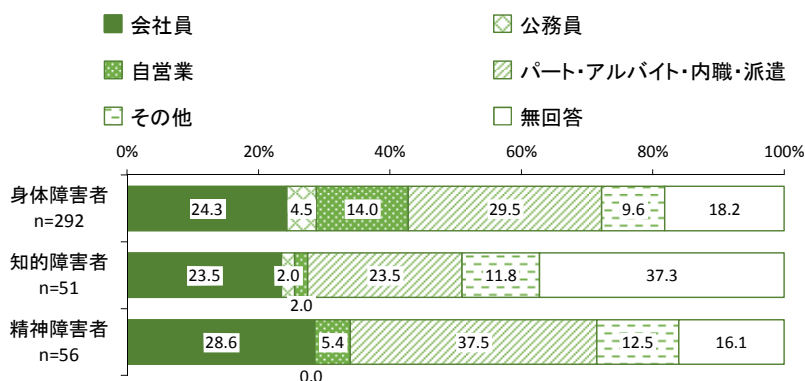
施策の方向		内容	取り組む事業など
スポーツの振興	継続 重点	様々なスポーツを通して、障害のある人の自立や社会参加が促進されるよう、各種スポーツ大会を開催します。また、障害者スポーツの各種大会やスポーツ教室の情報を障害者団体に提供したり、障害のある人もスポーツに親しむことのできる機会を設けます。	<ul style="list-style-type: none"> 各種スポーツ大会の開催 【文化スポーツ課】 障害者スポーツの振興支援 【福祉課・文化スポーツ課】 障害者運動会などの開催 【福祉課】
生涯学習環境の整備	継続 重点	いつでも、どこでも、誰でも学ぶことのできる生涯学習環境を整備し、障害のある人も参加しやすいよう配慮します。 また、文部科学省の「障害者学習支援推進室」と連携し、障害者の多様な学習活動に関する情報を収集していきます。	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習講座事業 生涯学習支援事業 生涯学習施設の活用 【文化スポーツ課・福祉課】
文化芸術活動の振興	継続 重点	障害のある人の文化芸術活動を支援するため、市内にある文化財などへの入場登閣料、入館料などを免除、減額します。 また、作品展を開催します。	<ul style="list-style-type: none"> 犬山城、どんでん館、文化史料館への入場登閣料などの減免 【歴史まちづくり課】 障害者の作品展の開催 【福祉課・文化スポーツ課】

7 雇用・就業

現 状

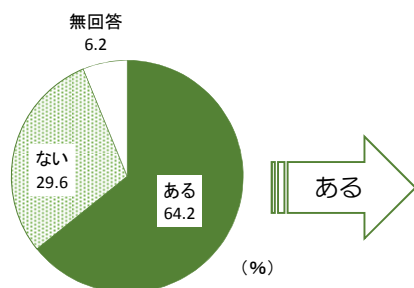
- ・障害者支援に関するアンケート調査（障害者）によると、障害のある人の職業について、身体障害者、精神障害者でパート・アルバイトなどが3～4割程度、障害の種類にかかわらず会社員が2割台となっています。
- ・障害者支援に関するアンケート調査（一般）によると、地域社会の中で障害があることが理由で差別があると回答した人に、差別を感じる場面は仕事や収入が7割以上と高くなっています。

■図表4-12 仕事をしている人の職業

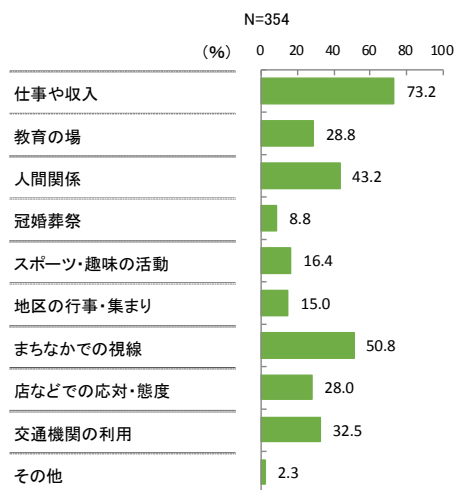


平成29年3月「犬山市障害支援に関するアンケート調査結果報告書（障害者）」より

■図表4-13 地域社会の障害者に対する差別



差別を感じる時（あると回答した人）



平成29年3月「犬山市障害支援に関するアンケート調査結果報告書（一般）」より

課題

障害のある人が地域で自立した生活を営むためには、障害のある人が障害のない人と同様に、その能力と適性に応じた雇用の場に就き、職業を通じ誇りを持って自立した生活を送ることが求められます。

そのため、企業・雇用主にも就業に対する理解と啓発の促進に努めるとともに、公共職業安定所（ハローワーク）や障害者職業センターをはじめとした関係機関が連携し、専門的支援の推進・強化を図るとともに、障害者就労施設などからの物品などの優先調達により、雇用の場の確保を支援します。

また、一般就労に移行する障害のある人が増加している中で、就労に伴う生活上の支援ニーズはより一層多様化かつ増大し、就労に伴う生活面の課題への対応が必要になっています。

一般企業に対しては、事業主の障害者雇用への理解・協力のための取組みに努める一方、障害のある人に適した仕事や職域の開発、職業訓練の機会の充実とともに、障害の特性に配慮した就労条件や環境整備などを企業に働きかけ、就労機会の拡大を図っていくことが必要です。

1 就労移行支援

施策の方向

公共職業安定所（ハローワーク）や障害者職業センターなどの関係機関と連携し、障害者雇用の周知と促進を図ります。

また、一般就労への訓練として、障害福祉サービスの就労移行支援事業の利用促進を図ります。

施策の方向		内容	取り組む事業など
障害者雇用の促進	継続 重点	働く障害のある人や働くことを希望する障害のある人を支援するため、一般企業や公共職業安定所（ハローワーク）、障害者職業センターなどと連携して障害者雇用の周知・促進をします。	・障害者雇用の周知・促進 【産業課・福祉課】
就労移行支援の利用推進	継続	障害者雇用につなげるため、障害のある人の就労訓練の場として就労移行支援の利用を促進します。	・就労移行支援事業 【福祉課】

2 働く場の確保と就労継続支援

施策の方向

障害のある人に市の実施する業務を委託し、福祉的就労を支援します。

また、一般就労が困難な障害のある人の福祉的就労の場として、障害福祉サービスの就労継続支援事業の利用促進を図ります。

施策の方向		内容	取り組む事業など
働く場の確保	継続	市内の障害者就労施設に市の実施する業務を委託し、障害のある人に生きがいを持って携われる働く場を提供し、福祉的就労を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 空きびん選別業務の委託 家庭から出される資源物（びん）の選別、粉碎を、社会福祉法人に委託 【環境課】
優先調達の推進	新規	障害者就労施設などからの物品などの優先調達を推進し、障害のある人の就労や在宅就業障害者などの自立を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 障害者就労施設などからの物品などの調達推進 【経営改善課】
就労継続支援の利用促進	継続 重点	一般就労が困難な障害のある人に対し、知識や能力に応じた福祉的就労活動の場を提供します。また、生産活動などを通して安定した生活が送れるよう支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 就労継続支援事業 【福祉課】

3 就労定着支援

施策の方向

障害のある人が就労移行支援などから一般就労に定着できるよう支援します。

施策の方向		内容	取り組む事業など
就労定着への支援	新規 重点	就労することにより生じる生活面の課題について、事業所や家族との連絡調整などにより支援します。	・就労定着支援事業 【福祉課】



第 5 章

障害福祉サービスなどの数値目標

1 サービスの見込量とサービス確保の方策

第5章

1 障害福祉サービスなどの体系図

障害福祉計画及び障害児福祉計画では、障害者総合支援法に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業並びに児童福祉法の各サービスの実施目標を設定します。サービス体系は下記のとおりです。



2 第4期（平成29年度末）目標達成状況

第4期では、障害のある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、国の基本指針により、平成29年度を目標年度として、次に掲げる事項について、成果目標を設定しました。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

第4期計画では、平成29年度末までに入所施設を退所して、グループホームなどの地域生活に移行する人数を15人とし、平成29年度末までの施設入所者の削減数を8人とする目標値を設定しました。

施設から地域生活への移行者数は、目標人数は15人（23%）に対し、実績（見込み）は13人（20%）で目標値の達成には至っていません。

また、平成25年度末時点の施設入所者数65人からの削減見込数は、目標値8人に対し、実績（見込み）は5人で目標値の達成には至っていません。

項目	目標値	実績	考え方
平成25年度末の施設入所者数	—	65人	平成25年度末の施設入所者数
地域生活移行者数	15人 (23.08%)	13人 (20.00%)	平成25年度末の全入所者のうち、施設入所からグループホームなどへ地域移行した人数
削減見込	8人 (12.31%)	5人 (7.69%)	平成29年度末段階での削減見込数

【国の基本指針】

平成25年度末時点において福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成29年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減することを基本とする。

また、当該目標値の設定にあたり、平成26年度末において、障害福祉計画で定めた平成26年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成29年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

（2）地域生活支援拠点等の整備

平成29年度末までに地域生活支援拠点等を1箇所整備することを目標として設定しましたが、計画期間中において地域生活支援拠点等の整備に至っていません。

項目	目標値	実績	考え方
地域生活支援拠点等の整備	1箇所	0箇所	平成29年度までに市又は圏域で1箇所以上整備

【国の基本指針】

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）について、平成 29 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

（3）福祉施設から一般就労への移行など

①福祉施設から一般就労へ移行

福祉施設利用者から一般就労への移行する人については、平成29年度中に一般就労に 8 人移行するという目標値を設定しました。

事業所からの報告によると、福祉施設利用者から一般就労への移行者数は、目標値 8 人のところ、実績（見込み）は 6 人となっています。

項目	目標値	実績	考え方
平成 24 年度の一般就労移行者数	—	4 人	福祉施設を退所して平成 24 年度に一般就労した人数
平成 29 年度の一般就労移行者数	8 人	6 人	福祉施設を退所して平成 29 年度に一般就労する人数

②就労移行支援事業の利用者数

就労移行支援事業の利用者については、平成29年度末に 9 人（2.2倍）とする目標設定に対し、実績（見込み）は11人となりました。

項目	目標値	実績	考え方
平成 25 年度末の就労移行支援事業の利用者数	—	4 人	平成 25 年度末における就労移行支援事業の利用者数
平成 29 年度末の就労移行支援事業の利用者数	9 人	11 人	平成 29 年度末において就労移行支援事業を利用する人数

③就労移行支援事業所の就労移行率

市内の就労移行支援事業所の就労移行率を目標値 2 割と設定しましたが、計画期間中において就労移行支援事業所の参入はありませんでした。

【国の基本指針】

①の目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、平成 29 年度末における利用者数が平成 25 年度末における利用者数の 6 割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指すものとする。

3 第5期（平成32年度）の数値目標

国の基本指針により、本計画において必要なサービス量を見込むにあたり、障害のある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、次に掲げる事項の成果目標を設定します。また、地域共生社会の実現に向けた取組みなどを計画的に推進し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築や障害児支援の整備についての数値目標も設定します。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、平成28年度末時点において、福祉施設に入所している障害のある人のうち、今後、自立訓練事業などを利用し、グループホーム、一般住宅に移行する人の数を見込み、平成32年度末における地域生活に移行する人の成果目標を設定します。

考え方

当該目標値の設定にあたり、国の基本指針によれば、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上に平成29年度までの未達成割合（当市では3.57%）を加えた割合以上である8人が平成32年度末での地域生活移行者数目標となります。しかし、アンケート調査による暮らしに対する考えでは、「施設やグループホームなどに入所したい」と回答した人は85人と、地域生活ではなく施設やグループホームに入所を希望する人が多く、また、過去の地域移行者数の実績（平成18年度～平成28年度で12人）を踏まえ、平成32年度末における地域生活に移行する人及び施設入所者の削減割合を目標値として設定します。

数値目標

項目	数値	考え方
平成28年度末の施設入所者数（A）	63人	平成28年度末の施設入所者数
目標年度入所者数（B）	62人	平成32年度末時点の入所者数
削減見込（A-B）	1人	差引減少見込数
地域生活移行者数	3人	平成32年度末段階での削減見込数

【国の基本指針】

平成28年度末時点の福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成32年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする。

また、当該目標値の設定にあたり、平成29年度末において、障害福祉計画で定めた平成29年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成32年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神に障害のある人が地域の一員として安心して生活ができるよう、地域包括ケアシステムの構築をめざし、平成32年度末までに関係機関の関係者による協議の場を設置することが国の成果目標として設定されました。

考え方

既存の犬山市障害者自立支援協議会などを活用して、平成32年度末までに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。

平成32年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）について、国の基本指針に即した数値は15人となりますが、地域の支援体制の整備が進んでいないという状況と過去の実績を踏まえ、3人を見込みます。また、これに合わせて、サービス見込量を設定します。

【国の基本指針】

平成32年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することが望ましい。市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

地域における障害のある人の生活支援のために求められる機能を集約した拠点などを、市町村又は障害福祉圏域において少なくとも一つ整備することが、国の成果目標として設定されました。

考え方

障害のある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、地域の課題に応じてどのような機能をどのように整備していくか、基幹相談支援センターを設置し、活用を検討していきます。

数値目標

項目	目標値	考え方
地域生活支援拠点等	1箇所	平成32年度末までに市又は圏域で1箇所以上整備

【国の基本指針】

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）について、平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 32 年度中に一般就労に移行する人の数値を成果目標として設定します。

考え方

一般就労移行者数の設定にあたっては、平成 27 年度 4 人、平成 28 年度 6 人、平成 29 年度 6 人（見込み）であり、国の基本指針により平成 28 年度の移行実績の 1.5 倍の 9 人を見込みます。

移行支援事業利用者数の設定にあたっては、国の基本指針により平成 28 年度 7 人の 1.2 倍以上となる 9 人を見込みます。

市内就労移行支援事業所の就労移行率については、平成 29 年 9 月現在、市内には就労移行支援事業所はありませんが、平成 32 年度までに 1 箇所の開設を見込み、国の基本指針による就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上の達成に向けて努めます。

就労移行支援事業所の就労移行率については、国の基本指針により目標値を設定します。

数値目標

①福祉施設から一般就労へ移行

項目	目標値	実績	考え方
平成 28 年度の一般就労移行者数	8 人	6 人	福祉施設を退所して平成 28 年度に一般就労した人数
平成 32 年度の一般就労移行者数	9 人	—	福祉施設を退所して平成 32 年度に一般就労する人数

【国の基本指針】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、平成 32 年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定にあたっては、平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすることを基本とする。

なお、目標値の設定にあたり、平成 29 年度末において、障害福祉計画で定めた平成 29 年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成 32 年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とする。

②就労移行支援事業の利用者数

項目	目標値	実績	考え方
平成 28 年度の就労移行支援事業の利用者数	9 人	7 人	平成 28 年度末における就労移行支援事業の利用者数
平成 32 年度の就労移行支援事業の利用者数	9 人	—	平成 32 年度末において就労移行支援事業を利用する人数

③就労移行支援事業所の就労移行率

就労移行支援事業所の就労移行率は、市内に就労移行支援事業所がないため、就労移行率ではなく、事業所の設置を目標とします。

項目	目標値	実績	考え方
平成 28 年度の就労移行支援事業所数	1 箇所	0 箇所	平成 28 年度末における就労移行支援事業所数
平成 32 年度の就労移行支援事業所数	1 箇所	—	平成 32 年度末における就労移行支援事業所数

【国の基本指針】

①の目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、平成 32 年度末における利用者数が平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指すものとする。

なお、目標値の設定にあたり、平成 29 年度末において、障害福祉計画で定めた平成 29 年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成 32 年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とする。
(②のみ)

④一般就労への職場定着率

就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を平成 31 年度、平成 32 年度にそれぞれ 8 割以上とすることを目標とします。

【国の基本指針】

就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率に係る目標値を設定することとし、当該目標値の設定に当たっては、就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とすることを基本とする。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針では、障害児支援に関する成果目標が 4 項目示されています。

①児童発達支援センターの設置

平成 32 年度末までに児童発達支援センターを 1 箇所以上設置することを目標としています。

【国の基本指針】

平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

②保育所等訪問支援の利用体制の構築

平成 32 年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を目標とします。

【国の基本指針】

各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成 32 年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

③重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を 1 箇所以上確保することを目標とします。

【国の基本指針】

平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

既存の犬山市障害者自立支援協議会などを活用して、平成 30 年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関による協議の場を設置することを目標とします。

また、国の基本指針では、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置することを基本としており、1 人配置することを目標とします。

【国の基本指針】

平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。加えて、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、市町村においては、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進することが必要である。

4 必要な量の見込み及び見込量の確保のための方策

各年度における障害福祉サービス及び相談支援の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込み、必要な見込量の確保のための方策を定めます。

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスには、次のようなサービスがあります。

居宅介護	居宅において、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障害もしくは精神障害があり常に介護を必要とする人に、居宅で食事などの身体介護や調理などの家事援助、外出時の移動支援などを行います。
同行援護	視覚障害のある人の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護などを行います。
行動援護	自傷、徘徊などの危険を回避するために必要な援護や外出時の移動支援を行います。
重度障害者等包括支援	極めて重度の障害のある人に居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

利用状況と課題

過去3年間の利用状況は、居宅介護、同行援護、行動援護の利用があり、同行援護については、平成29年度において見込量を上回る数値となっています。

利用量の増加に応じ、サービス量の不足なく提供ができるよう、サービスの提供体制の整備が必要です。

サービス種別	単位	見込み			実績		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護	人	42	43	44	44	51	48
	時間	840	860	880	777	806	886
重度訪問介護	人	1	2	2	0	0	0
	時間	183	366	366	0	0	0
同行援護	人	10	10	11	10	13	14
	時間	200	200	220	192	188	242
行動援護	人	1	1	1	0	1	0
	時間	25	25	25	0	15	0
重度障害者等包括支援	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0

※各年度3月利用実績、平成29年度は9月利用実績

実施に関する考え方

障害者の増加や施設入所者の地域生活移行により、サービスの利用の増加を見込みます。

◆ 居宅介護

障害者の増加、施設入所者の地域生活移行による新たな利用と現利用者の利用時間の増加を実績値から推計して見込みます。

◆ 重度訪問介護

対象となる重度障害者の状況を勘案し、障害者の増加による新規利用者を見込みます。

◆ 同行援護

新たな利用と現利用者の利用時間の増加を実績値から推計して見込みます。

◆ 行動援護

新規利用者の利用時間を見込みます。

◆ 重度障害者等包括支援

過去3年間において、利用者はありません。

必要な量の見込み

サービス種別	単位	見込み		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅介護	人	52	53	54
	時間	936	954	972
重度訪問介護	人	1	1	1
	時間	183	183	183
同行援護	人	16	17	17
	時間	288	306	306
行動援護	人	2	2	2
	時間	40	40	40
重度障害者等 包括支援	人	0	0	0
	時間	0	0	0

見込量の確保のための方策

- ❖ 利用量の増加に応じ、不足なくサービスが提供できるよう、事業者のサービス提供への支援に努め、サービス提供体制の整備を進めます。
- ❖ 事業者の人材確保や資質向上のため、広報・啓発活動による障害への理解を促進します。
- ❖ 新たな利用者も見込まれるため、利用意向を踏まえたうえで、適切なサービスを提供できるよう努めます。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、次のようなサービスがあります。

療養介護	医療と常時の介護を必要とする人に、医療機関において機能訓練や療養上の管理、看護や介護を行います。
生活介護	常時の介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事などの介護を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供します。
短期入所 (福祉型)	居宅で介護する人が病気の場合などに、施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事などの介護を障害者支援施設などにおいて行います。
短期入所 (医療型)	居宅で介護する人が病気の場合などに、施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事などの介護を、病院、診療所、介護老人保健施設において行います。
自立訓練 (機能訓練)	一定期間、身体機能の向上に必要な訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	一定期間、生活能力の向上に必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する65歳未満の人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型)	一般企業などでの就労が困難な65歳未満の人に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。【雇用型】
就労継続支援 (B型)	一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、就労への移行に向けた知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。【非雇用型】
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人に対し、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連携調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

利用状況と課題

過去3年間の利用状況は、療養介護、就労継続支援（A型）が見込量を上回っており、生活介護、自立訓練については減少しています。

その他のサービスについては、大きな変動はありません。

サービス種別	単位	見込み			実績		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
療養介護	人	6	6	6	6	7	7
生活介護	人	105	120	127	98	102	103
	人日	2,415	2,760	2,921	2,114	2,118	2,018
短期入所 （福祉型）	人	25	25	26	19	20	25
	人日	175	175	182	94	94	103
短期入所 （医療型）	人	5	5	5	3	7	6
	人日	35	35	35	16	31	35
自立訓練 （機能訓練）	人	1	1	1	2	0	0
	人日	20	20	20	40	0	0
自立訓練 （生活訓練）	人	3	3	3	3	1	1
	人日	45	45	45	44	19	6
就労移行支援	人	8	8	9	6	9	11
	人日	184	184	207	94	154	183
就労継続支援 （A型）	人	50	52	51	62	79	85
	人日	1,150	1,196	1,173	1,297	1,683	1,703
就労継続支援 （B型）	人	126	128	132	126	136	142
	人日	2,898	2,944	3,036	2,473	2,701	2,621

※各年度3月利用実績、平成29年度は9月利用実績

実施に関する考え方

利用者数は、現利用者に加え、新規利用者分として、特別支援学校卒業生、施設入所者や精神科病院入院者の地域生活移行者、障害者の各年度の増加人数を推計して見込みます。

各サービスの利用量については、実績値から求めた利用日数より利用見込み日数を算出し、利用見込み人数を乗じて見込みます。

必要な量の見込み

サービス種別	単位	見込み		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
療養介護	人	8	8	8
生活介護	人	104	106	108
	人日	2,184	2,332	2,376
短期入所 (医療型)	人	7	8	8
	人日	42	48	48
短期入所 (福祉型)	人	26	26	27
	人日	130	130	135
自立訓練 (機能訓練)	人	2	2	2
	人日	40	40	40
自立訓練 (生活訓練)	人	4	4	4
	人日	56	56	56
就労移行支援	人	13	13	14
	人日	221	221	252
就労継続支援 (A型)	人	87	89	90
	人日	1,740	1,869	1,890
就労継続支援 (B型)	人	145	148	151
	人日	2,900	3,108	3,171
就労定着支援	人	7	8	9
	人日	7	8	9

見込量の確保のための方策

- ❖ 施設入所者に自立訓練などを周知し、利用促進を図り、施設入所者の地域生活への移行を推進します。また、地域生活に移行した人の生活を支援するため、生活介護の需要の増加に対応できるように、事業所に働きかけます。
- ❖ 民間企業に対して、就労移行支援や就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援の取組みを説明し、障害者理解を促進し、一般就労への移行を推進します。
- ❖ 障害のある人の就労を促進するため、関係課や公共職業安定所（ハローワーク）、障害者職業センターなどの関係機関との連携を強化して、障害者雇用に対する理解と協力の啓発に努めます。
- ❖ 相談支援を強化し、犬山市障害者自立支援協議会などを通して、就労先の情報提供やつなぎの支援をしていきます。
- ❖ 就労定着支援事業所の確保に努めます。

(3) 居住系サービス

居住系サービスには、次のようなサービスがあります。

自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしをした人に一定期間、定期的な巡回訪問等の支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間において、共同生活住居で相談、入浴、排せつ、食事の介護など、日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	夜間に介護を必要とする人に、入所施設で、入浴、排せつ、食事などの介護を行うとともに、住まいの場を提供します。

利用状況と課題

過去3年間の利用状況は、施設入所支援についてはほぼ見込量に見合う実績、共同生活援助については見込量を下回っています。

今後は、必要量に見合った適正なサービスの提供体制を整備することが必要です。

サービス種別	単位	見込み			実績		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助 (グループホーム)	人	49	58	61	47	53	47
施設入所支援	人	60	58	57	67	63	65

※各年度3月利用実績、平成29年度は9月利用実績

実施に関する考え方

共同生活援助、施設入所支援の利用者数は、実績値から人数を見込みます。

必要な量の見込み

サービス種別	単位	見込み		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立生活援助	人	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	人	54	55	56
施設入所支援	人	64	63	62

見込量の確保のための方策

- ❖ グループホームの誘致・整備を促進するため、障害者理解についての積極的な広報・啓発活動を行い、地域住民に障害のある人への理解を促進します。
- ❖ 地域との連携により、グループホームの設置や小規模多機能型施設の柔軟な運用形態の実現をめざします。
- ❖ ひとり暮らしの障害のある人が地域で自立して暮らしていけるよう、本人を支援します。
- ❖ 施設入所者のうち地域移行が可能である人に対し、地域移行ができるように事業所など関係機関と連携します。

(4) 相談支援

相談支援には、次のようなサービスがあります。

計画相談支援	障害のある人の心身の状況、置かれている環境、サービスの利用意向などを勘案してサービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者と連絡調整を行い計画を作成します。また、継続して障害福祉サービスや地域相談支援を適切に利用できるよう、サービス等利用計画の見直しを行うとともに、必要に応じて支給決定申請の勧奨を行います。
地域移行支援	障害者支援施設の入所者、精神科病院の入院者などに、地域生活への移行のための活動に関する相談などを行います。
地域定着支援	ひとり暮らしの障害のある人などと常時の連絡体制を確保し、緊急事態の相談などを行います。

利用状況と課題

過去3年間の利用状況は、計画相談支援について徐々に増加しており見込量を上回っています。地域定着支援については、利用がありませんでした。

今後も障害福祉サービス利用の増加に伴い、サービス等利用計画の作成が増加する見込みです。

サービス種別	単位	見込み			実績		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	人	51	52	54	61	67	74
地域移行支援	人	1	1	1	1	1	1
地域定着支援	人	2	2	2	0	0	0

※各年度3月利用実績、平成29年度は9月利用実績

実施に関する考え方

◆ 計画相談支援

利用者数は、実績値から推計した障害者の各年度の増加人数を見込みます。

在宅の利用者は6か月、施設入所者については1年ごとに、継続サービス利用計画を作成することとして見込みます。

◆ 地域移行支援

施設入所者や入院中の精神障害者で、今後、グループホームや一般住宅に移行する人を勘案して利用者を見込みます。

◆ 地域定着支援

過去3年間において、利用者はありません。

必要な量の見込み

サービス種別	単位	見込み		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	人	83	93	104
地域移行支援	人	2	2	2
地域定着支援	人	2	2	2

見込量の確保のための方策

- ❖ 障害のある人が、ライフステージを通して総合的・計画的に支援を受けることができるように関係機関と連携を密にします。
- ❖ 犬山市障害者自立支援協議会を活用し、相談支援専門員の連携を強化し、事業の効率化や担い手の確保、相談員のスキルアップに努めます。

2 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、障害のある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施することを目的としています。

地域生活支援事業には、市の必須事業として位置づけられているものと、市の施策に応じて実施する任意事業として位置づけられているものがあります。

1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業

障害のある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害のある人への理解を深めるための啓発を行います。また、障害のある人やその家族、地域住民などが自発的に行う活動に対する支援を行います。

利用状況

サービス種別	単位	見込み			実績		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

実施に関する考え方

心のバリアフリーを促進し、障害のある人などに対する理解を深めるため広報活動を通じて地域住民への働きかけを行います。

必要な量の見込み

サービス種別	単位	見込み		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

見込量の確保のための方策

- ❖ 障害のある人などに対する理解を深めるため広報活動を積極的に行います。

(2) 相談支援事業

障害のある人、その保護者、支援者などからの相談に応じ、情報提供など必要な支援を行います。

利用状況

サービス種別	単位	見込み			実績		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	箇所	0	1	1	0	0	0
基幹相談支援センター等機能強化事業	箇所	1	1	1	1	1	1
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	箇所	0	0	0	0	0	0

※実施箇所数

実施に関する考え方

相談支援事業者は、市内の相談支援事業所において、各相談窓口と連携して実施します。

必要な量の見込み

サービス種別	単位	見込み		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1
基幹相談支援センター	箇所	1	1	1
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	箇所	0	0	0

※実施見込箇所数

見込量の確保のための方策

- ❖ 相談支援事業の周知を図り、気軽に相談できる体制を整備します。
- ❖ 多面的な相談支援をするため、各種相談窓口や保健所、事業者、民生委員児童委員などの関係機関との連携を強化します。
- ❖ 困難事例などは犬山市障害者自立支援協議会で検討するなど、適切な対応に努めます。
- ❖ 犬山市障害者自立支援協議会などを活用し、障害のある人の権利擁護や虐待防止を図ります。

(3) 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者などに対し、制度の利用を支援します。

利用状況

サービス種別	単位	見込み			実績		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度利用支援事業	人	2	2	2	0	0	0
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

※実施箇所数、設置又は実施の有無

実施に関する考え方

当該制度の利用を必要とする人を適切に把握し、サービスを提供していくことが必要であるため、地域包括支援センター及び各相談窓口と連携して、制度の周知を図り、利用を促進します。

必要な量の見込み

サービス種別	単位	見込み		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度利用支援事業	人	2	2	2
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無

※実利用見込者数、実施の有無

見込量の確保のための方策

- ❖ 積極的な広報・啓発活動により、成年後見制度の周知徹底を図ります。
- ❖ 成年後見制度を円滑に利用できるように、地域包括支援センターや各関係機関との連携を強化します。
- ❖ 各関係機関と連携をしながら、事業のあり方について検討していきます。

(4) 意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業

聴覚、言語機能、音声機能などの障害により、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。また、手話通訳などの人材を育成するために研修を開催します。

利用状況

サービス種別	単位	見込み			実績		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
手話通訳者派遣事業	人	15	16	16	10	14	11
要約筆記者派遣事業	人	—	—	—	1	2	1
手話通訳者設置事業	人	1	1	1	1	1	1
手話奉仕員養成講座	人	8	8	9	3	10	7

※実利用者数、実養成講座修了者数

※手話通訳者設置事業は、実設置者数

※各年度年間利用実績、平成29年度は9月までの利用実績

実施に関する考え方

障害のある人のスムーズな意思疎通に必要なため、手話通訳者や要約筆記者を確保し、積極的な利用を推進します。

手話奉仕員の養成については、国の示す「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について」を基本に、必要な技術を習得する研修を実施します。

必要な量の見込み

サービス種別	単位	見込み		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話通訳者派遣事業	人	14	14	14
要約筆記者派遣事業	人	2	2	2
手話通訳者設置事業	人	1	1	1
手話奉仕員養成講座	人	10	10	10

※実利用見込者数、実養成講座修了見込者数

※手話通訳者設置事業は、実設置見込者数

見込量の確保のための方策

- ❖ 障害のある人に対し、意思疎通支援事業の周知を図り、サービスの利用を促進します。
- ❖ 手話通訳者や要約筆記者に関する社会的理解を深めるため啓発活動を推進します。
- ❖ 積極的な広報活動により、手話奉仕員養成研修事業の周知を図ります。

(5) 日常生活用具給付等事業

障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具などの日常生活用具を給付します。

利用状況

サービス種別	単位	見込み			実績		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護・訓練支援用具	件	5	5	5	6	6	1
自立生活支援用具	件	12	12	12	6	5	1
在宅療養等支援用具	件	13	13	13	13	9	8
情報・意思疎通支援用具	件	19	20	20	6	10	9
排せつ管理支援用具	件	733	753	770	1,361	1,406	634
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	3	3	3	2	0	1

※各年度年間利用実績、平成29年度は9月までの利用実績

実施に関する考え方

障害のある人の介護や訓練、動作などの日常生活がより円滑に行われるようにするための用具を給付し、障害のある人の社会参加促進や家族などの介護者の負担軽減を図ります。また、新たな福祉用具の開発に伴い、対象とする福祉用具を見直していく必要があります。

過去3年間の利用状況から、大幅な増減は見られないものの、制度の周知や障害者の増加を勘案して見込みます。

必要な量の見込み

サービス種別	単位	見込み		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護・訓練支援用具	件	6	6	6
自立生活支援用具	件	6	6	6
在宅療養等支援用具	件	15	15	15
情報・意思疎通支援用具	件	15	15	15
排せつ管理支援用具	件	1,406	1,431	1,460
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	2	2	2

見込量の確保のための方策

- ❖ 日常生活用具の利用希望者の把握に努めるとともに、制度の周知を図ります。
- ❖ 利用者のニーズや新たな福祉用具について把握し、給付対象用具を見直します。

(6) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人について、社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動などの社会参加のための外出の際の移動支援を行います。

利用状況

サービス種別	単位	見込み			実績		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
移動支援事業	人	33	34	34	26	32	37
	時間	3,960	4,080	4,080	3,195	3,447	2,031

※実利用者数、延べ利用時間数

※各年度年間利用実績、平成 29 年度は 9 月までの利用実績

実施に関する考え方

障害のある人の外出時に必要な支援であり、自立生活の支援及び社会参加促進のため、利用を推進します。

必要な量の見込み

サービス種別	単位	見込み		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
移動支援事業	人	38	38	39
	時間	4,155	4,230	4,316

※実利用見込者数、延べ利用見込時間数

見込量の確保のための方策

- ❖ 移動支援事業の利用希望者の把握に努めるとともに、制度の周知を図ります。
- ❖ 個々の障害の特性に合わせ、より利用しやすいサービス提供をめざし、個別支援やグループ支援などの様々な移動方法を検討します。
- ❖ サービス提供事業者に対し、必要とされる移動手段や支援方法などの情報を提供し、サービスを提供する事業者の拡充に努めます。

(7) 地域活動支援センター事業

障害のある人が通い、創作活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進などの便宜を図ります。

利用状況

サービス種別	単位	見込み			実績		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域活動支援センター事業	箇所	5	5	5	4	6	6
	人	117	120	123	114	104	87

※実施箇所数、実利用者数

※各年度年間利用実績、平成29年度は9月までの利用実績

実施に関する考え方

地域で生活する障害のある人に、日中活動の場を提供することにより、社会参加の促進を図ります。

必要な量の見込み

サービス種別	単位	見込み		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域活動支援センター事業	箇所	6	6	6
	人	114	115	118

※実施見込箇所数、実利用見込者数

見込量の確保のための方策

- ❖ 創作活動の場を求める障害のある人や利用が見込める人、新たに障害者手帳を取得した人などに制度の周知を図り、サービスの利用を促進します。

2 任意事業

(1) 訪問入浴サービス事業

家庭において、長期にわたり入浴することができない身体障害のある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図るため、移動入浴車を派遣し、入浴サービスを提供します。

利用状況

サービス種別	単位	見込み			実績		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
訪問入浴サービス 事業	人	5	6	6	8	6	8
	回	240	288	288	263	286	148

※実利用者数、延べ利用回数

※各年度年間利用実績、平成29年度は9月までの利用実績

実施に関する考え方

在宅で重度障害者の家族などの介護者の負担軽減のためにも、必要とする人を把握し、支援していく必要があります。

継続利用者と、新たな利用者の増加及び利用回数の増加を見込みます。

必要な量の見込み

サービス種別	単位	見込み		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問入浴サービス事業	人	9	9	9
	回	303	308	315

※実利用見込者数、延べ利用見込回数

見込量の確保のための方策

- ❖ 必要としている障害のある人が利用できるように、在宅の重度障害者などに制度の周知を図り、サービスの利用を促進します。
- ❖ 利用者数の増加見込みに合わせて、必要なサービスが提供できるよう、サービス提供事業者の確保に努めます。

(2) 日中一時支援事業

障害のある人を日常的に介護している家族に一時的な休息がとれるように、昼間に介護などを行う日中ショートステイ事業、日中デイサービス事業を行います。

利用状況

サービス種別	単位	見込み			実績		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
日中一時支援事業	人	52	53	54	65	77	55
	回	1,084	1,112	1,139	893	1,379	667

※実利用者数、延べ利用回数

※各年度年間利用実績、平成29年度は9月までの利用実績

実施に関する考え方

障害のある人の家族の就労支援や、障害のある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保するためのレスパイトサービスとして、利用を促進します。

ニーズが高く、実施する事業所数も増加しており、今後も継続利用者と、新たな利用者の増加を見込みます。

必要な量の見込み

サービス種別	単位	見込み		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
日中一時支援事業	人	77	78	79
	回	1,379	1,403	1,427

※実利用見込者数、延べ利用見込回数

見込量の確保のための方策

- ❖ 介助負担を軽減するため、制度の周知を図るとともに、利用者の要望に応じて柔軟に対応することにより、利用を促進します。
- ❖ 利用者数の増加に合わせて、必要なサービスが提供できるよう、サービス提供事業者の確保に努めます。

(3) 生活サポート事業

介護給付支給決定者以外の人について、必要な支援（生活支援・家事援助）を行うことにより、障害のある人の地域での自立した生活を推進します。

利用状況

サービス種別	単位	見込み			実績		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
生活サポート事業	人	2	2	2	0	0	0

※実利用者数

※各年年間度利用実績、平成29年度は9月までの利用実績

実施に関する考え方

障害福祉サービスで支援を受けることができない障害のある人への支援として、本人の生活向上や家族の負担軽減を図ります。

対象者が限られているため、大幅な増加はありませんが、新たな対象者を勘案し見込みます。

必要な量の見込み

サービス種別	単位	見込み		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活サポート事業	人	1	1	1

※実利用見込者数

見込量の確保のための方策

- ❖ 支援を必要とする人にサービスが提供できるよう、介護給付支給決定時に非該当となった人や家族などの介護者、相談支援事業所などに制度を周知します。
- ❖ 事業者に、専門的な人材の確保及びその資質向上を図るよう働きかけます。

(4) 自動車運転免許取得費・自動車改造費助成事業

ア 自動車運転免許取得費助成事業

身体に障害のある人が、就労などの社会活動への参加を目的として自動車運転免許を取得する場合に、取得に要する費用の一部を助成します。

イ 自動車改造費助成事業

身体に障害のある人が、自ら所有し運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、就業や地域での自立生活及び社会参加を促します。

利用状況

サービス種別	単位	見込み			実績		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自動車運転免許取得費助成事業	人	2	2	2	0	0	0
自動車改造費助成事業	人	5	5	5	5	1	4

※実利用者数

※各年度年間利用実績、平成29年度は9月までの利用実績

実施に関する考え方

当該制度を利用することにより、身体に障害のある人が移動手段の一つとして自動車を利用できるようになるため、身体に障害のある人の就業や地域での自立生活及び社会参加の促進が期待でき、積極的な利用を推進していく必要があります。

対象者が限られているため、大幅な増加はないと見込みます。新たに身体障害者手帳を取得する人や、自動車改造費助成事業については、以前利用した人で自動車の変更による再申請、新たに対象となる障害者数などを勘案し、見込みます。

必要な量の見込み

サービス種別	単位	見込み		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
自動車運転免許取得費助成事業	人	1	1	1
自動車改造費助成事業	人	3	3	3

※実利用見込者数

見込量の確保のための方策

- ❖ 新たに手帳を取得する人などを中心に、障害のある人に当該制度を周知します。
- ❖ 自動車改造費助成事業については、車の変更などがあった場合は再度利用することができるため、利用者に周知します。

3 児童福祉法に基づく見込量と確保の方策

(1) 障害児支援（児童福祉法に基づくサービス）

障害児通所支援には、次のようなサービスがあります。

児童発達支援

就学前の障害児を対象として、児童発達支援センターなどにおいて、日常生活の基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。

放課後等 デイサービス

小学校から高校までの在学中の障害児を対象として、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、施設などにおいて生活能力向上のための訓練などを実施したり、居場所づくりを行います。

保育所等訪問支援

障害児施設で指導経験のある保育士などが、保育所などを訪問し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

医療型 児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能障害（肢体不自由）のある児童を対象として、医療型児童発達支援センター又は指定医療機関において、児童発達支援及び治療を行います。

障害児相談支援

障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。

居宅訪問型 児童発達支援

重症心身障害児等の重度の障害児で児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが困難な障害児を対象として、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

利用状況と課題

過去3年間の利用状況は、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援については、毎年利用量が増加しています。

利用量の増加に応じ、サービスが不足なく提供できるよう、サービスの提供体制を整備する必要があります。

サービス種別	単位	見込み			実績		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	人	86	93	95	99	120	95
	人日	1,290	1,395	1,425	712	914	796
放課後等 デイサービス	人	88	91	92	99	110	128
	人日	1,760	1,820	1,840	1,109	1,336	1,517
保育所等訪問支援	人	10	11	12	2	2	6
	人日	40	44	48	2	2	12
医療型 児童発達支援	人	1	1	1	1	0	0
	人日	20	20	20	12	0	0
障害児相談支援	人	29	31	31	33	46	44

※各年度3月利用実績、平成29年度は9月利用実績

実施に関する考え方

児童発達支援、放課後等デイサービスは、ニーズが高く今後も利用が増加すると見込みます。

利用者については、継続利用者と新たな利用者の増加及び利用回数の増加を見込みます。

必要な量の見込み

サービス種別	単位	見込み		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	人	120	122	124
	人日	1,080	1,098	1,116
放課後等 デイサービス	人	131	133	136
	人日	1,703	1,729	1,904
保育所等訪問支援	人	7	8	8
	人日	14	16	16
医療型 児童発達支援	人	1	1	1
	人日	20	20	20
居宅訪問型 児童発達支援	人	2	2	2
	人日	2	2	2
障害児相談支援	人	50	51	52

見込量の確保のための方策

- ❖ 利用者数の増加見込みに合わせて、必要なサービスが提供できるよう、サービス提供事業者の確保に努めます。
- ❖ 障害のある子どもを持つ親に制度の周知を図るとともに、有意義な放課後を過ごすことができるように利用を促進します。

(2) 障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備

障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握のため、犬山市児童発達支援事業実施施設であるこすもす園通所者を対象にアンケート調査及び特定非営利活動法人ぽんぽこネットワーク保護者会を対象にヒアリング調査を実施しました。

子ども・子育て支援等の利用を希望する障害児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童クラブ等における障害児の受入体制の整備に努めます。

実施に関する考え方

保育園、認定こども園については、子ども・子育て支援事業計画における量の見込み総数に、加配保育対象の園児数の割合を積算し、見込みます。

放課後児童健全育成事業については、子ども・子育て支援事業計画における量の見込み総数に、利用実態を考慮して、障害者出現率を積算し、見込みます。

必要な量の見込み

サービス種別	単位	利用ニーズを踏まえた必要な見込量	見込み		
			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
保育園	人	34	34	34	34
認定こども園	人	5	5	5	5
放課後児童健全育成事業	人	6	6	6	6

見込量の確保のための方策

- ❖ 障害のある子どもに対する支援については、「子ども・子育て支援事業計画」と整合性を図りながら、関係機関と連携し、受入体制の整備に努めます。

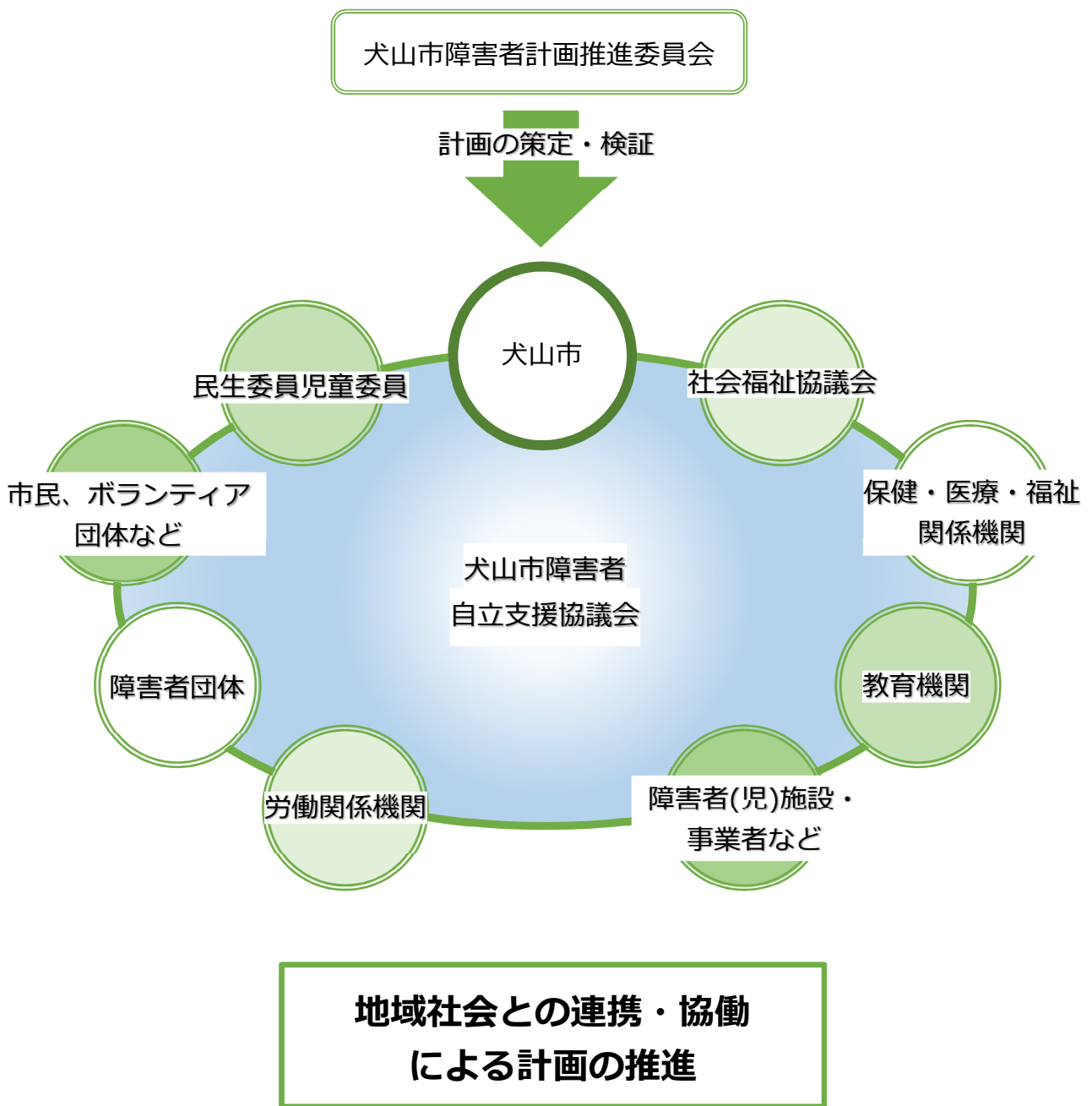


第 6 章 計画の点検・評価

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、障害のある人の意見を最大限尊重するとともに、行政、市民、ボランティア、民生委員児童委員、社会福祉協議会、保健医療福祉関係機関、教育機関、障害者団体、障害者施設や事業者などの関係機関が連携し、それぞれの役割を果たしながら協働して障害者福祉施策に取り組みます。

また、本計画を市ホームページなどで周知することにより、障害のある人に対する地域社会の理解と協力が得られるよう、普及啓発を図ります。



2 計画の点検・評価

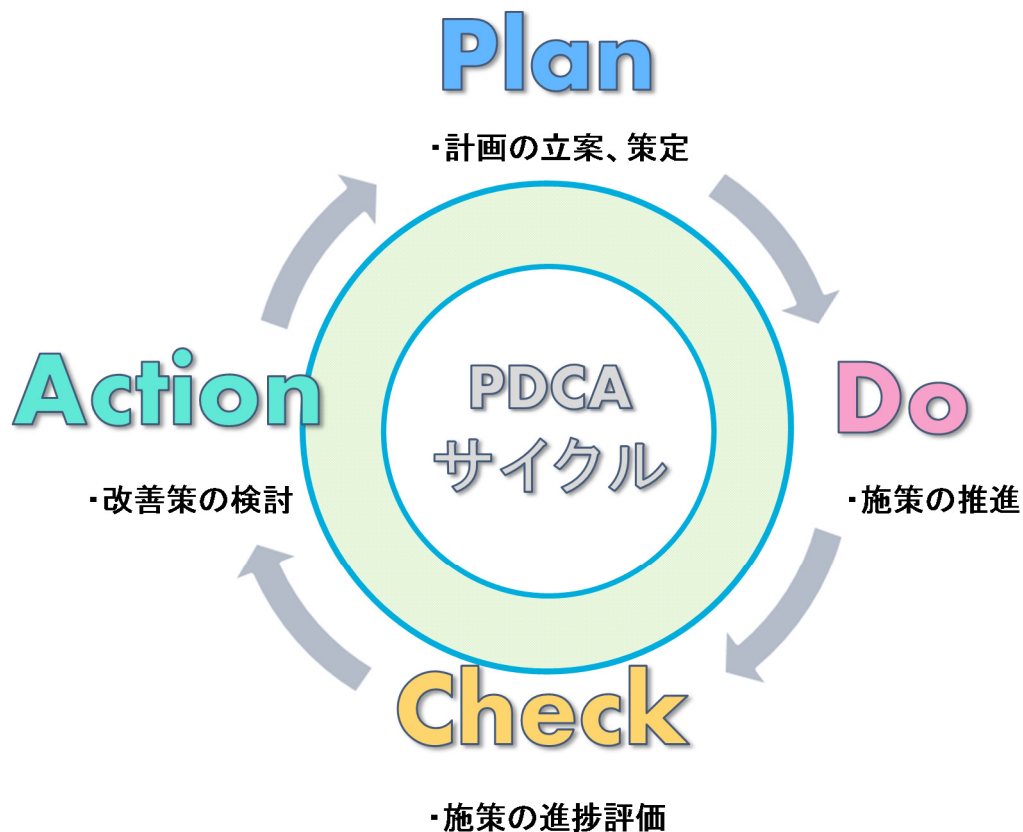
1 点検及び評価の基本的な考え方

本計画の推進にあたり、計画に盛り込んだ施策の実施状況や、進捗状況について点検します。

また、今後、この結果に基づいて、障害のある人のニーズや社会状況の変化などに対応した施策などの見直しを実施します。

2 点検及び評価体制

犬山市障害者計画推進委員会が中心となり、PDCAサイクル※を取り入れ、計画の進捗状況についての点検及び評価を実施します。



※PDCAサイクルとは、Plan（計画策定、実施方針・目標設定）、Do（実行）、Check（点検・評価）、Action（改善・見直し）の頭文字をとったものです。行政施策や事業の評価にあたって、計画から見直しまでを一環として行い、さらにそれを次の計画・事業に生かそうという手法です。Plan→Do→Check→Action→Plan……という一連の周期的な流れ（サイクル）によって計画の進捗管理を行っていくことから、PDCAサイクルと称しています。

資料編

1 計画策定の経過

年 月 日	内容
平成 28 年 10 月 1 日 ～10 月 21 日	障害者支援に関するアンケート調査実施
平成 29 年 8 月 2 日	第 1 回 犬山市障害者計画推進委員会 ①犬山市障害者支援に関するアンケート調査結果報告書について ②犬山市障害者基本計画・犬山市障害福祉計画・犬山市障害児福祉計画について
平成 29 年 8 月 7 日 ～10 月 6 日	障害者団体ヒアリング実施 (1) 犬山市身体障害者福祉協会 (2) 精神障がい者家族会（犬山しらゆり会） (3) 犬山市心身障害児（者）父母の会 (4) 特定非営利活動法人ぽんぽこネットワーク 保護者会
平成 29 年 10 月 4 日	第 1 回 犬山市障害者施策推進検討会 ①犬山市障害者基本計画・犬山市障害福祉計画・犬山市障害児福祉計画について
平成 29 年 10 月 24 日	第 2 回 犬山市障害者計画推進委員会 ①第 2 次障害者基本計画・第 4 期障害福祉計画の検証及び障害者施策推進検討会進捗状況報告について
平成 29 年 11 月 21 日	第 2 回 犬山市障害者施策推進検討会 ①障害者施策の検討・計画書（案）の確認
平成 30 年 1 月 23 日	犬山市障害者自立支援協議会
平成 30 年 1 月 17 日 ～ 2 月 7 日	パブリックコメント実施 愛知県への意見聴取
平成 30 年 2 月 19 日	第 3 回 犬山市障害者計画推進委員会
平成 30 年 3 月	犬山市障害者計画策定推進委員会委員長から市長に提言
平成 30 年 3 月	市議会報告

2 犬山市障害者計画推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、犬山市附属機関設置条例（平成28年条例第36号）第8条の規定に基づき、犬山市障害者計画推進委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は、本市における障害者福祉の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とする。

(委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者団体の構成員
- (3) 民生児童委員
- (4) 保健医療福祉関係機関の者
- (5) 教育関係機関の者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集及び議事)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が在任しないときの会議は、市長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(検討会)

第6条 委員会は、その所掌する事項に関し調査研究等を行うため、障害者施策推進検討会（以下「検討会」という。）を置くことができる。

- 2 検討会は、市の職員をもって構成し、会長は、健康福祉部福祉課長をもって充てる。
- 3 検討会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において行う。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第5条第2項の規定にかかわらず、廃止前の犬山市障害者計画推進委員会設置要綱(平成19年8月10日施行)に基づく犬山市障害者計画推進委員会の委員長であった者は、この規則の施行の日に委員会の委員長として定められたものとみなす。

3 犬山市障害者計画推進委員会委員名簿

任期：平成28年4月1日～平成30年3月31日

	氏名	団体名等	区分
委員長	田中 良三	愛知県立大学名誉教授	学識経験者
副委員長	高沢 悟	医療法人桜桂会 犬山病院	保健医療福祉 関係機関
委員	齊木 昭子	犬山市公平委員	学識経験者
	黒田 孝志	犬山市身体障害者福祉協会	障害者団体
	大藪 和子	犬山市心身障害児（者）父母の会	
	市岡 治	精神障がい者家族会 犬山しらゆり会	
	榊原 節夫	犬山市民生児童委員協議会	
	金澤 慶了	犬山市ボランティア連絡協議会	保健医療福祉 関係機関
	松浦 英幸	犬山市社会福祉協議会	
	佐藤 輝夫	社会福祉法人 ひかり学園	
	中島 佳代	相談支援事業所 ソーシャルワーク工房そわか	
	大須賀 絹恵	犬山市児童発達支援事業実施施設 こすもす園	
	岩佐 健*	愛知県江南保健所	
	大西 宏幸*	愛知県立小牧特別支援学校	
	岩田 俊樹*	犬山市教育委員会	

※平成29年4月1日から委嘱

4 犬山市障害者施策推進検討会委員名簿

部 名	課 名	職 名	氏 名
健康福祉部	長寿社会課	課長補佐	五十嵐 亜希子
	保険年金課	課長補佐	保浦 英樹
	健康推進課	課長補佐	瀬瀬 由美子
都市整備部	都市計画課	課長補佐	一柳 佳誉
	整備課	課長補佐	高橋 秀成
	土木管理課	課長補佐	吉田 昌義
経済環境部	産業課	課長補佐	水野 嘉彦
市民部	地域安全課	課長補佐	西村 岳之
教育部	学校教育課	課長補佐	田中 直美
	文化スポーツ課	課長補佐	古田 隆行
	子ども未来課	課長補佐	市原 間由美

5 アンケート調査の概要

犬山市障害者支援に関するアンケート調査は、犬山市の障害者等に対して、障害者の現状、障害福祉サービス等の利用状況、周知度及び今後の利用意向、現状での問題点や課題事項等を把握し、障害者施策の推進と障害者基本計画策定のための基本資料とすることを目的として実施しました。

①調査対象者

❖ 身体障害者手帳所持者調査

市内在住の身体障害者手帳所持者全員

❖ 療育手帳所持者調査

市内在住の療育手帳所持者全員

❖ 精神障害者保健福祉手帳所持者調査

市内在住の精神障害者保健福祉手帳所持者全員

❖ こすもす園通所者調査

市内在住のこすもす園通所者全員

❖ 一般市民調査

市内在住の20歳以上の一般市民から1,000人を無作為抽出

②調査期間と方法

❖ 調査期間 : 平成28年10月1日～平成28年10月21日

❖ 調査方法 : 一斉郵送

③回収状況

調査対象者	配布数 (件)	回収票数 (件)	回収率	回答票数 (件)	有効 回収率
身体障害者手帳所持者	2,398	1,664	69.4%	1,538	64.1%
療育手帳所持者	426	263	61.7%	234	54.9%
精神障害者保健福祉手帳所持者	520	303	58.3%	260	50.0%
小計	3,344	2,230	66.7%	2,032	60.8%
こすもす園通所者	103	60	58.3%	60	58.3%
一般市民	1,000	556	55.6%	551	55.1%
合計	4,447	2,846	63.9%	2,643	59.4%

6 障害者団体ヒアリングの概要

(1) 犬山市身体障害者福祉協会

開催日：平成 29 年 8 月 7 日（月）
 開催時間：13 時 30 分～15 時 00 分
 場 所：ふれあいプラザ

(1) 住み慣れた地域における自立生活への支援

- ◆ 犬山市の身体障害者約 2,490 名のほとんどが高齢者であり介護者も同じ状況となり、介護破綻に直面しているが、実際は減少している。減少の要因を調べる必要がある。
- ◆ 地域における自立生活への支援とは、役所が町内会と民生委員と話し合い情報を共有し、各自何ができるかを考え障害者支援をしてほしい。
- ◆ 町内会独自の自立支援は難しい。要援護者登録をしていないと支援は難しいが、登録できない状況もある場合の対策を検討しなくてはいけない。
- ◆ 独居老人などで、個人で依頼できない場合、民生委員を通じて町内会長に言って登録したらどうか。
- ◆ 視覚障害で登録できない人もいるので制度を見直してほしい。
- ◆ コミュニティバスを土日も運行してほしい。

(2) 生活基盤としての多様な住まいの確保

- ◆ グループホームに入居するためにはお金がかかる。
- ◆ 義足のため集団生活は無理。
- ◆ 最終的に経済的な事が問題。
- ◆ 障害者が一人で生活することを選択した場合、老人福祉の様なヘルパーが来てくれるか。
- ◆ 介護保険以外に障害福祉サービス等の情報が入ってこない。
- ◆ 障害者は何級から障害福祉サービスが受けられるのか。
- ◆ ガイドブックに福祉サービスの内容を掲載し、配布してほしい。
- ◆ 制度を知らず、シルバー人材センターに頼む人もいる。
- ◆ 制度について、ホームページで見れてもパソコンを持たない人への配慮が必要。紙面などは窓口での配布だけでなく、会員にも配布してほしい。
- ◆ 役員会等で制度の変更内容などを説明してほしい。適宜情報を流すことが役立ち、協会に入る意味がある。
- ◆ 生活の基盤というのはどの状態のことを想定していて、どうなった時に多様な住まい方を選択するのか。
- ◆ 現状補聴器を使用しているが、将来的に耳が聞こえなくなった時、どれくらいの条件でグループホーム支援してくれるのか。日中一人で安心して過ごすためにどのような支援があるのか。
- ◆ 多様な住まいとはどういった設備があり、介護施設との違いは何か。
- ◆ 状況に応じて住み方を選択したり、介護保険に移行するまでの間、通院の介助や買い物など手助けしてくれる人がいると心強い。

(3) より豊かな就労への支援

- ◆ 就労は生きがいである。

- ◆ 高齢の障害者の就労というのを位置づけてもらうといいのではないか。知的障害や身体障害は学校からの依頼で働く人はいるが、退職してからの障害者の就労支援があるのか。
- ◆ 障害者の平均年齢が 73 歳であり就労支援が無いのが実情。一般が 2,490 名で 2,200 名が範囲以外。重度障害の 1 級の人が多く、就労したいが就労の場が無い。障害者の雇用率が超えているといっても重度の人はいるのか。
- ◆ 福祉計画では障害というのは、聴覚、下肢、上肢、内部がほとんどで、視覚障害は含まれていないが、視覚障害で働きたいという人への支援を考えてほしい。
- ◆ 市役所の職種の中で、音声入力の PC 作業やそれ以外の視覚障害者ができる仕事があれば採用してはどうか。市役所が率先して採用してほしい。
- ◆ ハローワークを通じて就職すると就労支度金が支給されるが、市役所からは出ない。
- ◆ 定年になった時に市から情報があると良い。個人や協会にも情報を流してほしい。
- ◆ シルバー人材センターから各業者に就労したが、役所から各会社にも障害者の求人情報を流してほしい。シルバー人材センターからでは障害者枠ではなく一般として平等に働かなくてはならない。
- ◆ 就労の支援は役所にばかり頼ってはいけけない。自分で努力しないと行けない。資格をとることが大切。
- ◆ 名古屋ではヘルスキーパーといって社員のためにマッサージをする仕事もあるが犬山ではまだない。
- ◆ ライオンズクラブ等で広報できないか。

(4) 災害時における支援体制の確立

- ◆ 足が悪いので、畳の避難所でも椅子を置けるとよい。
- ◆ 避難所のトイレが障害者対応になっていないと困る。

(5) 個々の生活状況にあったきめ細やかな相談支援体制の確立

- ◆ ガイドブックを配ってもらうが、内容は教えてもらわないとわからない。点字では作っていない。視覚障害者が手帳をもらった時に説明がなかった。CDを配布してもらうと良い。紙の媒体では白紙と同じ。
- ◆ 役所では丁寧に教えてもらえるようになったが、多様な身体障害についてもっと勉強してもらいたい。
- ◆ 人事異動に伴い、1～2年で交代する福祉課職員の引き継ぎを十分にしてほしい。

(6) 障害者スポーツ等の振興

- ◆ ふれんどの活動や作品を皆さんに見てほしい。
- ◆ 市役所でも様々な作品を展示しているが、協会でもそこを使用させてほしい。
- ◆ 作品展のところに置いてあった福祉パンフレットが良かった。
- ◆ 作品展だけでなく運動会も必要。
- ◆ スポーツはパラリンピックのように各障害に特化したスポーツがあるのでそれを紹介して身体障害者が参加すると良い。外に出て行くイベントがあっても良いのではないか。
- ◆ 体育館を利用する時のアクセスが悪い。コミュニティバスなど考慮してほしい。点字ブロックを敷くだけでも助かる。

(7) 国の動向から、今後進められていく施策について

- ◆ 特になし

(2) 犬山市心身障害児(者)父母の会

開催日：平成 29 年 8 月 7 日 (月)

開催時間：9 時 30 分～11 時 00 分

場 所：福祉会館 403 会議室

(1) 住み慣れた地域における自立生活への支援

- ◆ 年齢問わず、障害を持つ人と地域の人との交流があるとよい。
- ◆ 市で障害者や地域の人が交流できる運動会をやってほしい。
- ◆ 仕事を持つ親が多いのでデイキャンプ等の交流の場での親の参加が少ない。
- ◆ 重度の障害児がいると、兄弟のことを考えると働きたいがなかなか厳しい。
- ◆ 親が仕事を持つと平日行事の参加は難しいので、土日に市で地域の交流ができる運動会等の行事をやってほしい。
- ◆ 自閉症の子が支援級に通えて良かった。健常者の子や親に声をかけられただけでもうれしい。
- ◆ 支援級対象の子がレベルに合わせて授業を受けられるようになったことはよい。
- ◆ 親世代にも支援級の同級生がいたが、なかなか声をかけることができない時代があった。しかし、今の子どもたちは盛んに交流をし、上手にリードしてくれてありがたい。
- ◆ 同世代の子供たちと交流を持ちたいと思ったときに、自ら働きかけ、学校にお願いするのも大事である。
- ◆ 児童デイサービスを増やしてほしい。
- ◆ 日中一時の併用の廃止で、デイサービスの事業所により延長時間が変わるので一律にしてもらいたい。兄弟の関係で日中一時の時間までに帰ってこられない場合、市外で 18 時半までやっているところもあり、犬山市も一律で 18 時ぐらいまで伸ばしてほしい。
- ◆ 市内と市外でサービスの内容が違う。

(2) 生活基盤としての多様な住まいの確保

- ◆ 医療ケアが必要になる子はグループホームが難しい。
- ◆ 親子型のグループホームを望まれている人がかなり多い。
- ◆ 看護師がいないので、児童デイサービスの利用ができない。
- ◆ 医療的ケアが必要な子は、親が 1 日学校に待機となり、拘束される。その時間が自由になれば、親は働きに行くことができる。
- ◆ 医療的ケアの必要な子はバス送迎が利用できない。また、児童デイサービスも看護師が常にないたため利用日が限られる。常勤看護師配置の児童デイサービスを充実してほしい。
- ◆ 児童デイサービスの送迎が充実したことにより、親同士の交流が本当に少なくなり、ケアを受けている親の孤立感がある。他市でもそういう人が増えてきている。
- ◆ 子どもの成長より生活を優先せざるを得ない親が多い。
- ◆ 医療型の生活介護を充実してほしい。
- ◆ 土日でも利用できる日中一時支援がほしい。
- ◆ 犬山市では水平館、ひかり学園だが、障害の度合いによって利用の有無が変わるので、利用していない方は使いにくい。
- ◆ 日中一時支援を充実させてほしいという声が多く、いぶきがその対象になってほしい。
- ◆ 現在、犬山市で夜も支援員がいるグループホームはない。他市では、グループホームの建物はあがるが、支援員がいらないから開所できないという話も聞く。

- ◆ 自分の子どもの将来を考えると、今すぐにでもグループホーム等を立ち上げたいが、何をすればいいのかわからない。

(3) より豊かな就労への支援

- ◆ 障害児だけでなく、その家族や親を支援していかないと良くならない。
- ◆ 親の心が潤っていれば余裕ができ、余裕がないと何もかも不満になってしまう。
- ◆ 就労機会があっても、働く人の理解不足がある。就労先を増やしてほしい。
- ◆ 自分の子どもを見ていて本当に仕事にならないと感じる。一般企業では絶対に雇ってもらえない。付きっきりで見てもらいながら仕事をしないといけないので就労A、就労Bの職員の方々には本当に頭が下がる。
- ◆ 障害児に付き添っていただける職員がもっと増えるといい。
- ◆ 子どもがニコニコ帰って来ると嬉しく、そういう場が増えるともっと助かる。
- ◆ 事業所の環境を整えてあげたい。働いている人や子どもたちが働きやすい環境づくりをしてほしい。
- ◆ 自分の子どもは最初、一般就労だったが、1年で企業の態度が変わり、就労Aに変わった。就労に関しては父母の会のようなものがないため、情報がまったく入ってこない。
- ◆ 就労の情報は本人からか、企業とのやりとりで聞くしかない。同じ境遇で悩んでいる方が多いと思う。市から父母の会を紹介してほしい。
- ◆ 企業は利益を追求しているため、会社の上の方は理解していても現場の方は理解を示すのが難しいことがある。

(4) 災害時における支援体制の確立

- ◆ 登録だけしている。
- ◆ 南小学校に避難するようになっているので、普段からそこに連れて行き人見知りしないよう、人混みの中で生活できるようにしている。
- ◆ なるべく通常の避難先で、又は自宅でなんとかしようと思う。
- ◆ 福祉避難所などあるが、おそらく行くことができない。
- ◆ 呼吸器を使っているのでバッテリーの心配もある。車とつなげたり、発電機を買ったりして備えようとしている。
- ◆ ガソリンは常に赤ランプがつかないようにするなど心がけている。
- ◆ 食事の面もある程度確保した状況にしたり、充電機能のある吸引器を使うなど、日頃から準備をしておくことが大事。
- ◆ 自宅に居たい人を把握しておいてもらいたい。
- ◆ 呼吸器を使用していて手続きをしたため、停電時は中部電力から連絡が入ることもある。災害のとき確認してくれることはありがたい。
- ◆ 慣れた環境のいぶきが避難所になっていただけるとありがたい。使い慣れているところが福祉避難所になるといい。
- ◆ 普段からできる範囲の準備をしておくということが大事。

(5) 個々の生活状況にあったきめ細やかな相談支援体制の確立

- ◆ 実質、親の会が厳しいのは犬山だけではない。役員をやりたくない、自分のために時間を使いたいという人が多い。一方では情報がほしいという方も多い。
- ◆ 内容の細かいことはなかなか相談しづらいところもある。相談する場を設けても参加率が低い。

- ◆ 移動支援に関して、移動だけの支援となっているので目的を達成する支援とはなっていない。
- ◆ サービス内容を充実したものにしてほしい。
- ◆ 日常生活用具の支援で、体の成長に合わせて切り替えをしてほしい。
- ◆ 吸引器などで補助を受けているが、1台では故障したときに不安。実費で予備を買ったが結構な額になった。給付をするときに障害の度合によって何が支給されるかの表があると助かる。
- ◆ 岡崎市にはバリアフリーのガイドブックがあるが、犬山市でも作っていただけるといい。
- ◆ 新しく体育館ができたが、障害者への配慮を考えていないトイレができていた。作る前に言うべきだった。わかってくれているだろうという考えでは駄目ということがわかった。
- ◆ 移動支援でヘルパーを利用する時、犬山市では移動後の映画館、ボーリングは駄目だがなぜか。移動後の利用中も支援してほしい。

(6) 障害者スポーツ等の振興

- ◆ 運動会の実施とシティマラソンでパラリンの部を作ってほしい。
- ◆ 賞状を父母の会で作ってもいいと思う。市として参加者名簿を作っていただけると出た人にも喜んでもらえる。
- ◆ 学生は運動する機会があるのでいいが、卒業するとなくなるので運動できる機会があるといい。

(7) 国の動向から今後進められていく施策について

- ◆ 障害に関わる人材を増やさないといけない。そのために健常者が障害者（児）と関わるのが大事。
- ◆ 小学校や中学校でも障害について知ってもらう機会を社会福祉協議会が作っている。
- ◆ グレーゾーンの障害の方との接し方は難しいと思っていたが、地域の中で共に関わって生活していれば、自然と対応方法を身につけられる。
- ◆ 小学校に入る際に特別支援学級を断られた人もいるので、改善してほしい。地域の学校に通うということで地域の人に知ってもらうことは重要な事だと思う。
- ◆ 呼吸器をつけてレスパイト入院される方がものすごく増えている現状。
- ◆ ショートステイの場所が増えてありがたいが、ケアが必要な子が利用できるところがまだ少ない。
- ◆ レスパイト入院を利用したいが、余暇の場合、調整が必要なことが課題。一宮の療育医療センターや青い鳥も呼吸器をつけている子はショート利用できないので、コロニー頼みになってしまう。コロニー頼みではなく、犬山の総合病院などでケアが必要な子の枠ができればいい。
- ◆ 子どもの情報など連携をして、医療機関での対応をしてほしい。
- ◆ 今後ケアが必要な子どもが増えていくと思うので地域の病院にケアが必要な子の枠ができる動きが広がればいい。
- ◆ 在宅で呼吸器をつけている人が増えており、サポートの充実が必要。
- ◆ コロニー以外の病院で呼吸器装着対象者は、レスパイト入院はできない。
- ◆ 余暇を理由にショートや日中一時などに子どもを預けにくくなっている。
- ◆ 受け入れ側としては、他に切迫して必要な人がいると優先するということになる。比べてはいけないが、人生において余暇も必要。現状は器も人材も足りていないという状況。

(3) 精神障がい者家族会 犬山しらゆり会

開催日：平成 29 年 9 月 9 日（土）

開催時間：13 時 30 分～15 時 00 分

場 所：南部高齢者活動センター

(1) 住み慣れた地域における自立生活への支援

- ◆ コミュニティバスは何度か利用有。バスの本数が少ない。少なくとも 30 分に 1 本あると良い。利用するには、路線を覚える必要がある。
- ◆ コミュニティバスの利用については、障害の特性にもよるが人とのコミュニケーションがとれない人もいるので難しい。
- ◆ 全体的に支援してくれる人や施設を探している。厳しい状態ではあるが、病院に入れるのはかわいそう。
- ◆ 移動支援をお願いしたい。
- ◆ 本人の状態がよい時は買物等もできるが、調子に波がある。
- ◆ 支援者である自分が寝込んだりした時に買物に行ってくれる人がいない。
- ◆ 犬山市にグループホームは多いが、精神に特化するとアークヒルズ。近隣の小牧市などにもできている。
- ◆ グループホームは、知的、身体障害には充実しているが、精神障害にはいろいろ充実しておらず作業所もない。
- ◆ 日中受け入れてくれる施設があったが、そこまでの交通手段がなかった。
- ◆ 精神障害はグループホームの前段階がない。
- ◆ 建て前上、3 障害の受け入れをしてくれる施設は多いと思うが、実際は違うと思う。
- ◆ 精神障害の難しさはケアが必要なところ。特に心の面。
- ◆ 地域の人に注意され、肩身の狭い思いをしている。
- ◆ 引きこもって受診できないとか、入退院を頻繁に繰り返したうえ受診中断に陥るなど、既存の医療や福祉サービス利用困難な状態の当事者は少なくない。この当事者を対象に、他職種で構成されたチームが、現場への訪問によって、医療・福祉の包括的なサービスを提供するシステム“ACT^(※)”が平成 15 年に導入されましたが、“ACTあいち”が唯一あるのみ。この地域に包括型地域生活支援プログラム（ACT）を導入してほしい。

(2) 生活基盤としての多様な住まいの確保

- ◆ 精神障害者を主対象としたグループホーム（又は宿泊型自立訓練施設）は、回復途上の当事者にとって自立のための訓練を継続実施するために、ぜひとも必要な施設であり、導入をしてほしい。

(3) より豊かな就労への支援

- ◆ 現在、就労 B 型。行ければ A 型と考えている。自信をつけて A 型に行きたい。
- ◆ 近隣市町は A 型が増え、金儲けなどの問題がささやかれていたが、犬山市は 2 つしか増えておらず問題のある事業所はない。
- ◆ 重点課題 5 の相談支援体制の確立ができればすべて解決できる気がする。
- ◆ 重要なのは支援員の理解だと思う。現場の方の理解がないと、余計に傷を負ってしまうことがある。
- ◆ 相談員もたくさんの障害者の計画を作らないと行けないので、腰を据えて計画を作るようになっていない。

<ul style="list-style-type: none"> ◆ サービスを使う人は支援を受けているが、そうでない人は十分な支援を受けられていない状況。 ◆ 病院を退院してからサービスまでつながるといことができていない。病院のケースワーカーが出張して地域の人を支えているという場合もあるので、そこをしっかりとしてほしい。
<p>(4) 災害時における支援体制の確立</p>
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 精神障害は避難するという課題よりも、避難してからの問題がある。
<p>(5) 個々の生活状況にあったきめ細やかな相談支援体制の確立</p>
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 親が亡くなってパニックになることは目に見えている。一人になった時にどう助けてくれるか用意しておきなさいと病院の先生に言われた。 ◆ 病院の先生に生活は自分たちでやってくださいと言われたという話を聞いてショックを受けた。 ◆ 生活支援は入院した時から始まっている。スタートが悪く見ているだけになっている。もう少し考え直してほしい。 ◆ 精神障害は医療と福祉が切れない。今は医療と福祉に切れ目があるので改善が必要。 ◆ 分野を越えた線引きしない支援が必要。
<p>(6) 障害者スポーツ等の振興</p>
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 特になし
<p>(7) 国の動向から今後進められていく施策について</p>
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域で生活する障害者の支援としての災害時の登録制度がよいと思ったが、その名簿を民生委員は把握しているのか。委員が変わった場合には引継ぎをしておいてほしい。 ◆ 障害についてはオープンにしたい方、クローズにしたい方がいる。

(4) 特定非営利活動法人 ぽんぽこネットワーク 保護者会

開催日：平成 29 年 10 月 6 日（金）

開催時間：18 時 30 分～20 時 00 分

場 所：犬山市役所 204 会議室

(1) 家族支援

- ◆ 現状のサービスは何があるか。
- ◆ 他市町村では期間限定で移動支援として朝の通学時にヘルパーを利用することが出来るが、犬山市はそういった制度があるか。将来就労Aをめざすため訓練として移動支援を利用したい。
- ◆ 男子の場合、プールや入浴施設等といった施設に母親が同行できないので、休日の付き添い支援があると良い。
- ◆ 思春期の異性の子供に対して、性の問題を相談できる第三者機関があると良い。心と体のバランスをケアする必要がある。
- ◆ 思春期の子供と対応するにあたり、親子それぞれのためにも離れる時間が欲しい。そういった時に、制限をもうけず、一時的に入所出来る施設があると助かる。
- ◆ パニック時に1対1だと対応が難しい。
- ◆ 特別支援級に通っているが、同年代で同じ障害を持つ子がいない。同じ特性の障害を持つ親とのネットワークや交流する場が欲しい。年齢ごとに必要な情報を提供して欲しい。学校の入卒時に犬山市の現状など情報を聞ける講演会を設けたり広報に載せると助かる。
- ◆ 重度の障害児の場合、すべてにおいて介助が必要だが犬山市に同じ障害の子は2、3人しかいないため情報共有ができない。障害の程度に応じた情報を得られる環境を整えて欲しい。

(2) 教育、保育の提供（利用）体制

- ◆ 犬山の子は犬山で育てると習ったが、養護学校が無い。各学校の支援級では先生によっても状況が変わるし、いじめもある。重度の障害児は一宮に行くという状況は矛盾している。
- ◆ 人それぞれの希望や、子供にとって一番良いと思われる、状況にあった就学が望ましい。地元で支援学校があると良い。
- ◆ 子供を一宮の聾学校まで1時間半かけて送迎している。特別支援学校だとバスがあるが、聾学校は自主通学でバスが無い。専門的なことでは良かったが、自立し、社会に出た時にどうやって皆と関わっていけるか、何が子どもにとってベストなのかはわからない。就職した時に中途半端なコミュニケーションしかできず離職してしまいうケースもあり、そういったことを解消する交流の場があると良い。
- ◆ 学校卒業してからの就職が難しい。犬山の名産を作って経営販売するような場所があるといい。
- ◆ 障害がいじめの対象になりやすい。LINE やその場で言われることもあるが、子ども達はそこでどう回避するのか、周囲の先生など大人が一步踏み込んでフォローを手厚くやっていると良い。
- ◆ 現在中学3年の息子は小学校の時に支援クラスとの交流があったが向いていなかった。しかしその学校に通学しなければならなかったが結局いじめの対象になり2次障害が発生して不登校になってしまった。支援交流は向き不向きもあるので学年で区別するのではなく、個別で対応して欲しい。いじめがわかった段階でシャットアウトすれば、いじめによる傷も浅い。
- ◆ 障害者を持つ親は障害を個性として接することが出来るが一般の人はなかなかできない。一般の人がいかに障害者を理解するかによっていじめも無くなり、接し方もわかる。障害の事を学ぶ授業があって理解する場が必要。

- ◆ 交流についても特別支援の先生だけでなく、母体の先生も理解する必要がある。子供たちの授業も必要だが先生も理解する必要がある。
- ◆ 習い事をさせたいと思った時、子供の事を理解している先生なら良いが、実際子どもがパニックになった時対応に困ると思う。小さいうちは良いが、大きくなった時にどうやって育てたらいいか不安。障害のある子どもに対して他の子供たちもどのように接したら良いかわからない。学校にも相談したが上手くみられていない。
- ◆ 障害のある子に対する理解が足りない。健常者達への教育、理解を深めることがすごく大切だと思う。
- ◆ 障害児も仲間に入ろうと努力しているのだから、健常児の子供も不自由を学ぶよう教えていかなくてはいけない。学校の先生も支援学級でまとめるのではなく、普通学級の先生も巻き込んで欲しい。あゆみも普通学級も載せる。

(3) その他

- ◆ 災害の時に避難所に行く事が困難。役場としてどのように対応してくれるのか何も知らないので不安。事前に情報を知っていけないと行動できない。一般の避難所は迷惑をかけるので行けない。避難所に行ってからの支援があるのか。
- ◆ ぼんぽこ以外の情報がない。可能なサービス、使用できるサービス等積極的に発信して欲しい。
- ◆ 福祉サービスの中で就労等の相談ものってもらえるのか。
- ◆ 福祉の法律が変わることが多いが、母親ネットワークから情報をもらい、市に問い合わせることが多い。市役所にメールを登録して、その都度情報をもらえないか。冊子は古い。役所から個別のメール配信をして欲しい。

7 用語の解説

あ

【ICT（アイ・シー・ティ：Information and Communication Technology）】

情報・通信に関する技術の総称。

【ACT（Assertive Community Treatment、包括型地域生活ケアシステム）】

精神科医、看護師、ソーシャルワーカー、就労支援専門家、当事者スタッフなどが参加して行われる、包括的で専門領域の枠を超えた地域ケアネットワークのことをいう。

【アクセシビリティ】

年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。近づきやすさ。利便性。施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさをいう。

か

【国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）】（平成24年法律第50号）

障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定された法律。

【権利擁護】

自らの意思を表示することが困難な障害のある人などに代わって、援助者などが代理としてその権利やニーズの獲得を行うことをいう。

【広汎性発達障害】（PDD：pervasive developmental disorders）

社会性の獲得やコミュニケーション能力の獲得といった、人間の基本的な機能の発達遅滞を特徴とする「発達障害における一領域」のことで、自閉症、アスペルガー症候群のほか、レット障害、小児期崩壊性障害、特定不能の広汎性発達障害を含む総称。

【合理的配慮】

障害のある人が障害のない人と平等に基本的人権を享有し、行使するために必要な、障害に伴う社会的不利益を埋めるために、社会公共が果たすべきその人の個別事情に則した最も相応しい支援をいう。

【国際連合（国連）】

昭和20年（1945年）10月24日に51か国の加盟国により、「国際の平和及び安全を維持（略）人種、性、言語又は宗教による差別なく、すべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励する」（国連憲章第1条）ことなどを目的として国連が発足し、平成29年（2017年）5月現在では193か国が国連に加盟。国連には、経済、社会、文化などの特定の分野で活動する様々な機関があるが、人権の分野においても、人権関係条約などが定める人権の保障を確保するための機関が設置されている。平成18年（2006年）3月には、国連が世界の人権問題により効果的に対処するために、経済社会理事会の下部組織であったそれまでの人権委員会に代わって人権理事会が設立。

【コーホート要因法】

各コーホート（「コーホート」とは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指す。例えば、平成 14 年 4 月 2 日～15 年 4 月 1 日生まれのコーホートは、平成 17 年 4 月 1 日時点で満 2 歳、平成 21 年 4 月 1 日時点で満 6 歳となり、平成 21 年度の小学 1 年生となる人々の集団である。）について、「自然増減」（出生と死亡）及び「純移動」（転出入）という二つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法である。

さ

【児童福祉法】（昭和 22 年法律第 164 号）

児童の健全な育成、児童の福祉の保障とその積極的増進を基本精神とする総合的法律。児童福祉の原理について、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」ことをうたい、この原理を実現するための国・地方公共団体の責任、児童福祉司などの専門職員、育成医療の給付等福祉の措置、児童相談所、保育所等の施設、費用問題等について定めている。

【自閉症】

自閉症とは、言葉からイメージされる「自らこころを閉ざしている病気」ではなく、また、育て方などによって、後天的になるものでもなく、従来の多くの研究から脳の機能障害によって起こることがわかってきており、(1) 社会的相互交渉の質的障害(2) コミュニケーションの質的障害(3) 常同的・反復的な行動、関心、活動の 3 つの特徴を持つ障害で、人生の早期から認められる発達障害と定義づけられている。

【障害者基本計画】

障害者基本法第 11 条の規定に基づき、政府、都道府県、市町村において障害のある人の状況を踏まえ策定しなければならない基本的な計画。

【障害者基本法】（昭和 45 年法律第 84 号）

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害のある人の自立及び社会参加の支援などのための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された法律。

【障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）】（平成 23 年法律第 79 号）

障害者虐待の防止、養護者に対する支援などに関する施策を促進し、障害のある人の権利利益擁護を目的とした法律。平成 24 年（2012 年）10 月 1 日施行。

【障害者権利条約】

国連では、1970 年代から障害のある人の権利に関していくつもの宣言及び決議を採択してきたが、これらの宣言・決議は法的拘束力を持つものではなく、平成 18 年（2006 年）12 月、障害者権利条約が第 61 回国連総会で採択された。平成 19 年（2007 年）9 月、日本は、条約への署名を行ない、平成 26 年（2014 年）1 月に批准した。これにより、障害のある人の権利の実現に向けた取組みが一層強化され、人権尊重についての国際協力が一層推進されている。

【障害者自立支援協議会】

地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議する組織。

【障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）】（昭和 35 年法律第 123 号）

身体に障害のある人や知的に障害のある人の雇用の促進することによりその職業と生活の安定を図ることを目的とした法律。雇用における差別の禁止、合理的配慮の提供義務、苦情処理・紛争解決援助などを規定した改正法が平成 28 年（2016 年）4 月に施行された。

【障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）】（平成 25 年法律第 65 号）

すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 28 年（2016 年）4 月に施行された。

【障害者自立支援法】（平成 17 年法律第 123 号）

身体に障害のある人、知的に障害のある人、精神に障害のある人及び障害のある児童が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を受けることなどを目的に、平成 17 年（2005 年）11 月に公布された法律。年齢や障害種別などに関わりなく、できるだけ身近なところで必要なサービスを受けながら暮らせる地域づくり、障害のある人が就労を含めてその人らしく自立して地域で暮らし、地域社会にも貢献できる仕組みづくり、障害のある人を支える制度が、国民の信頼を得て安定的に運営できるよう、より公平で効率的な制度をめざした法律。平成 24 年（2012 年）6 月に法律の題名を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に改正。

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）】（平成 17 年法律第 123 号）

平成 24 年（2012 年）6 月に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」により障害者自立支援法が改正され、障害者の範囲に難病が加えられた。平成 25 年（2013 年）4 月には、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、支援の拡大が推進が図られた。平成 30 年（2018 年）4 月からは、地域生活の支援をより一層充実させるための改正法が施行。

【成年後見制度】

知的障害、精神障害、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなどの不利益から守る制度。

【ソーシャル・インクルージョン（インクルーシブな共生社会）】

インクルーシブとは、排除（イクスクルーシブ）の反対語としての「まるごとの受容・内包」を意味する。障害のある人を分離・排除してきた社会が、障害のある人をありのままにすべてを受け入れる、という意味で、生まれた地域で学校に行き、ごくあたりまえに生活できるようにするために、社会の側の変革が求められる。

社会的不利益を受け孤立する人を支援し、社会保障や教育、就労機会の創出などを通して、社会的なつながりの中で共に自立した地域社会の構成員として認めあい、支え合う社会をいう。

た

【地域活動支援センター】

障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。

な

【内部障害】

内臓機能の障害で、身体障害者手帳の交付対象としては、心臓機能障害、呼吸器機能障害、腎臓機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルス、肝臓機能障害がある。

【難病】

原因不明、治療方法未確立で、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病、経過が慢性にわたり、単に経済的問題のみならず介護などに著しく人手を要するために家庭の負担が重くまた精神的にも負担の大きい疾病。

【ノーマライゼーション】〔normalization〕

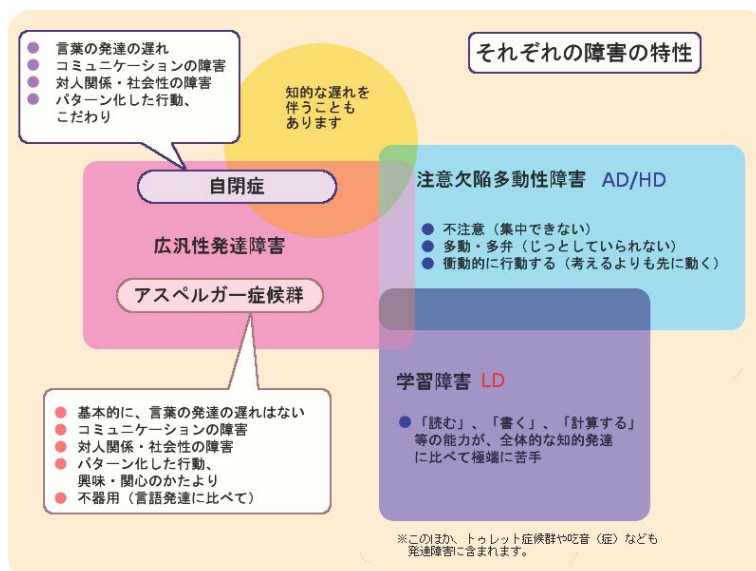
デンマークのバンク・ミケルセンが知的障害のある人の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障害者福祉の最も重要な理念。障害のある人など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方。

は

【発達障害】

発達障害者支援法において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。

- ・学習障害（LD）とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。（平成 11 年 7 月の「学習障害児に対する指導について（報告）」より抜粋）
- ・注意欠陥多動性障害（ADHD）とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。（平成 15 年 3 月の「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」参考資料より抜粋）
- ・広汎性発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群のほか、レット障害、小児期崩壊性障害、特定不能の広汎性発達障害をふくむもの。自閉症とは、3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害であり、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。また、アスペルガー症候群とは、知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないものである。



出典：発達障害情報・支援センター 国立障害者リハビリテーションセンター

【発達障害者支援法】（平成 16 年法律第 167 号）

発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害のある子どもたちへの支援、発達障害のある人の就労の支援などについて定め、発達障害のある人の自立及び社会参加に資するよう生活全般にわたる支援を図り、発達障害のある人の福祉の増進に寄与することを目的に、平成 16 年 12 月に公布された法律。

【避難行動要支援者支援制度】

地震や風水害などの災害が発生した際に、家族などの援助が困難で何らかの助けを必要とする人(災害時要支援者)のなかで、災害時での避難の支援をしてもらうための名簿(災害時要支援者登録名簿)整備を進め、地域内での普段からの見守りと災害が発生した際に支援が得られる仕組みづくりを行い、住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりを図ることを目的とする制度。

や

【ユニバーサルデザイン】

ノースカロライナ州立大学デザイン学部ユニバーサルデザインセンターの創設者である故ロン・メイス氏によって提唱され「すべての人にとって、できる限り利用可能であるように、製品、建物、環境をデザインすることであり、デザイン変更や特別仕様のデザインが必要なものであってはならない。」とする概念で、原則 1：だれにでも公平に利用できること、原則 2：使う上で自由度が高いこと、原則 3：使い方が簡単ですぐわかること、原則 4：必要な情報がすぐに理解できること、原則 5：うっかりミスや危険につながらないデザインであること、原則 6：無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること、原則 7：アクセスしやすいスペースと大きさを確保することの 7 原則となっており、バリアフリーが障害がある人をデザイン対象として限定しているのとはスタンスが異なっている。

※本計画書における平成 32 年度以降の元号表記については、西暦にて補完します。

第 3 次犬山市障害者基本計画（平成 30 年度～平成 35 年度）

第 5 期犬山市障害福祉計画（平成 30 年度～平成 32 年度）

第 1 期犬山市障害児福祉計画（平成 30 年度～平成 32 年度）

平成 30 年 3 月

発行 犬山市 健康福祉部 福祉課

〒484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畑 36

電話 (0568) 44-0321

FAX (0568) 44-0364

ホームページ <http://www.city.inuyama.aichi.jp/>

犬山市